

科目 基本 情報	科目名 アジアと日本 担当者 野添 文彬	期 別	曜日・時限	単位
		前期	水3	2

学 び の 準 備	ねらい 今日、アジアは、経済的には急速に発展する世界で最も活気のある地域の一つである一方で、政治面や安全保障面では、領土問題、歴史認識問題、軍拡競争といった不安定要素をいくつも抱えています。このアジアを平和な地域にすることができるかどうかは、日本、沖縄、そして世界にとって重要な課題です。このような問題関心から、アジアと日本のかかわりの歴史を検討します。	メッセージ アジアは今、大きな変容期にあり、沖縄の将来もアジアの行方にかかっています。アジアの中で日本や沖縄を考える視座を身につけましょう。
	到達目標 アジアと日本の関係をめぐる課題を説明できるようになります。	

回	テーマ	時間外学習の内容
1	イントロダクション	
2	近代日本とアジア①	前回の復習+時事問題のチェック
3	近代日本とアジア②	以下、同じ
4	戦後アジアの形成と日本	
5	戦後日本と中国①	
6	戦後日本と中国②	
7	戦後日本と中国③	
8	戦後日本と中国④	
9	戦後日本と朝鮮半島①	
10	戦後日本と朝鮮半島②	
11	戦後日本と朝鮮半島③	
12	戦後日本と東南アジア①	
13	戦後日本と東南アジア②	
14	戦後日本とアジア地域主義①	
15	戦後日本とアジア地域主義②	
16	テスト	

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など テキストは特になし。参考書として、宮城大蔵編『戦後日本のアジア外交』ミネルヴァ書房、2015年、家近亮子、川島真編『東アジアの政治社会と国際関係』放送大学教育振興会、2016年、国分良成ほか『日中関係史』有斐閣アルマ、2013年、李鐘元ほか『戦後日韓関係史』有斐閣アルマ、2017、川島真・服部龍二編『東アジア国際政治史』名古屋大学出版会、2007年、田中明彦『アジアのなかの日本』NTT出版、2007年など。
	学びの手立て

評価	テスト（70%）、出席点（30%）を基本にしつつ、発言点やレポートの点数を加点して評価します。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 日本外交史、国際政治学など。
-----------------------	-----------------------------------

科目 基本 情報	科目名 N P O論	期 別	曜日・時限	単位
		後期	水 4	2
担当者 -小阪 宜		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	ptt797@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 本講義は、N P Oについての歴史、社会的位置づけ、社会変革について「学び」ながら、人口減少社会に突入した我が国において、「公共」の役割、担い手について「考え」ますます多様化する社会課題に「気づき」、グループで地域課題の解決に取り組む力を育むことを目的とする。	メッセージ この講義をきっかけに自ら社会にアクションを起こせる人になってほしいと思っています。まずは一步踏み出しませんか。
	到達目標 ・N P Oの周辺にある社会的変化 過去 現在 未来について基礎的な知識を身に付けることができる。 ・グループで対話（小グループ、全体）する力を身に付け、社会課題について考える力を持つことができる。 ・グループで身近な社会課題について調べ、解決に向けての計画を立て、アクションを起こす。一連のサイクルをみにつけることができる。	

回	テーマ	時間外学習の内容
1	オリエンテーション 自己紹介（取り組む活動紹介）	
2	なぜN P Oなのか（全体像の把握）	
3	参加のスキルを高める（ワークショップ、ファシリテーション）	
4	N P O史 1（市場の失敗、政府の失敗）	
5	N P O史 2（市民活動、N P O法）	
6	N P O史 3（N P O法その後、社会は変わったか）	
7	市民は社会を変えたのか？1（介護保険制度）	
8	市民は社会を変えたのか？2（ゴミ問題、リサイクル）	
9	社会課題について調べる（グループ）	
10	社会課題について調べる（分析・議論・発表）	
11	課題を解決する仕組みを考える（先行事例）	
12	課題を解決する仕組みを考える（計画づくり）	
13	全体発表	
14	支える仕組み（中間支援/公共人材/資金資源）	
15	期末テスト（試験+レポート）	
16	最終講義	

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など
	テキストは使用しません。毎回プリントします。 加藤哲夫著「一夜でわかる！N P Oのつくり方」（主婦の友社 2004年） デービッド・ボーンステイン著「世界を変える人たち」（ダイヤモンド社 2007年） 駒崎弘樹著「社会を変える」お金の使い方」（英治出版 2010年）

学 び の 実 践	学びの手立て ・事例発表のテーマやN P Oについては変更する場合がある。 ・毎回ミニレポートを提出し、出席確認を行う ・レポートはグループアクションで、何等かの課題を解決活動に取り組んでもらう

評価	評価
	・期末レポート（テーマ：Group Action） ・毎回授業終了時に簡単なミニレポートを提出。（ふりかえり、気づき、感想） ・講義の出席70%以上 ・授業参加（出席回数や授業、議論への参加度など）

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目
	・「環境」「福祉」「まちづくり」など、各分野の専門性を深め社会課題がなんであるかを分析する。 ・N P Oという組織が継続して社会課題を解決するための組織として存在するためのマネジメントなどの組織経営について学ぶ ・関連科目としては、公共政策論、公共学などがある

科 目 基 本 情 報	科目名 沖縄政治論	期 別 通年	曜日・時限 火 2	単位 4
	担当者 黒柳 保則	対象年次 3年	授業に関する問い合わせ まずは講義終了後に教室にて受け付けます。	

学 び の 准 備	ねらい 近現代の沖縄政治について講義します。中心は1945年から1952年までのおよそ7年間です。この時期においては、奄美・沖縄・宮古・八重山の4群島が、日本「本土」や他の群島から分離され、米軍政下に置かれました。4群島のそれぞれに独自の政治空間が存在したのです。こうしたあまり知られていない事実を含めて、歴史を勉強することが未来を考えるようとなるようにしたいです。	メッセージ 毎回なんらかの史料を配布したり映像を視聴したりして、近現代の沖縄政治についての研究の最新の動向を踏まえられるようにします。
	到達目標 近現代の沖縄政治についての基本的な事実を理解し、実際の問題を考える際に歴史的なものの見方ができるようにすることです。	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画</u>	時間外学習の内容	
		回	テーマ
	1 「琉球処分」の展開		参考文献の該当部分
	2 「琉球処分」再考		参考文献の該当部分
	3 沖縄県の設置と鍋島県令の施策		参考文献の該当部分
	4 旧慣温存策		参考文献の該当部分
	5 上杉県令の県政改革		参考文献の該当部分
	6 沖縄群島における不正摘発・旧慣撤廃運動		参考文献の該当部分
	7 宮古群島における人頭税廃止運動		参考文献の該当部分
	8 奈良原県政と民権運動		参考文献の該当部分
	9 土地整理事業		参考文献の該当部分
	10 地方制度改革と参政権獲得		参考文献の該当部分
	11 十五年戦争下の沖縄県政		参考文献の該当部分
	12 沖縄県の消滅		参考文献の該当部分
	13 沖縄群島における米軍政の施行		参考文献の該当部分
	14 沖縄諮詢会の設置		参考文献の該当部分
	15 ワトキンス政治部長の「ネコとネズミ論」		参考文献の該当部分
	16 沖縄民政府と沖縄議会の発足		参考文献の該当部分
	17 自治権獲得運動		参考文献の該当部分
	18 「政党」の結成		参考文献の該当部分
	19 沖縄群島における市町村レベルの選挙		参考文献の該当部分
	20 奄美・宮古・八重山各群島における米軍政		参考文献の該当部分
	21 「シーツ政策」		参考文献の該当部分
	22 沖縄群島政府と沖縄群島議会の設置		参考文献の該当部分
	23 日本復帰運動の開始		参考文献の該当部分
	24 臨時琉球諮詢委員会から琉球臨時中央政府へ		参考文献の該当部分
	25 自治制度構想の展開		参考文献の該当部分
	26 琉球政府の発足と奄美群島の復帰		参考文献の該当部分
	27 「島ぐるみ闘争」をめぐる政治		参考文献の該当部分
	28 瀬長那覇市長の誕生と追放		参考文献の該当部分
	29 キャラウェイ高等弁務官の「自治神話論」		参考文献の該当部分
	30 行政主席の選任方法と立法院議員選挙の変遷		参考文献の該当部分
	31 沖縄の日本復帰／試験		参考文献の該当部分

	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは使用しません。レジュメを配布します。</p> <p>【参考文献】大城将保『琉球政府』ひるぎ社、1992年。大田静男『八重山戦後史』ひるぎ社、1985年。大田昌秀『近代沖縄の政治構造』勁草書房、1972年。鹿児島県地方自治研究所編『奄美戦後史』南方新社、2005年。櫻澤誠『沖縄現代史』中公新書、2015年。平良市史編さん委員会編『平良市史 第二巻』平良市役所、1981年。</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>近現代の沖縄政治についての研究は、新史料の発掘など今後も進展して行くでしょう。関連する新聞記事、映像、そして博物館・公文書館の展示に注意を払って下さい。気になる新聞記事は切抜きを、映像は録画するとよいでしょう。</p>
	<p>評価</p> <p>試験（70%）と平常点（30%）にて評価します。</p>

科目 基本 情報	科目名 会社法	期 別	曜日・時限	単位
		後期	月 1・木 1	4
担当者 伊達 竜太郎		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	r.date@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 我々が生きる現代社会において、「会社」は人々の生活と密接に関係している。ここで取り扱う「会社」では、会社内部の株主や取締役などの意思決定の下で、会社内部の権限・利益配分や会社外部の債権者との取引を行う。本講では、このような会社をめぐる利害関係者を規制する「会社法」を中心に議論を進める。	メッセージ 皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「会社法」の楽しさと奥深さと一緒に学びましょう。
	到達目標 法と経済学や国際会社法などの現代的なトピックを交えつつ、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考観力の獲得を目指す。	

学 び の 実 践	学びのヒント	
	授業計画	時間外学習の内容
	回 テーマ	
1	会社法総論	
2	ベンチャー・ビジネスと法規制	
3	会社形態：株式会社・持分会社	
4	設立（1）総論・設立手続	
5	設立（2）発起人・設立責任	
6	株式（1）総論・株主の権利と義務	
7	株式（2）株式の譲渡とその制限	
8	株式（3）自己株式	
9	新株発行（1）意義・資金調達	
10	新株発行（2）是正措置	
11	新株予約権：意義・発行手続・譲渡・行使	
12	社債：意義・発行手続	
13	機関（1）総論	
14	機関（2）株主総会の意義	
15	機関（3）株主総会の決議	
16	機関（4）取締役会・代表取締役	
17	機関（5）取締役の権限・義務	
18	機関（6）会社役員の責任・行為差止	
19	機関（7）株主代表訴訟	
20	機関（8）監査役・監査役会	
21	機関（9）会計参与・会計監査人	
22	機関（10）委員会設置会社	
23	計算：企業会計の概要・剩余金分配	
24	企業組織再編（1）総論	
25	企業組織再編（2）合併	
26	企業組織再編（3）株式交換・株式移転	
27	企業組織再編（4）敵対の企業買収	
28	国際会社法（1）会社從属法・外国会社	
29	国際会社法（2）国際的合併・企業買収	
30	総括	
31	期末試験	

	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>(1) 伊藤靖史=大杉謙一=田中亘=松井秀征『会社法〔第3版〕(LEGAL QUEST)』(有斐閣、2015年) (2) 最新版の六法</p> <p>学びの手立て</p> <p>復習や反復学習を通して、基本概念と立法趣旨を理解する。また、講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大変なプロセスです。</p> <p>評価</p> <p>期末試験および講義における受講態度により評価する。期末試験の成績が70で、受講態度（出席を含む）が30の割合である。テストは期末試験1回を予定し、選択式6題および論文式2題の問題を予定している。</p>
学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>手形・小切手法、経済法、法務研究I（法学検定試験の対策講座）、法政特論II（ビジネス実務法務検定試験の対策講座）</p>

科目 基本 情報	科目名 家族法	期 別	曜日・時限	単位
		通年	金2	4
担当者 熊谷 久世		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	研究室: 5-618 Mail: kumagai@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい わが国の民法典第4編及び第5編に関する講義を行います。夫婦や親子に関する法律、家族構成員の保護に関する法律を中心とします。戸籍制度や家事紛争の解決など実務的な問題についても取り上げ、近時、子どもの権利が強調されることや、夫婦の氏や人工生殖ならびに同性婚やパートナーシップなど海外の動向も視座に入れ、社会の現実・意識等、法律の背景にあるものにも迫りたいと思います。	メッセージ 家族法は、私法生活一般の基礎であると同時に法律学全体にとっても重要な思考方法を提供する法分野です。最近では婚姻や親子関係などの家族観が多様化していることもあります、成年後見や私的扶養のあり方、さらに人の死亡による権利義務の承継システムなど多くの課題が本講義の中でも登場します。できるだけ解りやすい説明を心がけますので、関心のある方はぜひ受講してください。
	到達目標 この授業の到達目標は、家族法についての基本的な知識や思考方法を習得することにあります。家族に関する問題というものは私たちの生活関係の基礎であり、具体的に起る財産関係法上の問題と家族法上の問題とが密接に関係することは、現実にしばしばみられることもあります。夫婦や親子といった家族関係に伴う属性を持つ個人として実際に財産取引関係にかかわるものである点で、現実の問題を処理する場合においては、家族法の知識と財産法の知識とはいずれも不可欠となります。本授業は1・2年次の財産法の学習と並行して学ぶことにより、3年次以降に配当される高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることを目指します。	

学 び の 実 践	学びのヒント		時間外学習の内容
	回	授業計画	
1	1	家族法の意義と変遷・課題	
2	2	家庭裁判所と家事事件手続法（旧家審法）	
3	3	親族法概説	
4	4	婚姻の成立 再婚禁止期間 婚姻適齢	
5	5	婚姻の効力 選択的夫婦別姓	
6	6	夫婦財産制 これからの夫婦財産のあり方	
7	7	離婚 わが国の離婚制度の変遷 各国の離婚制度	
8	8	離婚の成立 有責配偶者の離婚請求 協議離婚の課題	
9	9	離婚の効果 財産分与と子をめぐる問題	
10	10	婚外関係の法的保護 内縁・事実婚・同性婚・パートナーシップ	
11	11	親子 実子 嫡出親子関係 嫡出推定	
12	12	親子 実子 非嫡出親子関係 認知・準正	
13	13	親子 養子 特別養子と藁の上からの養子	
14	14	人工生殖 人工授精と体外受精・代理母	
15	15	親権 後見・保佐・補助	
16	16	子の奪取について-ハーグ条約	
17	17	扶養 私的扶養と公的扶助 扶養義務	
18	18	氏名と戸籍 氏の意義と命名 戸籍制度	
19	19	小括	
20	20	相続法概説	
21	21	相続人 種類・能力 欠格・廃除 不存在	
22	22	相続分 非嫡出子の法定相続分差別	
23	23	相続の承認と放棄 単純承認・限定承認	
24	24	相続財産 具体的な範囲と遺産の共有	
25	25	遺産分割 協議分割と審判分割	
26	26	相続回復請求権	
27	27	遺言の方式・執行および撤回	
28	28	遺言の効力 遺贈	
29	29	遺留分 遺留分減殺請求権	
30	30	総括	
31	31	期末試験	

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは特に指定せず、講義の初回にレジュメを配布し、毎回資料を追加配布します。昨今の最高裁違憲判決やそれを受けた家族法改正のため、教科書などは各社改訂が見込まれているので、特に自習用として購入しようとする方は相談相談してください。最新版の主要参考文献としては以下のものがあります。</p> <p>(1)「家族法(第3版)」大村敦志 (2)「民法 親族相続(第4版)」松川正毅 (3)「民法判例百選III親族・相続」水野紀子ほか (4)「家族法/民法を学ぶ(第3版)」窪田充見 (5)「民法7親族・相続(第4版)」高橋朋子・床谷文雄・棚村政行 (以上すべて有斐閣)</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>本授業では、家族生活における基礎的な法律関係やその体系的な知識を習得すること、および現実に生じる具体的な問題への処理能力を身につけることを目的としています。したがって、夫婦関係や親子関係の成立や効力についての基礎的な知識については、できるだけ事前に予習を行い必要な知識の概要を把握したうえで授業に臨んでもらうことが有用となります。授業の中でも毎時間、前回までの振り返りを行うよう努めますが、ぜひみなさんの努力にも期待しています。みんなさんの基礎的知識の理解の正確さをはかるためにも適宜小テストを取り入れたいと思います。毎回配布する資料は年間を通じてかなりの分量となりますので、毎講義後にレジュメと資料との関係性を整理することが各自の復習にも役立つと思います。</p>
	<p>評価</p> <p>前後期の期末試験および随時課されるレポート・小テストなどによる総合評価とします。ただし、前期・後期の試験をいずれかでも受けない場合は単位を認めません。出欠は採らないので出席を平常点には含みませんが、随時おこなう確認テストや小レポートに際しては、出席もその評価の対象となります。</p>

学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>専門演習 I・II 国際私法 国際民事訴訟法</p>

科目 基本 情報	科目名 環境法	期別	曜日・時限	単位
		前期	月3・木3	4
担当者 柴田 優人		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	授業後の教室での受付けを原則とするが、研究室（5号館6階616号室）でも対応可。	

学 び の 準 備	ねらい 環境問題をごみ問題や地球温暖化といったような「現象」としてのみ捉えることなく、また、法律や制度の概略を知識として暗記するにとどまることなく、個々の環境問題を法的に考えるに際しての「ものの見方」を明確にする。	メッセージ 法律が制定される背景には、その法律によって達成・実現しようとする「政策」および「政策目標」が存在します。そして、実効的な環境保全を図るための法律や制度は、この達成・実現すべき「政策目標」の存在を前提としつつ作られます。そのため、個々の環境関連法律や環境保全制度を考察するに際しては、その背景にある「環境政策」を理解することが必須となります。
	到達目標 この講義の到達目標は、「環境法の基本的な考え方や手法を統一的・体系的に理解することができるようになる」とこと、「環境法理論と環境法制度がどのように形成され、また発展しつつあるのかを理解できるようになる」ことである。	

学びのヒント		授業計画	時間外学習の内容
回	テーマ		
1	序論—基本的視点と環境法の学び方	参考文献：序論	参考文献：序論 参考文献：第1講 参考文献：第1講 参考文献：第2講 参考文献：第3講 参考文献：第4講 参考文献：第5講 参考文献：第5講 参考文献：第6講 参考文献：第7講 参考文献：第8講 参考文献：第9講 参考文献：第10講 参考文献：第1～10講 疑問点をテキストで確認する 参考文献：第16講 参考文献：第17講 参考文献：第18講 参考文献：第12講 参考文献：第13講 参考文献：第19講 参考文献：第20講 参考文献：第21講 参考文献：第22講 参考文献：第23講 参考文献：第24講 参考文献：第25講 参考文献：第25講 参考文献：第14・15講 参考文献：第12～25講 疑問点をテキストで確認する
2	公害・環境法の生成(1)	参考文献：第1講	
3	公害・環境法の生成(2)	参考文献：第1講	
4	環境基本法の制定	参考文献：第2講	
5	環境法と環境法学	参考文献：第3講	
6	環境法の基本原則	参考文献：第4講	
7	環境権論の意義と課題(1)	参考文献：第5講	
8	環境権論の意義と課題(2)	参考文献：第5講	
9	環境保全の手法(1)—政策目標としての環境基準	参考文献：第6講	
10	環境保全の手法(2)—規制的手法	参考文献：第7講	
11	環境保全の手法(3)—合意的手法	参考文献：第8講	
12	環境保全の手法(4)—経済的手法	参考文献：第9講	
13	環境保全の手法(5)—情報的手法	参考文献：第10講	
14	中間まとめ	参考文献：第1～10講	
15	中間試験	疑問点をテキストで確認する	
16	公害規制の法的仕組	参考文献：第16講	
17	公害規制法の現状と課題(1)—大気汚染・水質汚濁	参考文献：第17講	
18	公害規制法の現状と課題(2)—騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壤汚染	参考文献：第18講	
19	環境リスクへの法的対応(1)—リスク管理制度としての環境アセスメント	参考文献：第12講	
20	環境リスクへの法的対応(2)—自主規制的リスク管理の法制度	参考文献：第13講	
21	循環型社会の法システム	参考文献：第19講	
22	廃棄物処理の法と行政	参考文献：第20講	
23	リサイクルの法と行政	参考文献：第21講	
24	自然保護法(1)—「自然保護」から「生物多様性の保全」へ	参考文献：第22講	
25	自然保護法(2)—自然環境保全の法と行政	参考文献：第23講	
26	自然保護法(3)—景観保全の法と行政	参考文献：第24講	
27	地球環境問題への法的取組(1)	参考文献：第25講	
28	地球環境問題への法的取組(2)	参考文献：第25講	
29	地方分権時代の環境法	参考文献：第14・15講	
30	期末まとめ	参考文献：第12～25講	
31	期末試験	疑問点をテキストで確認する	

	<p>テキスト・参考文献・資料など テキストは指定しない。講義に際しては、レジュメや判例その他の資料を配付し、適宜参照しつつ進める予定である。また、参考文献として、高橋信隆編著『環境法講義〔第2版〕』信山社(2016)（3,900円+税）を指定する。当該参考文献を講義の予習・復習に用いると、授業内容をより理解するために、大変有益である。その他については、講義の際に指示する。</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て 行政法Ⅰおよび行政法Ⅱの授業を履修済、もしくは、履修予定であることが望ましい。また、法律や制度に関する知識を身につけることももちろん重要ではあるが、講義中に掲示されるさまざまな問題に対して、「自分はどう考えるか」も検討してみてほしい。</p>
	<p>評価 中間試験30%、期末試験70%</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 関連科目：憲法、行政法、地方自治法、民法（とりわけ、債権各論）、国際法</p>

科目 基本 情報	科目名 外書講読研究 I	期別	曜日・時限	単位 2
		前期	水2	
担当者 大城 明子		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	akooshiro@okiu.ac.jp	

ねらい 法律、行政、政治を主にした英文をよみながら、それらの分野の知識を蓄え深く思考する力をつける。	メッセージ 英文講読を通して、広く深く考える機会をともに楽しみましょう！
	到達目標 英文記事やエッセイ等を読み、その内容を要約することができる。さらに、その得た知識をもとに現実社会を多角的に考える力を持つことを目指します。

回	テーマ	時間外学習の内容
1	オリエンテーション、割り当て	
2	講読演習1	
3	講読演習2	
4	講読演習3	
5	講読演習4	
6	講読演習5	
7	講読関連視聴学習1	
8	講読関連視聴学習2	
9	講読演習6	
10	講読演習7	
11	講読演習8	
12	講読演習9	
13	講読演習10	
14	チーム発表準備	
15	チーム発表1	
16	チーム発表2 および 全講読演習とMy Note提出	

学びの実践	テキスト・参考文献・資料など クラスで紹介し、購入してもらいます。

学びの手立て	出席については大学規定に準じますので、出席と受講態度（割り当て担当をしっかり行う等）を守ってください。 評価にあるようにテストや課題提出による補填は行いません。普段からの継続した本科目での学びをしっかり行ってください。 ③本科目の範囲内の学習に限らず、広く新聞、本当に情報を求め、それらを客観的にとらえる態度を持ち様々な知識を持ってください。その意欲と実践が本科目で活かされますし、その後においても考える力の元となり、さらには自らを向上させる基礎となります。

評価	出席、割り当て発表、講読演習シート提出、全講読演習シートファイルおよびMyNote提出、チーム発表などのすべての点数を合算し成績は出します。（特に、欠席、クラス内態度不良、遅刻は、減点対象となりますので注意すること！）

学びの継続	次のステージ・関連科目 インターネット等での英字新聞、メディア等を読み要約などのまとめや、それに対して自分の意見等を苦なくおこなえることが本科目履修後の次へのステージとなります。さらに、この力は英語力としては英検準一級のReading読解等にもつながります。

科目 基本 情報	科目名 外書講読研究Ⅱ	期 別	曜日・時限	単位
		後期	水3	2
担当者 稻福　日出夫		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	講義終了後、教室、研究室で受け付ける。	
学 び の 準 備	ねらい 法学に関するドイツ語テキストを輪読することで、ドイツ法文化を理解するための手がかりとしたい。	メッセージ ドイツ語履修者が望ましいが、登録者をそれに限定するわけではない。法学世界の多様性に興味をもってくれることを期待します。		
	到達目標 ドイツ語を通して彼等の規範意識を学ぶことは、翻って、自国の法文化を学ぶことにもなる。 それはまた、郷土沖縄を理解することにも繋がるだろう。			
学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 授業の開始のさい、参加する学生たちと相談して、テキストを決めることになる。そのテキストを皆で輪読していくながら授業を進める事になる。折に触れて、テキストから離れて、ドイツ法文化にまつわるエピソードなどを話すことで、肩の凝らない授業にしていきたい。			
	テキスト・参考文献・資料など 初回に参加者と相談して決めたい。 授業をすすめる中で適宜指示する。			
学 び の 継 続	学びの手立て 少人数のクラスとなるであろう。登録者の意欲的な学習態度が求められる。			
	評価 出席状況やクラスへのかかわりかた、その意欲などを総合して評価の基準とする。			
学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 関連科目として、法政特論V、及びVIの履修を勧める。			

科目 基本 情報	科目名 基礎演習 I 担当者 柴田 優人	期 別	曜日・時限	単位	
		通年	火 3	4	
対象年次		授業に関する問い合わせ			
1年		各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー）			

学 び の 準 備	ねらい 新入生はこれまでと異なる学習方法に戸惑いを生じることがしばしばあると思います。その戸惑いを解消し、大学での勉学態度を身につけるための入門授業です。テーマ・内容は、社会事象一般を題材とした「読み・書き・聞き・話す」を繰り返し、一般的、基礎的教養を習得することを目的とします。こうした全ての学問の基礎となる能力を培うことを本講の目標とします。	メッセージ
	到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを自ら作成し、報告できるようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 基礎演習Iの授業内容に関しては、各担当教員が決めますが、課題を決めての調査・報告、ディベート、本・新聞・雑誌等の報告などを行います。また、「読むこと」「調べること」の課題が、頻繁に出されます。高校までの知識を、大学教育を受ける水準まで上げるには、1年次での努力が必要です。基礎演習Iを「本拠地」として、大学での勉強に取り組んで下さい。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しません（担当者によっては指定する場合があります）。 必要に応じて提示します。
	学びの手立て

学 び の 継 続	評価 出席日数および前・後期における報告等を基準として評価します。

次のステージ・関連科目 基礎演習 II

科目 基本 情報	科目名 基礎演習 I 担当者 武田 一博	期 別	曜日・時限	単位
		通年	火 3	4
		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		1年	各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー）	

学 び の 準 備	ねらい この授業では、大学での勉学の仕方を身につけるための基礎的レッスンを施すことを目的とします。内容は、社会のさまざまな出来事を題材として、「聞く・読む・書く・話す」を繰り返すことによって、基礎知識を身につけ、自分の考えを説得的に話すことを目標とします。こうした能力が、全ての学問の基礎となり、社会人としても必須であることを理解することが大切です。	メッセージ
	到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを自ら作成し、報告できるようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 基礎演習Iの授業内容に関しては、各担当教員が決めますが、課題を決めての調査・報告、ディベート、本・新聞・雑誌等の報告などを行います。また、「読むこと」「調べること」の課題が、頻繁に出されます。高校までの知識を、大学教育を受ける水準まで上げるには、1年次での努力が必要です。基礎演習Iを「本拠地」として、大学での勉強に取り組んで下さい。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しません（担当者によっては指定する場合があります）。 必要に応じて提示します
	学びの手立て

学 び の 継 続	評価 出席日数および前・後期における報告等を基準として評価します。

次のステージ・関連科目 基礎演習 II

科目 基本 情報	科目名 基礎演習 I 担当者 佐藤 学	期 別	曜日・時限	単位
		通年	火 3	4
		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		1年	各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー）	

学 び の 準 備	ねらい 新入生はこれまでと異なる学習方法に戸惑いを生じることがしばしばあると思います。その戸惑いを解消し、大学での勉学態度を身につけるための入門授業です。テーマ・内容は、社会事象一般を題材とした「読み・書き・聞き・話す」を繰り返し、一般的、基礎的教養を習得することを目的とします。こうした全ての学問の基礎となる能力を培うことを本講の目標とします。	メッセージ
	到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを自ら作成し、報告できるようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 基礎演習Iの授業内容に関しては、各担当教員が決めますが、課題を決めての調査・報告、ディベート、本・新聞・雑誌等の報告などを行います。また、「読むこと」「調べること」の課題が、頻繁に出されます。高校までの知識を、大学教育を受ける水準まで上げるには、1年次での努力が必要です。基礎演習Iを「本拠地」として、大学での勉強に取り組んで下さい。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しません（担当者によっては指定する場合があります）。 必要に応じて提示します。
	学びの手立て

学 び の 継 続	評価 出席日数および前・後期における報告等を基準として評価します。

次のステージ・関連科目 基礎演習 II

科目 基本 情報	科目名 基礎演習 I 担当者 熊谷 久世	期 別	曜日・時限	単位
		通年	火 3	4
		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		1年	各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー）	

学 び の 準 備	ねらい 新入生はこれまでと異なる学習方法に戸惑いを生じることがしばしばあると思います。その戸惑いを解消し、大学での勉学態度を身につけるための入門授業です。テーマ・内容は、社会事象一般を題材とした「読み・書き・聞き・話す」を繰り返し、一般的、基礎的教養を習得することを目的とします。こうした全ての学問の基礎となる能力を培うことを本講の目標とします。	メッセージ
	到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを自ら作成し、報告できるようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 基礎演習Iの授業内容に関しては、各担当教員が決めますが、課題を決めての調査・報告、ディベート、本・新聞・雑誌等の報告などを行います。また、「読むこと」「調べること」の課題が、頻繁に出されます。高校までの知識を、大学教育を受ける水準まで上げるには、1年次での努力が必要です。基礎演習Iを「本拠地」として、大学での勉強に取り組んで下さい。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しません（担当者によっては指定する場合があります）。 必要に応じて提示します。
	学びの手立て

学 び の 継 続	評価 出席日数および前・後期における報告等を基準として評価します。

次のステージ・関連科目 基礎演習 II

科目 基本 情報	科目名 基礎演習 I 担当者 上江洲 純子	期 別	曜日・時限	単位
		通年	火 3	4
		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		1年	各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー）	

学 び の 準 備	ねらい 新入生はこれまでと異なる学習方法に戸惑いを生じることがしばしばあると思います。その戸惑いを解消し、大学での勉学態度を身につけるための入門授業です。テーマ・内容は、社会事象一般を題材とした「読み・書き・聞き・話す」を繰り返し、一般的、基礎的教養を習得することを目的とします。こうした全ての学問の基礎となる能力を培うことを本講の目標とします。	メッセージ
	到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを自ら作成し、報告できるようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 基礎演習Iの授業内容に関しては、各担当教員が決めますが、課題を決めての調査・報告、ディベート、本・新聞・雑誌等の報告などを行います。また、「読むこと」「調べること」の課題が、頻繁に出されます。高校までの知識を、大学教育を受ける水準まで上げるには、1年次での努力が必要です。基礎演習Iを「本拠地」として、大学での勉強に取り組んで下さい。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しません（担当者によっては指定する場合があります）。 必要に応じて提示します。
	学びの手立て

学 び の 継 続	評価 出席日数および前・後期における報告等を基準として評価します。

次のステージ・関連科目 基礎演習 II

科目 基本 情報	科目名 基礎演習 I 担当者 大城 明子	期 別	曜日・時限	単位 4
		通年	火 3	

学 び の 準 備	ねらい 新入生はこれまでと異なる学習方法に戸惑いを生じることがしばしばあると思います。その戸惑いを解消し、大学での勉学態度を身につけるための入門授業です。テーマ・内容は、社会事象一般を題材とした「読み・書き・聞き・話す」を繰り返し、一般的、基礎的教養を習得することを目的とします。こうした全ての学問の基礎となる能力を培うことを本講の目標とします。	メッセージ
	到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを自ら作成し、報告できるようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 基礎演習Iの授業内容に関しては、各担当教員が決めますが、課題を決めての調査・報告、ディベート、本・新聞・雑誌等の報告などを行います。また、「読むこと」「調べること」の課題が、頻繁に出されます。高校までの知識を、大学教育を受ける水準まで上げるには、1年次での努力が必要です。基礎演習Iを「本拠地」として、大学での勉強に取り組んで下さい。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しません（担当者によっては指定する場合があります）。 必要に応じて提示します。
	学びの手立て

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 基礎演習 II
-----------------------	----------------------------

科目 基本 情報	科目名 基礎演習 I 担当者 平 剛	期 別	曜日・時限	単位
		通年	火 3	4
学 び の 準 備	ねらい 新入生はこれまでと異なる学習方法に戸惑いを生じることがしばしばあると思います。その戸惑いを解消し、大学での勉学態度を身につけるための入門授業です。テーマ・内容は、社会事象一般を題材とした「読み・書き・聞き・話す」を繰り返し、一般的、基礎的教養を習得することを目的とします。こうした全ての学問の基礎となる能力を培うことを本講の目標とします。	対象年次	授業に関する問い合わせ	
		1年	各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー）	

学 び の 準 備	ねらい 新入生はこれまでと異なる学習方法に戸惑いを生じることがしばしばあると思います。その戸惑いを解消し、大学での勉学態度を身につけるための入門授業です。テーマ・内容は、社会事象一般を題材とした「読み・書き・聞き・話す」を繰り返し、一般的、基礎的教養を習得することを目的とします。こうした全ての学問の基礎となる能力を培うことを本講の目標とします。	メッセージ
	到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを自ら作成し、報告できるようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 基礎演習Iの授業内容に関しては、各担当教員が決めますが、課題を決めての調査・報告、ディベート、本・新聞・雑誌等の報告などを行います。また、「読むこと」「調べること」の課題が、頻繁に出されます。高校までの知識を、大学教育を受ける水準まで上げるには、1年次での努力が必要です。基礎演習Iを「本拠地」として、大学での勉強に取り組んで下さい。
	テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しません（担当者によっては指定する場合があります）。 必要に応じて提示します。
	学びの手立て

学 び の 継 続	評価 出席日数および前・後期における報告等を基準として評価します。
	次のステージ・関連科目 基礎演習 II

科目 基本 情報	科目名 基礎演習 I 担当者 黒柳 保則	期 別	曜日・時限	単位	
		通年	火 3	4	
対象年次		授業に関する問い合わせ			
1年		各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー）			

学 び の 準 備	ねらい 新入生はこれまでと異なる学習方法に戸惑いを生じることがしばしばあると思います。その戸惑いを解消し、大学での勉学態度を身につけるための入門授業です。テーマ・内容は、社会事象一般を題材とした「読み・書き・聞き・話す」を繰り返し、一般的、基礎的教養を習得することを目的とします。こうした全ての学問の基礎となる能力を培うことを本講の目標とします。	メッセージ
	到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを自ら作成し、報告できるようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 基礎演習Iの授業内容に関しては、各担当教員が決めますが、課題を決めての調査・報告、ディベート、本・新聞・雑誌等の報告などを行います。また、「読むこと」「調べること」の課題が、頻繁に出されます。高校までの知識を、大学教育を受ける水準まで上げるには、1年次での努力が必要です。基礎演習Iを「本拠地」として、大学での勉強に取り組んで下さい。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しません（担当者によっては指定する場合があります）。 必要に応じて提示します。
	学びの手立て

学 び の 継 続	評価 出席日数および前・後期における報告等を基準として評価します。

次のステージ・関連科目 基礎演習 II

科目 基本 情報	科目名 基礎演習 I 担当者 野添 文彬	期 別	曜日・時限	単位 4
		通年	火 3	

学 び の 準 備	ねらい 新入生はこれまでと異なる学習方法に戸惑いを生じることがしばしばあると思います。その戸惑いを解消し、大学での勉学態度を身につけるための入門授業です。テーマ・内容は、社会事象一般を題材とした「読み・書き・聞き・話す」を繰り返し、一般的、基礎的教養を習得することを目的とします。こうした全ての学問の基礎となる能力を培うことを本講の目標とします。	メッセージ
	到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを自ら作成し、報告できるようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 基礎演習Iの授業内容に関しては、各担当教員が決めますが、課題を決めての調査・報告、ディベート、本・新聞・雑誌等の報告などを行います。また、「読むこと」「調べること」の課題が、頻繁に出されます。高校までの知識を、大学教育を受ける水準まで上げるには、1年次での努力が必要です。基礎演習Iを「本拠地」として、大学での勉強に取り組んで下さい。
	テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しません（担当者によっては指定する場合があります）。 必要に応じて提示します。

学 び の 実 践	学びの手立て
	評価 出席日数および前・後期における報告等を基準として評価します。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 基礎演習 II

科目 基本 情報	科目名 基礎演習Ⅱ	期 別	曜日・時限	単位 4
		通年	火 4	
担当者 柴田 優人		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		1年	各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー）	

学 び の 準 備	ねらい 基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰにて学習してきた「読み・書き・聞き・話す」能力を踏まえて、より専門的な行政学・法学および政治学を学習する上で要求される基本的知識や素養を身につけることを目的として、ゼミ形式で行う。	メッセージ
	到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得るようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u> 基礎演習Ⅰと同様に、報告を主とする形式で行う。特に、基礎演習Ⅱでは、3年次からの専門演習への準備として、文献調査、報告概要（レジュメ）やパワーポイント資料の作成、発表と議論等、専門演習で必要となる学習技法の習得を目指す。その他、各担当教員の企画により、授業を進めていく。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しない（担当者によっては指定する場合がある）。各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。
	学びの手立て

学 び の 継 続	評価 出席日数および前・後期における報告等を基準として評価する。

次のステージ・関連科目 専門演習Ⅰ・Ⅱ

科目 基本 情報	科目名 基礎演習Ⅱ	期 別	曜日・時限	単位 4	
		通年	火 4		
担当者 小西 由浩		対象年次	授業に関する問い合わせ		
		2年	各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー）		

学 び の 準 備	ねらい 基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰにて学習してきた「読み・書き・聞き・話す」能力を踏まえて、より専門的な行政学・法学および政治学を学習する上で要求される基本的知識や素養を身につけることを目的として、ゼミ形式で行う。	メッセージ
	到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得るようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u> 基礎演習Ⅰと同様に、報告を主とする形式で行う。特に、基礎演習Ⅱでは、3年次からの専門演習への準備として、文献調査、報告概要（レジュメ）やパワーポイント資料の作成、発表と議論等、専門演習で必要となる学習技法の習得を目指す。その他、各担当教員の企画により、授業を進めていく。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しない（担当者によっては指定する場合がある）。各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。
	学びの手立て

学 び の 継 続	評価 出席日数および前・後期における報告等を基準として評価する。

次のステージ・関連科目 専門演習Ⅰ・Ⅱ

科目 基本 情報	科目名 基礎演習Ⅱ	期 別	曜日・時限	単位 4
		通年	火 4	
担当者 熊谷 久世		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー）	

学 び の 準 備	ねらい 基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰにて学習してきた「読み・書き・聞き・話す」能力を踏まえて、より専門的な行政学・法学および政治学を学習する上で要求される基本的知識や素養を身につけることを目的として、ゼミ形式で行う。	メッセージ
	到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得るようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u> 基礎演習Ⅰと同様に、報告を主とする形式で行う。特に、基礎演習Ⅱでは、3年次からの専門演習への準備として、文献調査、報告概要（レジュメ）やパワーポイント資料の作成、発表と議論等、専門演習で必要となる学習技法の習得を目指す。その他、各担当教員の企画により、授業を進めていく。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しない（担当者によっては指定する場合がある）。各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。
	学びの手立て

学 び の 継 続	評価 出席日数および前・後期における報告等を基準として評価する。

次のステージ・関連科目 専門演習Ⅰ・Ⅱ

科目 基本 情報	科目名 基礎演習Ⅱ 担当者 照屋 寛之	期 別	曜日・時限	単位		
		通年	火 4	4		
学 び の 準 備	ねらい 基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰにて学習してきた「読み・書き・聞き・話す」能力を踏まえて、より専門的な行政学・法学および政治学を学習する上で要求される基本的知識や素養を身につけることを目的として、ゼミ形式で行う。	対象年次	授業に関する問い合わせ			
		2年	各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー）			
学 び の 準 備	到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得るようになること。		メッセージ 新聞を読む習慣をつけてもらいたい。新聞を読んで私たちの回りで起こる諸問題を考えるきっかけにして欲しい。			
	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u> 基礎演習Ⅰと同様に、報告を主とする形式で行う。特に、基礎演習Ⅱでは、3年次からの専門演習への準備として、文献調査、報告概要（レジュメ）やパワーポイント資料の作成、発表と議論等、専門演習で必要となる学習技法の習得を目指す。その他、各担当教員の企画により、授業を進めていく。					
学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しない（担当者によっては指定する場合がある）。各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。					
	学びの手立て					
学 び の 継 続	評価 出席日数および前・後期における報告等を基準として評価する。					
	次のステージ・関連科目 専門演習Ⅰ・Ⅱ					

科目 基本 情報	科目名 基礎演習Ⅱ	期 別	曜日・時限	単位 4
		通年	火 4	
担当者 平 剛		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー）	

学 び の 準 備	ねらい 基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰにて学習してきた「読み・書き・聞き・話す」能力を踏まえて、より専門的な行政学・法学および政治学を学習する上で要求される基本的知識や素養を身につけることを目的として、ゼミ形式で行う。	メッセージ
	到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得るようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u> 基礎演習Ⅰと同様に、報告を主とする形式で行う。特に、基礎演習Ⅱでは、3年次からの専門演習への準備として、文献調査、報告概要（レジュメ）やパワーポイント資料の作成、発表と議論等、専門演習で必要となる学習技法の習得を目指す。その他、各担当教員の企画により、授業を進めていく。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しない（担当者によっては指定する場合がある）。各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。
	学びの手立て

学 び の 継 続	評価 出席日数および前・後期における報告等を基準として評価する。

次のステージ・関連科目 専門演習Ⅰ・Ⅱ

科目 基本 情報	科目名 基礎演習Ⅱ	期 別	曜日・時限	単位 4
		通年	火 4	
担当者 佐藤 学		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー）	

学 び の 準 備	ねらい 基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰにて学習してきた「読み・書き・聞き・話す」能力を踏まえて、より専門的な行政学・法学および政治学を学習する上で要求される基本的知識や素養を身につけることを目的として、ゼミ形式で行う。	メッセージ
	到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得るようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u> 基礎演習Ⅰと同様に、報告を主とする形式で行う。特に、基礎演習Ⅱでは、3年次からの専門演習への準備として、文献調査、報告概要（レジュメ）やパワーポイント資料の作成、発表と議論等、専門演習で必要となる学習技法の習得を目指す。その他、各担当教員の企画により、授業を進めていく。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しない（担当者によっては指定する場合がある）。各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。
	学びの手立て

学 び の 継 続	評価 出席日数および前・後期における報告等を基準として評価する。

次のステージ・関連科目 専門演習Ⅰ・Ⅱ

科目 基本 情報	科目名 基礎演習Ⅱ	期 別	曜日・時限	単位 4	
		通年	火 4		
担当者 芝田 秀幹		対象年次	授業に関する問い合わせ		
		2年	各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー）		

学 び の 準 備	ねらい 基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰにて学習してきた「読み・書き・聞き・話す」能力を踏まえて、より専門的な行政学・法学および政治学を学習する上で要求される基本的知識や素養を身につけることを目的として、ゼミ形式で行う。	メッセージ
	到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得るようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u> 基礎演習Ⅰと同様に、報告を主とする形式で行う。特に、基礎演習Ⅱでは、3年次からの専門演習への準備として、文献調査、報告概要（レジュメ）やパワーポイント資料の作成、発表と議論等、専門演習で必要となる学習技法の習得を目指す。その他、各担当教員の企画により、授業を進めていく。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しない（担当者によっては指定する場合がある）。各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。
	学びの手立て

学 び の 継 続	評価 出席日数および前・後期における報告等を基準として評価する。

次のステージ・関連科目 専門演習Ⅰ・Ⅱ

科目 基本 情報	科目名 基礎演習Ⅱ	期 別	曜日・時限	単位
		通年	火 4	4
担当者 黒柳 保則		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー）	
学 び の 準 備	ねらい 基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰにて学習してきた「読み・書き・聞き・話す」能力を踏まえて、より専門的な行政学・法学および政治学を学習する上で要求される基本的知識や素養を身につけることを目的として、ゼミ形式で行う。	メッセージ		
	到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得るようになること。			
学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u> 基礎演習Ⅰと同様に、報告を主とする形式で行う。特に、基礎演習Ⅱでは、3年次からの専門演習への準備として、文献調査、報告概要（レジュメ）やパワーポイント資料の作成、発表と議論等、専門演習で必要となる学習技法の習得を目指す。その他、各担当教員の企画により、授業を進めていく。			
	テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しない（担当者によっては指定する場合がある）。各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。			
学 び の 継 続	学びの手立て			
	評価 出席日数および前・後期における報告等を基準として評価する。			
学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 専門演習Ⅰ・Ⅱ			

科目 基本 情報	科目名 基礎演習Ⅱ	期 別	曜日・時限	単位 4
		通年	火 4	
担当者 野添 文彬		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	各クラスの担当者（アカデミック・アドバイザー）	

学 び の 準 備	ねらい 基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰにて学習してきた「読み・書き・聞き・話す」能力を踏まえて、より専門的な行政学・法学および政治学を学習する上で要求される基本的知識や素養を身につけることを目的として、ゼミ形式で行う。	メッセージ
	到達目標 各講義で課せられる課題やレポートを作成し、報告し得るようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u> 基礎演習Ⅰと同様に、報告を主とする形式で行う。特に、基礎演習Ⅱでは、3年次からの専門演習への準備として、文献調査、報告概要（レジュメ）やパワーポイント資料の作成、発表と議論等、専門演習で必要となる学習技法の習得を目指す。その他、各担当教員の企画により、授業を進めていく。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 原則として指定しない（担当者によっては指定する場合がある）。各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。
	学びの手立て

学 び の 継 続	評価 出席日数および前・後期における報告等を基準として評価する。

次のステージ・関連科目 専門演習Ⅰ・Ⅱ

科目 基本 情報	科目名 基礎経済学 I	期 別	曜日・時限	単位
		前期	水 4	2
担当者 平 剛		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	随時	

学 び の 準 備	ねらい 本講義では、経済学の基礎であるミクロ経済学を勉強します。ミクロ経済学とは、市場経済を構成している経済主体（家計、企業、政府）の行動を分析し、需要と供給を通して、各経済主体による消費や生産といった経済行動がどのように決定されるのかを明らかにする学問です。はじめて経済学を学ぶ法学部の学生諸君へ、身近な事例を挙げ、図表等を参照しながら可能な限り分かり易く解説してい	メッセージ
	到達目標 ミクロ経済学の理論を通して日常の諸問題を考えることができるようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）
	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. ミクロ経済学とは 3. 需要と供給 4. 需要曲線と消費者行動① 5. 需要曲線と消費者行動② 6. 費用の構造と供給行動① 7. 費用の構造と供給行動② 8. 市場取引と資源配分① 9. 市場取引と資源配分② 10. 独占の理論① 11. 独占の理論② 12. 企業と産業の経済学① 13. 企業と産業の経済学② 14. 消費者行動の理論① 15. 消費者行動の理論②

評価	テキスト・参考文献・資料など 伊藤元重著『入門経済学 第4版』、日本評論社、2015年。 N.G.マンキュー著、『マンキュー経済学 I ミクロ編』、東洋経済新報社、2000年。
	学びの手立て

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 基礎経済学 II（マクロ経済学）との同時履修が望ましい。
-----------------------	---

科目 基本 情報	科目名 基礎経済学Ⅱ	期 別	曜日・時限	単位
		後期	水4	2
担当者 平 剛		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	随時	

学 び の 准 備	ねらい 本講義では、経済学の基礎であるマクロ経済学を勉強します。マクロ経済学とは、一国の経済全体の生産、利子率、物価水準などがどのように決まるのかを明らかにする学問です。はじめて経済学を学ぶ法学部の学生諸君を想定し、身近な事例を挙げ、図表等を参照しながら可能な限り分かり易く解説していく予定です。	メッセージ
	到達目標 マクロ経済学の理論を通して日常の諸問題を考えることができるようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u>
	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. マクロ経済学とは 3. マクロ経済における需要と供給① 4. マクロ経済における需要と供給② 5. 有効需要と乗数メカニズム① 6. 有効需要と乗数メカニズム② 7. 貨幣の機能① 8. 貨幣の機能② 9. マクロ経済政策（金融政策） 10. マクロ絏済政策（財政政策） 11. 財政・金融政策のメカニズム：IS-LM分析① 12. 財政・金融政策のメカニズム：IS-LM分析② 13. 総需要と総供給：物価の決定① 14. 総需要と総供給：物価の決定② 15. 経済成長と経済発展

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 伊藤元重著、『入門経済学 第4版』、日本評論社、2015年。 福田慎一・照山博司著、『マクロ経済学・入門 第2版』、有斐閣アルマ、2001年。他、授業で紹介します。
	学びの手立て

学 び の 継 続	評価 定期試験の結果により評価します。
	次のステージ・関連科目 基礎経済学Ⅰ（ミクロ経済学）とのペアでの履修が望ましい。

科目 基本 情報	科目名 行政学	期 別	曜日・時限	単位
		前期	月3・木3	4
担当者 照屋 寛之		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	原則、授業終了後に教室で質問、問い合わせは受けるが、研究室でも随時対応します。	

学 び の 準 備	ねらい 現代の国家は「行政国家」と称され、行政の占める比重は極めて高い。したがって、私達の日常生活は様々な面で行政と関わっており、行政と関与せずに生活することは不可能である。本講義では、現代国家における行政に関わる諸現象を行政学の視点から考察し、その制度、構造、特質等を明らかにするとともに、今後の行政上の課題に取り組み、解決していくための手がかりを提供するよう心がけたい。	メッセージ 行政学を学ぶことによって、行政の非効率性など問題点に気づき、賢い国民、市民になるきっかけになるであろう。
	到達目標 行政学を学ぶことによって、行政の仕組み、わが国の行政の課題、問題点を理解することを心がける。同時に、公務員試験にも対応できる様に基盤的知識の習得も目指す。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）
	<p>1 行政学とはどんな学問ですか：行政と国民生活との関連性 2 行政国家の成立要因 3 福祉国家を可能にした要因と課題 4 行政学の誕生（アメリカの政治的伝統、政党と獵官制） 5 行政学の発展（政治行政分断論） 6 行政学の展開（政治行政融合論） 7 行政改革（1）今なぜ行政改革か 8 行政改革（2）行政改革の実際 9 中央政府と地方自治体（1）連邦制国家と单一主権国家 1 0 中央政府と地方政府（2）政府間関係の変容 1 1 議会と行政府（1）大統領制と議院内閣制 1 2 議会と行政府（2）政治家と行政官の関係はどうあるべきか 1 3 中間テスト 1 4 官僚制（1） 1 5 官僚制（2） 1 6 官僚制（3） 1 7 わが国の官僚政治の現状と課題 1 8 政策過程（1）課題設定と政策過程 1 9 政策過程（2）実施と評価 2 0 日本の行政組織の特徴 2 1 わが国の行政組織における決定方式 2 2 日本の公務員制度 2 3 日本の官僚の人事システム 2 4 公務員制度改革の現状と課題 2 5 行政活動と政策（行政活動の性質、政策概念） 2 6 行政責任論（1） 2 7 行政責任論（2） 2 8 現代行政とオブズマン制度の必要性 2 9 沖縄県のオブズマン制度の現状と課題 3 0 まとめ 3 1 期末テスト</p>

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 初回の講義の時に紹介する。 古賀茂明『日本中枢の崩壊』講談社 信田智人『政治主導V/S官僚支配』朝日新聞出版 その他、講義の中で必要に応じて随时紹介する。

学 び の 実 践	学びの手立て 講義中の私語、居眠り、携帯電話の使用は認めない。

学 び の 継 続	評価 評価は2回実施するテストの結果に出席状況、感想文などを加味して行う。

次のステージ・関連科目 政策評価論、自治体経営論、都市政策論など

科 目 基 本 情 報	科目名 行政実務論 I	期 別	曜日・時限	単位
		後期	木 2	2
担当者 黒柳 保則、他 社会人講師		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		1年	内容については講義時間内に質問の機会を設けます。それ以外については担当者まで。	

学 び の 準 備	ねらい 本講義は、自治体の首長、議員、幹部職員、あるいはNPO団体のリーダーを講師としてお招きします。自治体の現場において、政策を執行したり、まちづくりを引っ張ったりしている方々です。講師の皆さんのが、どのような姿勢で自治体運営に取り組んでいるのかをお話しして頂きます。自治体が直面する課題について理解を深めることが目的です。	メッセージ 学外から講師をお招きする以上、受講生にはマナーをしっかりと守ってもらいます。遅刻は認めません。受講態度を注意されても改善がみられない場合には、退席を命じます。単位を取得するためだけの受講ではなく、実際に自治体がどのようにして運営されているのかに关心のある学生の受講を望みます。講義時間内に質問の機会を設けますので、積極的に発言して下さい。
	到達目標 実務について理解を深め、制度や理論と合わせて、自治体の課題に適切に対処する力を養うことです。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 沖縄県や市町村で首長、議員、幹部職員、あるいはNPO団体のリーダーといった要職についておられる方々を講師として、日ごろ取り組んでおられる仕事についてお話しして頂くオムニバス講義です。これまでお話し頂いたテーマは、消防制度、議会改革、地域おこし、県議会の役割・権限、住民訴訟（県内初のリコール）、嘉手納「集団移転」政策、教育行政、民泊、知事の仕事、町村議会の役割、「知産地笑」、子育て支援、あるいは県内雇用状況と、幅広いものとなっています。今年度の講師や日程についての詳細は、講義開始時に発表しますので、必ず出席するように。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 【テキスト】講義においてプリントなどを配布します。 【参考文献】講義において必要に応じて講師が紹介して下さいます。

評価	学びの手立て 普段から新聞を読み、自治体に関する記事に注意を払い、予備知識を付けるようにして下さい。まずは地元紙（地域紙）からです。気になる記事は切抜きをするといいでしよう。講師個人や講師の所属しておられる組織のウェブ・サイトを閲覧することも予習になります。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 行政実務論 II
-----------------------	-------------------------

科 目 基 本 情 報	科目名 行政実務論 II	期 別	曜日・時限	単位
		前期	木2	2
担当者 黒柳 保則、他 社会人講師		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	内容については講義時間内に質問の機会を設けます。それ以外については担当者まで。	

学 び の 準 備	ねらい 地域行政学科では、多くの学生が公務員を目指しています。実際の公務員の仕事はどのようなものなのか、あるいは、地域行政学科で勉強していることと、実際の業務がどう関連しているのか。こうしたことを実感してもらうべく、この科目が開設されています。	メッセージ 行政実務論 I 同様、学外から講師をお招きする以上、受講生にはマナーをしっかりと守ってもらいます。遅刻は認めません。受講態度を注意されても改善がみられない場合には、退席を命じます。単位を取得するためだけの受講ではなく、実際の行政がどのようにして運営されているのかに关心のある学生の受講を望みます。講義時間内に質問の機会を設けますので、積極的に発言して下さい。
	到達目標 実務について理解を深め、制度や理論と合わせて、行政の課題に適切に対処する力を養うことです。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）
	沖縄県や市町村で公務員として実務に携わっている第一線の方々を講師として、日ごろ取り組んでおられる仕事についてお話しして頂くオムニバス講義です。採用2~3年目の若手から課長職についておられる中堅の方を中心としてお招きします。行政の実務について行政実務論 I よりもさらに深く学ぶ機会です。これまでお話し頂いたテーマは、国際物流、ブランドづくり、総合計画、オニヒトデ総合対策、財政、普天間基地の跡地利用、水道事業、消防行政、議会改革、行政改革、医療行政、警察行政、あるいは高齢者問題と、幅広いものとなっています。今年度の講師や日程についての詳細は、講義開始時に発表しますので、必ず出席するように。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 【テキスト】講義においてプリントなどを配布します。 【参考文献】講義において必要に応じて講師が紹介して下さいます。
	学びの手立て 普段から新聞を読み、行政に関連する記事に注意を払い、予備知識を付けるようにして下さい。まずは地元紙（地域紙）からです。気になる記事は切抜きをするとよいでしょう。講師の所属しておられる組織のウェブ・サイトを閲覧することも予習になります。

評価	毎回、講義内容を記したノートと、それに関する「課題レポート」を提出してもらい、それらの内容によって評価します。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 行政実務論 I
-----------------------	------------------------

科目 基本 情報	科目名 行政法 I	期 別	曜日・時限	単位
		後期	月 2・木 2	4
担当者 前津 榮健		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	講義の前後か、研究室を訪ねること	

学 び の 準 備	ねらい 本講義では、初めに、行政法の基本原則、行政のしくみ（行政組織）を学び、次に、行政の活動形式（行政手續、行政立法、行政行為、行政上の強制措置、行政指導等）を学ぶことによって理解を深めたい。行政法がいかに日常生活と係わり身近なものであるかを知るために、判例や沖縄県内の事例を取り上げ講義を進めたい。	メッセージ 行政の基本原理、行政手法にはどのようなものがあるのかを理解しよう。
	到達目標 行政の基本原理、行政組織、行政手續等を理解し、国、県、市町村の行政現場でどのような法的問題が生じているのかを自ら考え、解決策を導き出してみよう。	

学 び の 実 践	学びのヒント		時間外学習の内容
	授業計画	テーマ	
1	ガイダンス		他の法律科目との違いを考える
2	行政法とは何か		どのような法源があるのか調べる
3	行政法の法源		なぜこのような原理があるのか
4	法律による行政の原理 1		原理の課題を考える
5	法律による行政の原理 2		行政主体と国民の法的関係
6	行政上の法律関係		どのような行政機関あるのか
7	行政主体と行政機関		国の行政組織を見てみよう
8	国の行政組織 1		行政組織の問題点考えてみよう
9	国の行政組織 2		憲法第 8 章の意義を学ぼう
10	地方自治の意義		県や市町村の行政組織を調べる
11	地方公共団体の種類と行政組織		具体的な事務を見てみよう
12	地方公共団体の事務		
13	試験		行政立法の意義と種類を調べる
14	行政立法		どのような計画があるのか調べる
15	行政計画		行政行為の特色を考えてみる
16	行政行為の意義と特色		どのような行政行為があるのか
17	行政行為の種類、附款		裁量とは何か、具体例を調べる
18	行政裁量		瑕疵があった場合の効力を考える
19	行政行為の瑕疵		取消と撤回の違いを理解する
20	行政行為の取消と撤回		行政行為の全体を理解する
21	行政行為のまとめ		
22	試験		具体的な事例を考える
23	行政上の強制措置		科罰手続の違いを考える
24	行政罰		行政指導の意義を考える
25	行政指導 1		行政指導の問題点を考える
26	行政指導 2		手続の意義を理解する
27	行政手続 1		手続の違いを理解する
28	行政手続 2		情報公開に関する判例を調べる
29	情報公開法		個人情報に関する判例を調べる
30	個人情報保護法		
31	試験		

	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>三好充・仲地博・前津榮健・小橋昇・木村恒隆・藤巻秀夫『ベーシック行政法（第2版）』（法律文化社） (1) 原田尚彦『行政法要論』（学陽書房） (2) 塩野・小早川編『行政判例百選 I・II』（有斐閣）</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>テキスト、六法を持参すること。</p>
評価	<p>(1) 評価は、2～3回の試験に基づき行う。追再試なし。 (2) 例題について質疑あり。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>行政法Ⅱ、地方自治法、情報公開法、個人情報保護法、公務員法を履修しよう。</p>

科目 基本 情報	科目名 行政法II	期別	曜日・時限	単位
		前期	月2・木2	4
担当者 前津 榮健		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	講義の前後か、研究室を訪ねること	

学 び の 準 備	ねらい 本講義では、行政法Iで学習した行政法の基本原理や行政作用に関する知識を踏まえ、行政権による権利・利益の侵害に対する救済手段を考察する。つまり、行政による被害はどのようにして償われ、また国民が行政を相手に争う方法には、どのようなものがあり、またどのような問題を抱えているのかについて、具体例を通して考察していくみたい。国家賠償法、行政争訟法、行政苦情処理等について学	メッセージ 行政作用により、国民や住民に被害が生じた場合、どのような償いの方法があるのか、また、誤った行政作用をどのように争う方法があるのかを理解しよう。
	到達目標 国家賠償、損失補償、結果責任、行政不服審査、行政訴訟等を理解し、国、県、市町村の行政現場でどのような法的問題が生じているのかを自ら考え、解決策を導き出してみよう。	

学 び の 実 践	学びのヒント	
	授業計画	時間外学習の内容
	回	テーマ
	1 ガイダンス	
	2 現代行政と行政統制	行政を統制する手段を考える
	3 行政救済法の意義	救済の意義と方法を考える
	4 国家賠償法（1）	国家賠償法の意義を考える
	5 同上（2）	国家賠償法1条に関する判例をみる
	6 同上（3）	国家賠償法2条に関する判例をみる
	7 同上（4）	国家賠償法3条に関する判例をみる
	8 事例問題を考える	事例問題を解いてみる
	9 損失補償（1）	損失補償の意義を考える
	10 同上（2）	損失補償に関する判例をみる
	11 同上（3）	損失補償に関する判例をみる
	12 結果責任に基づく損害賠償	結果責任とは何かを学ぶ
	13 事例問題を考える	結果責任に関する判例をみる
	14 試験	
	15 行政争訟法の意義	行政争訟の体系を理解する
	16 行政不服申立の意義	不服申立の意義を学ぶ
	17 行政不服申立の種類	不服申立に関する判例をみる
	18 教示制度	不服申立に関する判例をみる
	19 行政不服申立の提起・審理	申立の手続と審理手続を理解する
	20 行政事件訴訟の意義と系譜	行政訴訟の意義を理解する
	21 行政事件訴訟と司法審査の限界	司法審査の限界を理解する
	22 行政事件訴訟の類型	訴訟の全体像を理解する
	23 抗告訴訟の類型	それぞれの類型を理解する
	24 訴訟要件（1）	訴訟要件に関する判例をみる
	25 同上（2）	訴訟要件に関する判例をみる
	26 取消訴訟の審理と終結	審理手続きを理解する
	27 事例問題を考える	事例問題を解いてみる
	28 苦情処理制度	苦情処理の仕組みをみる
	29 オンプレズマン制度	制度を理解する
	30 試験	
	31	

	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>三好充・仲地博・藤巻秀夫・小橋昇・前津榮健・木村恒夫『ベーシック行政法（第2版）』（法律文化社） (1) 原田尚彦『行政法要論』（学陽書房） (2) 塩野・小早川編『行政判例百選II』（有斐閣）</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>テキスト、六法を持参すること。</p>
評価	<p>(1) 評価は、2～3回の試験に基づき行う。追再試なし。 (2) 例題について質疑あり。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>行政法I、地方自治法、情報公開法、個人情報保護法、公務員法を履修しよう。</p>

科目基本情報	科目名 行政法III	期別 後期	曜日・時限 月3	単位 2																																																																				
	担当者 柴田 優人	対象年次 3年	授業に関する問い合わせ 授業後の教室での受付けを原則とするが、研究室（5号館6階616号室）でも対応可。																																																																					
学びの準備	ねらい 警察法や警職法、都市計画法や土地収用法といった個別法分野を学習することによって、行政法Iおよび行政法IIの講義を通じて身についた行政法学の基本的知識を再確認し、行政法学への理解を深める。	メッセージ 行政法Iおよび行政法IIの講義を通じて、みなさんが学んできた行政法理論は抽象度の極めて高いものだったと思います。それ故に、体系としては整っている反面、「わかりにくさ」もあったことと思います。本講義では、より具体的な個別法分野の学習を通じて、行政法の「わかりにくさ」を少しでも解消していくことを目指します。																																																																						
到達目標 この講義の到達目標は、「各個別法の趣旨的および全体像を把握することと、「当該個別法の主要論点を把握すること、「当該個別法に関係する重要判例の学習を通じて、これまでに学習してきた行政法理論への理解をより深める」ことである。																																																																								
学びのヒント <u>授業計画</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th><th>テーマ</th><th colspan="2">時間外学習の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>行政法における個別法解釈の意義</td><td>各個別法ごとに、内容が異なるため、随時復習してください。</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>警察法・警職法(1)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>警察法・警職法(2)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>食品衛生法(1)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>食品衛生法(2)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>原子炉等規制法(1)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>原子炉等規制法(2)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>河川法・道路法(1)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>河川法・道路法(2)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>土地収用法(1)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>土地収用法(2)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>都市計画法(1)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>都市計画法(2)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>学校教育法(1)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>学校教育法(2)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>期末試験</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				回	テーマ	時間外学習の内容		1	行政法における個別法解釈の意義	各個別法ごとに、内容が異なるため、随時復習してください。		2	警察法・警職法(1)			3	警察法・警職法(2)			4	食品衛生法(1)			5	食品衛生法(2)			6	原子炉等規制法(1)			7	原子炉等規制法(2)			8	河川法・道路法(1)			9	河川法・道路法(2)			10	土地収用法(1)			11	土地収用法(2)			12	都市計画法(1)			13	都市計画法(2)			14	学校教育法(1)			15	学校教育法(2)			16	期末試験		
回	テーマ	時間外学習の内容																																																																						
1	行政法における個別法解釈の意義	各個別法ごとに、内容が異なるため、随時復習してください。																																																																						
2	警察法・警職法(1)																																																																							
3	警察法・警職法(2)																																																																							
4	食品衛生法(1)																																																																							
5	食品衛生法(2)																																																																							
6	原子炉等規制法(1)																																																																							
7	原子炉等規制法(2)																																																																							
8	河川法・道路法(1)																																																																							
9	河川法・道路法(2)																																																																							
10	土地収用法(1)																																																																							
11	土地収用法(2)																																																																							
12	都市計画法(1)																																																																							
13	都市計画法(2)																																																																							
14	学校教育法(1)																																																																							
15	学校教育法(2)																																																																							
16	期末試験																																																																							
学びの実践	テキスト・参考文献・資料など 教科書は使用しない予定である。参考文献については講義中に指示する。また、講義に際しては、レジュメや参考資料を適宜配布する。他の法律科目と同様の六法を必携のこと。その他については、講義中に指示する。																																																																							
学びの手立て	行政法を体系的に理解するためには、行政法Iおよび行政法IIの双方を履修することが必須である。そのため、本講義においては、行政法Iおよび行政法IIの双方を履修済であることを前提に説明する場合があることに留意されたい。但し、単位取得の有無は問わないし、相応の努力を求められることを承知のうえであれば、行政法IIを未履修の学生の受講も歓迎する。																																																																							
評価	期末試験100%の予定であるが、履修者数が少ない場合には、レポート100%に変更することもありうる。																																																																							
学びの継続	次のステージ・関連科目 講義で扱ったもの以外にも、行政法の講義で学んだ知識が役立つ法分野はたくさんあります。地方自治法や情報法、環境法、社会保障法など、是非積極的に受講して下さい。																																																																							

科目 基本 情報	科目名 刑事政策 I 担当者 小西 由浩	期 別	曜日・時限	単位
		前期	火 2	2

学 び の 準 備	ねらい 刑事政策 I では、犯罪学的な諸理論から犯罪という現象を概観する。ここでは「犯罪」への種々のアプローチを通して、私たちの社会が犯罪をどのように捉えてきたか、そして私たちは犯罪をいかに認識しているかということを再考するのが狙いである。また、そのことによって、私たちの社会のありようを改めて意識することのきっかけになればと考えている。	メッセージ
	到達目標	

学 び の 実 践	学びのヒント		
	回	テーマ	時間外学習の内容
1	近代法における犯罪者の像		
2	犯罪人類学の登場と刑法学		
3	個人の病としての犯罪		
4	社会病理としての犯罪；アノミー理論		
5	都市問題としての犯罪；社会解体論		
6	文化としての犯罪；非行副次文化理論		
7	社会構造と犯罪 1；アノミーとアメリカ社会		
8	社会構造と犯罪 2；社会改良主義と犯罪理論		
9	レッテルとしての犯罪；ラベリング理論		
10	犯罪原因論の衰退と犯罪学の展開		
11	合理的行動としての犯罪；犯罪機会論		
12	現代的犯罪予防論		
13	新たなリスクとしての犯罪；犯罪不安と刑事政策		
14	まとめ 1；私たちの犯罪に対する認識		
15	まとめ 2；私たちの認識の社会的基盤		
16	テスト		

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 特に指定しない。 必要に応じて紹介する。
	学びの手立て

学 び の 継 続	評価 テスト結果および受講時の態度による。

次のステージ・関連科目

科目 基本 情報	科目名 刑事政策II 担当者 小西 由浩	期 別	曜日・時限	単位
		後期	火 2	2

学 び の 準 備	ねらい この講義では、我が国の刑事制裁の諸制度を主として、犯罪および犯 罪者への対策を扱う。刑罰制度のありかたやその変化を概観する ことで、私たちの社会が犯罪というものをどのように考えているの かを照らし出し、さらに、そのような考え方を支える社会的な文脈 を考察する。	メッセージ
	到達目標	

回	テーマ	時間外学習の内容
1	我が国の犯罪情勢	
2	死刑問題	
3	自由刑；歴史的考察	
4	自由刑；現代的展開	
5	財産的制裁	
6	社会内処遇と更生保護	
7	少年法の基本構造	
8	少年の保護処分	
9	触法精神障害者と保安処分論	
10	犯罪被害者；被害者学と被害者化	
11	犯罪被害者；被害者支援の諸対策	
12	国際化社会と刑事法	
13	高齢社会における刑事政策	
14	刑事政策の新動向1	
15	刑事政策の新動向2	
16	テスト	

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 特に指定しない。 必要に応じて紹介する。

学 び の 評 価	学びの手立て

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目
-----------------------	-------------

科目基本情報	科目名 刑事訴訟法	期別	曜日・時限	単位
		通年	水3	4
担当者 中野 正剛		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 講義では法学部生の常識と呼べる程度に、刑事手続の流れおよび概念をおもに判例に則して理解させる。刑事訴訟では正確な犯罪事実の認定が重要である。証拠法(則)と呼ばれる、裁判所が事実認定に活用してよい証拠とは何かそのルールを定めた観念の正確な理解がとりわけ重要である。この証拠法のルーツを辿ってゆくと欧米で現在も行われている陪審裁判の土壤の仲から生み出されてきたもの	メッセージ 初学者にもわかりやすく教えます。他学部の学生も大歓迎。この講義をきっかけに日本の刑事裁判の話題に興味を持ってくれるうれしい。 対話型で授業を進めたいので、はなしかけられても大丈夫そうな受講生に質問したり、答えてもらったりしながら授業を進めたい。
	到達目標 標準的な刑事手続きの用語を自分の言葉で具体的に説明できる。 刑事裁判に関する時事問題について自ら調べ、わかりやすく説明できる。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む) 『刑事手続の流れと理念』を学ぶ。ゆえに、 (1) 刑事訴訟法の理念 (2) 捜査・起訴 (3) 公判審理 (4) 裁判・上訴 (5) 刑事訴訟の担い手を主な内容とする。2009年最高裁判決で那須弘平判事は、「えん罪で国民を処罰するのは国による人権侵害であり、これを防止するのが刑事裁判での最重要課題の1つである。刑事裁判の諸原則もえん罪防止にある」と述べた。訴訟法の目的は刑法など実体法を事実に当てはめ適正な結論を引き出して秩序を回復することに求められるが、殊に刑事ではえん罪の防止が大きな課題になる。今年度は、証拠法に当たる13、15~17を前倒しして講義の初期に述べる。
	そこで、1 裁判とはどのようなものか 3 刑事裁判の基本原則 5 国家訴追主義・起訴独占主義 7 捜査と裁判 9 捜査機関 1 1 任意捜査の原則一強制捜査法定主義 1 3 違法収集証拠の排除法則 1 5 証拠と事実認定 1 7 事実認定における証拠の扱い 1 9 判決 2 1 誤判の救済制度 2 3 公判手続き以外の手続き 2 5 裁判官と裁判所 2 7 檢察官と検察庁 2 9 弁護士と弁護士会 2 真実追究と人権保障の相克 4 捜査と令状主義 6 公判手続きと当事者主義 8 刑事手続きと捜査の役割 10 捜査の流れ 12 捜査の適正化のための方法 14 公判手続き 16 証拠の種類 18 迅速な裁判の実現 20 誤判とその救済 22 再審 24 被害者参加人制度 26 司法権の独立 28 檢察官同一体の原則 30 弁護士の地位

学びの実践	テキスト・参考文献・資料など 開講の際に指定する。そのほか、最新の六法、ノート必携。
-------	---

学びの実践	学びの手立て 休まずに出席すること。那覇地裁で行われている実際の刑事裁判、職業裁判官だけの裁判と裁判員裁判の双方を傍聴すると、講義の内容がより深まる。
	評価 地方裁判所での刑事裁判の傍聴（検事の起訴状朗読から判決まで）をし、その内容をまとめたレポートを夏期休暇明けまでに提出した人には成績評価でかなり優遇（提出は任意）。刑事手続を理解する近道は裁判傍聴に尽きることがその理由。評価は、「試験（講義への出席者を優遇したいので出題範囲は講義であつかった範囲内だけに限定）」と「出欠状況」などで評価。裁判傍聴レポートを提出した人には、評価点を加算する方向でだけ考慮。

学びの継続	次のステージ・関連科目 刑法各論、現代社会と犯罪Ⅱ（少年法）も履修することが期待される。
-------	---

科目 基本 情報	科目名 刑法各論	期別 通年	曜日・時限 火 3	単位 4
	担当者 中野 正剛	対象年次 3年	授業に関する問い合わせ seigo@okiu.ac.jp	
学 び の 準 備	ねらい 法律学科と共に	メッセージ 楽しく学ぼう		
	到達目標 法律学科と共に			
学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む)</u> 法律学科と共に			
	テキスト・参考文献・資料など 中野正剛『刑法総論講義案』成文堂のほか、開講時に指示する。			
	学びの手立て 法律学科と共に			
	評価 試験による。時々実施される出欠調査を兼ねた小テストも評価の対象			
学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 法律学科と共に			

科目 基本 情報	科目名 刑法総論	期別	曜日・時限	単位					
		前期	火1・金1	4					
担当者 小西 由浩		対象年次	授業に関する問い合わせ						
		2年							
学びの準備	ねらい 現実の世の中では「犯罪」という抽象的な(あるいは観念的な)ものは起こらない。犯罪とは、現実に生起した「出来事」に法的な加工を施した結果である。この講義では、この加工のプロセスすなわち刑法という法律特有の考え方・物事の切り取り方を体感してもらいたい。刑法総論という科目はとりわけ抽象度のたかいものであるが、法律学的な思考・論理の組み立てを身につける入り口となれば幸	メッセージ							
	到達目標								
学びのヒント									
授業計画									
回	テーマ	時間外学習の内容							
1	はじめに ; これから学ぶ事								
2	犯罪はどう扱われるのか I ; 刑事裁判手続き								
3	犯罪はどう扱われるのか II ; 少年事件手続き								
4	刑事裁判の新動向 ; 裁判員と被害者の参加								
5	日本の刑罰制度								
6	刑法学の基礎 I ; 犯罪と刑罰の関係性								
7	刑法学の基礎 II ; 罪刑法定主義								
8	刑法学の基礎 III ; 刑法の国際化と場所的効力								
9	犯罪が成立するための三要件								
10	構成要件 I ; 構成要件該当性とは								
11	構成要件 II ; 作為と不作為								
12	構成要件 III ; 因果関係								
13	違法性 I ; 違法であるとは								
14	違法性 II ; 違法性阻却事由①正当防衛など								
15	違法性 III ; 違法性阻却事由②安楽死など								
16	中間テスト								
17	責任 I ; 刑事責任とは								
18	責任 II ; 責任の要素①故意								
19	責任 III ; 責任の要素②過失								
20	責任 IV ; 責任能力								
21	責任 V ; 故意と錯誤								
22	責任 VI ; 責任阻却事由								
23	未遂犯 I ; 未遂の処罰根拠								
24	未遂犯 II ; 不能犯								
25	共犯 I ; 共犯の形態と従属性								
26	共犯 II ; 共同正犯								
27	共犯 III ; 共犯の諸問題								
28	罪数論								
29	刑法を巡る諸問題 I ; 刑事立法の活性化								
30	刑法を巡る諸問題 II : 犯罪の国際化と刑事法								
31	テスト								

テキスト・参考文献・資料など

開講のときに指定する。

特に指定しない。『判例百選』などの判例集は有用である。

学
び
の
実
践

学びの手立て

評価

二回の試験結果による。

学
び
の
継
続

次のステージ・関連科目

科目基本情報	科目名 憲法	期別 後期	曜日・時限 月1・木1	単位 4
	担当者 田中 佑佳	対象年次 1年	授業に関する問い合わせ 基本的に授業終了後に教室で受け付けます。	

学びの準備	ねらい 本授業は、国の基本原理を定め、国民の様々な権利や自由を保障する「憲法」について、人権の内容が現代社会においてどのように制度として具体化され、どのような課題に直面しているかについて解説します。授業を通じ、私たちの生活と日本国憲法とが密接・不可分な関係にあることを認識し、各自の専攻分野や将来の進路に照らして、憲法問題について考える契機にすることを目的とします。	メッセージ 基本的には講義形式で進めますが、適宜、時事的問題について、受講生のみなさんと考え、意見を聞く機会を設けることもあるかもしれません。できるかぎりわかりやすい説明を心掛けたいと思いますので、わからないことがあれば質問などをし、積極的に授業に参加してください。
	到達目標 本授業では、①憲法の基本的な知識を習得すること、②私たちが生活する社会において起こる憲法問題を発見し、読み解く力を培うこと、③憲法問題について、自ら論理的に説明、議論する力を身につけること、を目標とします。授業時間の制約上、すべての問題を網羅的に扱うことはできませんが、基本的な原理を体系的に学んだうえで、現代社会の動向との関連において今日特に問題となっていること、受講生の興味・関心も適宜授業に反映させることで、より時代に即した憲法のあり方を考えられるようになることを目指します。	

学びの実践	学びのヒント		時間外学習の内容
	回	テーマ	
1	ガイダンス（憲法とは何か）		テキストの確認、第1章を読む。
2	憲法総論①		テキスト第2～4章の大枠を読む。
3	憲法総論②		テキスト第2～4章の大枠を読む。
4	人権総論		テキスト第5・6章の大枠を読む。
5	包括的基本権①		テキスト第7章を読む。
6	包括的基本権②		テキスト第7章を読む。
7	包括的基本権③		テキスト第7章を読む。
8	平等権①		テキスト第7章を読む。
9	平等権②		テキスト第7章を読む。
10	平等権③		テキスト第7章を読む。
11	平等権④		テキスト第7章を読む。
12	精神的自由①		テキスト第8・9章を読む。
13	精神的自由②		テキスト第8・9章を読む。
14	精神的自由③		テキスト第8・9章を読む。
15	中間試験		試験を通じ不明点がないか確認。
16	精神的自由④		テキスト第8・9章を読む。
17	精神的自由⑤		テキスト第8・9章を読む。
18	精神的自由⑥		テキスト第8・9章を読む。
19	精神的自由⑦		テキスト第8・9章を読む。
20	経済的自由①		テキスト第10章を読む。
21	経済的自由②		テキスト第10章を読む。
22	人身の自由		テキスト第11章を読む。
23	国務請求権		テキスト第12章を読む。
24	参政権①		テキスト第12章を読む。
25	参政権②		テキスト第12章を読む。
26	社会権①		テキスト第13章を読む。
27	社会権②		テキスト第13章を読む。
28	社会権③		テキスト第13章を読む。
29	憲法の保障①		テキスト第18(+16)章を読む
30	憲法の保障②		テキスト第18(+16)章を読む
31	期末試験		

	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト：芦部信喜『憲法【第6版】』（岩波書店、2015年）（参考価格：3,100円+税）、各自使いやすい六法（出版社は問いません）。参考文献：必要に応じて授業でも紹介する予定ですが、例えば、君塚正臣編『ベーシックテキスト憲法【第3版】』（法律文化社、2017年）なども参照されると良いと思います。</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>授業時における授業内容の理解を促進するためにも、各回のテーマについて予習をすることが望ましいです。また、各回の授業には連続性があるため、復習をして次の授業に臨んでください。予習・復習の方法例などは、適宜授業でお話ししたいと思います。</p>
	<p>評価</p> <p>授業への参加を前提として、中間試験・期末試験を行い、授業で扱った事項について、基本的な知識を習得し、それをもとに論理的に考え論ずることができるかで評価します(試験100%)。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>憲法Ⅰを履修後、憲法Ⅱなどのさらなる上位科目を履修されると良いかもしれません。また、必修科目の行政法や刑法をはじめとして、2年次以降多くの専門科目を学ぶ際にも、憲法Ⅰでの学習とのつながり、関連を意識されるとより体系的な学習ができるのではないかと考えています。</p>

科目 基本 情報	科目名 憲法Ⅰ	期別 後期	曜日・時限 月1・木1	単位 4																																																																																																
	担当者 田中 佑佳	対象年次 1年	授業に関する問い合わせ 基本的には、授業終了後に教室で受け付けます。																																																																																																	
学 び の 準 備	ねらい 本授業は、国の基本原理を定め、国民の様々な権利や自由を保障する「憲法」について、人権の内容が現代社会においてどのように制度として具体化され、どのような課題に直面しているかについて解説します。授業を通じ、私たちの生活と日本国憲法とが密接・不可分な関係にあることを認識し、各自の専攻分野や将来の進路に照らして、憲法問題について考える契機にすることを目的とします。	メッセージ 基本的には講義形式で進めますが、適宜、時事的問題について、受講生のみなさんと考え、意見を聞く機会を設けることもあるかもしれません。できるかぎりわかりやすい説明を心掛けたいと思いますので、わからないことがあれば質問などをし、積極的に授業に参加してください。																																																																																																		
到達目標 本授業では、①憲法の基本的な知識を習得すること、②私たちが生活する社会において起こる憲法問題を発見し、読み解く力を培うこと、③憲法問題について、自ら論理的に説明、議論する力を身につけること、を目標とします。授業時間の制約上、すべての問題を網羅的に扱うことはできませんが、基本的な原理を体系的に学んだうえで、現代社会の動向との関連において今日特に問題となっていること、受講生の興味・関心も適宜授業に反映させることで、より時代に即した憲法のあり方を考えられるようになりますを目指します。																																																																																																				
学びのヒント																																																																																																				
授業計画		<table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th><th>テーマ</th><th>時間外学習の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>ガイダンス（憲法とは何か）</td><td>テキストの確認、第1章を読む。</td></tr> <tr><td>2</td><td>憲法総論①</td><td>テキスト第2～4章の大枠を読む。</td></tr> <tr><td>3</td><td>憲法総論②</td><td>テキスト第2～4章の大枠を読む。</td></tr> <tr><td>4</td><td>人権総論</td><td>テキスト第5・6章の大枠を読む。</td></tr> <tr><td>5</td><td>包括的基本権①</td><td>テキスト第7章を読む。</td></tr> <tr><td>6</td><td>包括的基本権②</td><td>テキスト第7章を読む。</td></tr> <tr><td>7</td><td>包括的基本権③</td><td>テキスト第7章を読む。</td></tr> <tr><td>8</td><td>平等権①</td><td>テキスト第7章を読む。</td></tr> <tr><td>9</td><td>平等権②</td><td>テキスト第7章を読む。</td></tr> <tr><td>10</td><td>平等権③</td><td>テキスト第7章を読む。</td></tr> <tr><td>11</td><td>平等権④</td><td>テキスト第7章を読む。</td></tr> <tr><td>12</td><td>精神的自由①</td><td>テキスト第8・9章を読む。</td></tr> <tr><td>13</td><td>精神的自由②</td><td>テキスト第8・9章を読む。</td></tr> <tr><td>14</td><td>精神的自由③</td><td>テキスト第8・9章を読む。</td></tr> <tr><td>15</td><td>中間試験</td><td>試験を通し不明点がないか確認。</td></tr> <tr><td>16</td><td>精神的自由④</td><td>テキスト第8・9章を読む。</td></tr> <tr><td>17</td><td>精神的自由⑤</td><td>テキスト第8・9章を読む。</td></tr> <tr><td>18</td><td>精神的自由⑥</td><td>テキスト第8・9章を読む。</td></tr> <tr><td>19</td><td>精神的自由⑦</td><td>テキスト第8・9章を読む。</td></tr> <tr><td>20</td><td>経済的自由①</td><td>テキスト第10章を読む。</td></tr> <tr><td>21</td><td>経済的自由②</td><td>テキスト第10章を読む。</td></tr> <tr><td>22</td><td>人身の自由</td><td>テキスト第11章を読む。</td></tr> <tr><td>23</td><td>国務請求権</td><td>テキスト第12章を読む。</td></tr> <tr><td>24</td><td>参政権①</td><td>テキスト第12章を読む。</td></tr> <tr><td>25</td><td>参政権②</td><td>テキスト第12章を読む。</td></tr> <tr><td>26</td><td>社会権①</td><td>テキスト第13章を読む。</td></tr> <tr><td>27</td><td>社会権②</td><td>テキスト第13章を読む。</td></tr> <tr><td>28</td><td>社会権③</td><td>テキスト第13章を読む。</td></tr> <tr><td>29</td><td>憲法の保障①</td><td>テキスト第18(+16)章を読む</td></tr> <tr><td>30</td><td>憲法の保障②</td><td>テキスト第18(+16)章を読む</td></tr> <tr><td>31</td><td>期末試験</td><td></td></tr> </tbody> </table>			回	テーマ	時間外学習の内容	1	ガイダンス（憲法とは何か）	テキストの確認、第1章を読む。	2	憲法総論①	テキスト第2～4章の大枠を読む。	3	憲法総論②	テキスト第2～4章の大枠を読む。	4	人権総論	テキスト第5・6章の大枠を読む。	5	包括的基本権①	テキスト第7章を読む。	6	包括的基本権②	テキスト第7章を読む。	7	包括的基本権③	テキスト第7章を読む。	8	平等権①	テキスト第7章を読む。	9	平等権②	テキスト第7章を読む。	10	平等権③	テキスト第7章を読む。	11	平等権④	テキスト第7章を読む。	12	精神的自由①	テキスト第8・9章を読む。	13	精神的自由②	テキスト第8・9章を読む。	14	精神的自由③	テキスト第8・9章を読む。	15	中間試験	試験を通し不明点がないか確認。	16	精神的自由④	テキスト第8・9章を読む。	17	精神的自由⑤	テキスト第8・9章を読む。	18	精神的自由⑥	テキスト第8・9章を読む。	19	精神的自由⑦	テキスト第8・9章を読む。	20	経済的自由①	テキスト第10章を読む。	21	経済的自由②	テキスト第10章を読む。	22	人身の自由	テキスト第11章を読む。	23	国務請求権	テキスト第12章を読む。	24	参政権①	テキスト第12章を読む。	25	参政権②	テキスト第12章を読む。	26	社会権①	テキスト第13章を読む。	27	社会権②	テキスト第13章を読む。	28	社会権③	テキスト第13章を読む。	29	憲法の保障①	テキスト第18(+16)章を読む	30	憲法の保障②	テキスト第18(+16)章を読む	31	期末試験	
回	テーマ	時間外学習の内容																																																																																																		
1	ガイダンス（憲法とは何か）	テキストの確認、第1章を読む。																																																																																																		
2	憲法総論①	テキスト第2～4章の大枠を読む。																																																																																																		
3	憲法総論②	テキスト第2～4章の大枠を読む。																																																																																																		
4	人権総論	テキスト第5・6章の大枠を読む。																																																																																																		
5	包括的基本権①	テキスト第7章を読む。																																																																																																		
6	包括的基本権②	テキスト第7章を読む。																																																																																																		
7	包括的基本権③	テキスト第7章を読む。																																																																																																		
8	平等権①	テキスト第7章を読む。																																																																																																		
9	平等権②	テキスト第7章を読む。																																																																																																		
10	平等権③	テキスト第7章を読む。																																																																																																		
11	平等権④	テキスト第7章を読む。																																																																																																		
12	精神的自由①	テキスト第8・9章を読む。																																																																																																		
13	精神的自由②	テキスト第8・9章を読む。																																																																																																		
14	精神的自由③	テキスト第8・9章を読む。																																																																																																		
15	中間試験	試験を通し不明点がないか確認。																																																																																																		
16	精神的自由④	テキスト第8・9章を読む。																																																																																																		
17	精神的自由⑤	テキスト第8・9章を読む。																																																																																																		
18	精神的自由⑥	テキスト第8・9章を読む。																																																																																																		
19	精神的自由⑦	テキスト第8・9章を読む。																																																																																																		
20	経済的自由①	テキスト第10章を読む。																																																																																																		
21	経済的自由②	テキスト第10章を読む。																																																																																																		
22	人身の自由	テキスト第11章を読む。																																																																																																		
23	国務請求権	テキスト第12章を読む。																																																																																																		
24	参政権①	テキスト第12章を読む。																																																																																																		
25	参政権②	テキスト第12章を読む。																																																																																																		
26	社会権①	テキスト第13章を読む。																																																																																																		
27	社会権②	テキスト第13章を読む。																																																																																																		
28	社会権③	テキスト第13章を読む。																																																																																																		
29	憲法の保障①	テキスト第18(+16)章を読む																																																																																																		
30	憲法の保障②	テキスト第18(+16)章を読む																																																																																																		
31	期末試験																																																																																																			

	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト：芦部信喜『憲法【第6版】』（岩波書店、2015年）（参考価格：3,100円+税）、各自使いやすい六法（出版社は問いません）。参考文献：必要に応じて授業でも紹介する予定ですが、例えば、君塚正臣編『ベーシックテキスト憲法【第3版】』（法律文化社、2017年）なども参照されると良いと思います。</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>授業時における授業内容の理解を促進するためにも、各回のテーマについて予習をすることが望ましいです。また、各回の授業には連続性があるため、復習をして次の授業に臨んでください。予習・復習の方法例などは、適宜授業でお話ししたいと思います。</p>
	<p>評価</p> <p>授業への出席を前提として、中間試験・期末試験を行い、授業で扱った事項について、基本的な知識を習得し、それをもとに論理的に考え論ずることができるかで評価します(試験100%)。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>憲法Ⅰを履修後、憲法Ⅱなどのさらなる上位科目を履修されると良いかもしれません。また、必修科目の行政法や刑法をはじめとして、2年次以降多くの専門科目を学ぶ際にも、憲法Ⅰでの学習とのつながり、関連を意識されるとより体系的な学習ができるのではないかと考えています。</p>

科 目 基 本 情 報	科目名 憲法 II	期 別	曜日・時限	単位
		前期	水 3	2
	担当者 -鎌田 晋	対象年次	授業に関する問い合わせ	
学 び の 準 備	ねらい 地方自治制度を根幹とする地域の行政活動の仕組みを理解するには「日本国憲法」が採用する統治機構の基本原理・制度の理解が必要不可欠です。授業では、日本国憲法の現実の運用や判例等を通して「日本国憲法」の定める統治機構についての解釈論を学修します。	メッセージ	法学科の学生にとって、憲法の理解は必須です。また、各種国家試験や公務員試験においても憲法は重要な科目になっています。授業を通して憲法の基本を理解するとともに、各種国家試験等にも対応できる実力をつけて欲しいと思っています。なお、授業に際しては必要な範囲で基本的人権に関する判例等も取り上げます。	
	到達目標 ①「日本国憲法」が採用する統治機構の基本を理解する。 ②「日本国憲法」に関する種々の問題について、条文や判例に基づき自らの見解を論じることができるようになる。			
学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画</u>	回	テーマ	時間外学習の内容
		1	ガイダンス（立憲主義）	テキスト p. 3 ~ p. 17 を読む
		2	国民主権・天皇制	同 p. 35 ~ p. 53 を読む
		3	権力分立	同 p. 287 ~ p. 292 を読む
		4	国会（1）	同 p. 292 ~ p. 299 を読む
		5	国会（2）	同 p. 299 ~ p. 312 を読む
		6	国会（3）	同 p. 312 ~ p. 321 を読む
		7	内閣（1）	同 p. 322 ~ p. 325 を読む
		8	内閣（2）	同 p. 325 ~ p. 330 を読む
		9	内閣（3）	同 p. 330 ~ p. 335 を読む
		10	裁判所（1）	同 p. 336 ~ p. 346 を読む
		11	裁判所（2）	同 p. 347 ~ p. 356 を読む
		12	裁判所（3）	同 p. 356 ~ p. 359 を読む
		13	財政・地方自治	同 p. 360 ~ p. 373 を読む
		14	違憲審査制（1）	同 p. 377 ~ p. 384 を読む
		15	違憲審査制（2）	同 p. 384 ~ p. 392 を読む
		16	期末試験	
評価	テキスト・参考文献・資料など			
	・テキストは、芦部信喜『憲法（第六版）』（2015年3月、岩波書店）を使用しますので準備してください。 ・講義の際、六法を参照するので準備してください。六法の種類は問いませんが、期末試験では判例付六法は使用できないので、注意してください。 ・テキストに載っている判例をより詳しく理解する参考文献としては『別冊Jurist 憲法判例百選①』、『別冊Jurist 憲法判例百選②』（いずれも有斐閣）がありますので、適宜参照してください。			
学 び の 手 立て	学びの手立て			
	・毎回、出欠確認を行います。 ・授業前に、指定されたテキストの予習範囲を読んでおいてください。 ・授業のなかで、各種国家試験や公務員試験で出題された問題を解いてもらうことがあります。 ・授業後は、テキストの該当範囲の復習（特に授業で取り上げた判例の確認）を行ってください。			
評価	評価			
	期末試験 ・・・ 80点 平常点（出席状況や授業に対する取組み姿勢等） ・・・ 20点			
学 び の 継 続	次のステージ・関連科目			
	公法の理解を深めるため、「行政法」に関する講義を受講することを勧めます。			

科目 基本 情報	科目名 現代社会と犯罪Ⅰ 担当者 小西 由浩	期 別	曜日・時限	単位
		前期	月3	2

学 び の 準 備	ねらい この講義では、犯罪対策・立法における近年の動向を踏まえつつ、それらを支える社会的文脈を考察することに力点を置きたい。つまり、犯罪や刑罰の問題を一つの窓口にして、私たちはどのような社会に生きているのかを考えるような講義を目指している。	メッセージ
	到達目標	

学 び の 実 践	学びのヒント		時間外学習の内容
	回	テーマ	
1	はじめに；講義のねらい		
2	刑事裁判の変貌1；裁判員裁判		
3	刑事裁判の変貌2；犯罪被害者の参加		
4	司法と福祉1；触法少年の処遇		
5	司法と福祉2；触法精神障害者の処遇		
6	親密圏における犯罪化；ストーカー・DV・児童虐待		
7	交通犯罪における厳罰化		
8	薬物犯罪		
9	組織犯罪		
10	国際社会と犯罪；国際刑法		
11	日米地位協定における刑事裁判権		
12	日本社会における「治安の悪化」と犯罪不安		
13	犯罪予防論；安心・安全なまちづくり		
14	犯罪情勢と犯罪統計		
15	講義のまとめ		
16	テスト		

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 特に指定しない。 必要に応じて紹介する。

学 び の 実 践	学びの手立て

学 び の 継 続	評価 期末試験の結果による

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目
-----------------------	-------------

科目 基本 情報	科目名 現代社会と犯罪Ⅱ	期別	曜日・時限	単位
		後期	月3	2
担当者 中野 正剛		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	seigo@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 少年法の理解をめざします。裁判員裁判の対象事件には皆さんと年齢の近い少年も被告人となることを排除していません。しかし、近年、少年に死刑宣告がなされる傾向に歯止めが見られなくなっています。少年法の専門家の間ではこれは異常な状態と映っています。なぜ『異常』なのか、それを少年法を支える『保護主義』の理念、さらには国際準則の立場、さらには一般人権と違う『子ども固有の	メッセージ 同じ犯罪を犯した場合でも、行為者の年齢に応じて裁判の仕組み、処遇方法ほかの違いが、なぜ生じるのか理解を深めよう
	到達目標 少年法の仕組みと目指す目的を、小学生にも説明できるようにすること	

回	テーマ	時間外学習の内容
1	なぜ同じ犯罪を犯しても、少年の場合には直ちに刑の執行がなされないのか（保護主義）	
2	現行少年法の特徴	
3	子どもの人権と人としての人権という2つの人権	
4	少年法の理念と基本構造—保護主義と保護手続	
5	手続の概観	
6	発見過程とその問題点	
7	家庭裁判所の受理	
8	調査過程	
9	審判過程（1）	
10	審判過程（2）	
11	少年の刑事事件（1）	
12	少年の刑事事件（2）	
13	少年法改正論議	
14	少年司法と国際準則	
15	世界諸国の少年法制	
16	試験	

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など テキスト開講時の指定する 参考文献 澤登俊雄『少年法入門』（有斐閣）、最新の六法 武内謙治『少年法講義』日本評論社、伊坂幸太郎『チルドレン』講談社文庫 家庭問題情報センター『家裁に来た人びと』日本評論社 生島浩『悩みを抱えられない少年たち』日本評論社
	学びの手立て 毎回欠かさず出席し、復習を忘れずに励行する

学 び の 継 続	評価 試験や日ごろの受講態度などを総合勘案して評価をする
	次のステージ・関連科目 同じ犯罪を扱う 刑法 刑事訴訟法 との違いを理解する素地を身につけることで卒業後 警察官などになったときの問題解決能力を高める

科目 基本 情報	科目名 公共事業論	期 別	曜日・時限	単 位
		後期	火 2	2
担当者 平 剛		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	随時	

学 び の 準 備	ねらい 公共事業をめぐる諸問題に対して、その要因などを自身で分析し、解決策を提示し得る力を身に付けること。	メッセージ
	到達目標 公共事業をめぐる諸課題に対して、その背景にあるものも含めて問題の本質を的確に把握できるようになること。	

回	テーマ	時間外学習の内容
1	ガイダンス、公共事業とそれをめぐる問題	配布資料の復習、記事のストック
2	公共事業の定義	"
3	公共事業の役割と課題	"
4	公共事業の財源（その①）	"
5	公共事業の財源（その②）	"
6	公共事業の政策目的の変遷	"
7	公共事業の機能低下についての議論	"
8	受益者負担原則と間接的評価（その①）	"
9	受益者負担原則と間接的評価（その②）	"
10	PFIによる社会資本整備	"
11	公共事業の入札をめぐる諸問題と改善へ向けての取り組み（その①）	"
12	公共事業の入札をめぐる諸問題と改善へ向けての取り組み（その②）	"
13	公共事業の費用便益分析と最適配分（その①）	"
14	公共事業の費用便益分析と最適配分（その②）	"
15	県内の社会資本整備の現状と課題	"
16	期末試験	"

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 特に指定しない。参考文献は随时クラスで紹介する。
	学びの手立て

学 び の 継 続	評価 期末試験の結果より評価します。
	次のステージ・関連科目 地方財政論の同時履修が望ましい。

科目 基本 情報	科目名 公務員法 担当者 -黒島 師範	期 別	曜日・時限	単位		
		前期	火 4	2		
学 び の 準 備	ねらい 地方公務員制度は、地方公共団体が行政サービスを提供するに当たつての人的手段、地方公務員に関する基本的な仕組みのことである。地方公務員法はその根拠法の中心をなし、地方自治法と同様「地方自治の本旨」の実現に資するために制定された重要な法律である。本講義では、実際の条文に当たり、地方公務員の例をとおして、公務員制度全体を浮き彫りにする。	対象年次	授業に関する問い合わせ			
		3年	授業終了後に教室で受け付けます。			
学 び の 準 備	到達目標 「すべて公務員は全体の奉仕者である」という基本理念に則って、公務員制度全体が設計されているのが理解できる。民間労働者にはない縛りがあることがわかる。近代的地方公務員制度の意義が理解できる。		メッセージ (国家・地方) 公務員法は公務員になる前から離職まで関わる法律です。地方公務員世界の元住人の立場から、体験談交えて、分かり易く講義します。			
学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画</u>					
	回	テーマ	時間外学習の内容			
	1	ガイダンス				
	2	公務員制度総論	参考文献等を予習して臨む。			
	3	地方公務員の範囲と種類	以下同			
	4	人事機関				
	5	職員の任用と離職				
	6	職員の任用と離職				
	7	職員の義務				
	8	職員の義務				
	9	職員の義務				
	10	職員の責任				
	11	職員の責任				
	12	職員の権利、勤務条件				
	13	職員の労働基本権				
	14	職員の利益の保護、研修及び人事評価、福利厚生				
	15	これまでのまとめ				
	16					
テキスト・参考文献・資料など レジュメを配布します。参考文献等は最初の講義に示します。						
学びの手立て 六法を持参すること。条文の引用があった場合は、できるだけ実際の条文に当たることが知識を確実にする秘訣です。興味を持って学ぶためには、自分たちの現実の立場にどう関わり合いを持ち、それがいかなる意味を持つかを考えてみることが大事。新聞等の関係記事に関心を払い、情報量を増やし、キーワードを蓄積すること。						
評価 期末テスト (60%) レポート (30%) 平常点 (10%)						
学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 関連科目 地方自治法 労働法 上位科目 憲法					

科目 基本 情報	科目名 公務研究 I	期 別	曜日・時限	単 位
		後期	火 5	2
担当者 前津 栄健・照屋 寛之・佐藤 学・上江洲 純子 各4回担当	対象年次		授業に関する問い合わせ	
	2年		講義時に、各担当者が受け付けます。	

学 び の 準 備	ねらい 各種公務員試験受験予定者に向けたガイダンス講座となります。公務員を目指す上で必要な心構え、受験に向けた準備態勢の確立方法や必要な基礎知識の習得を目指します。	メッセージ 公務員試験合格への道のりは長く険しいものです。この講義では、自分がなぜ公務員になりたいのか、本当にその途に進むべきなのかについて答えを出す手掛かりを毎時間提供します。同じ教室の受講生が皆ライバルであり、厳しい途を志す仲間もあります。公務員を目指すべきか迷っている人こそ受講してください。
	到達目標 ・卒業後の進路について具体的な目標を持つようになることを目指します。 ・公務員試験の内容や実情を把握することを目指します。 ・最近の行政課題や公務員の具体的な業務内容、求められる公務員像を理解することを目指します。	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u> 担当者はそれぞれ3回程度講義を受け持つ予定です。講義内容は各担当者が決定いたしますが、その概要は概ね以下のとおりです。	
	【担当】 第1回 佐藤 学 第2回～第5回 照屋 寛之 第6回～第9回 上江洲純子 第10回～第12回 前津 栄健 第13回～第15回 【担当者】 【内 容】 ガイダンス 公務員を目指すみなさんへ 行政学と公務員 公務員試験の心構えと準備態勢 行政と法	

学 び の 実 践	学びの手立て 履修の心構えは以下の通りです。 ・複数の教員で担当しますので、講義内容は、担当する教員によって変わります。 ・公務員試験を受験したいが勉強をどう始めたら良いか分からない人や、受験を検討しているが民間就職と迷っている人のためのガイダンス講座です。既に受験勉強を始めている人や民間に就職することを決めている人は受講する必要はありません。
	評価 評価方法については、講義の中で決定し発表します。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 公務員を目指すことを決めた人は、「公務研究 II」を受講してください。
-----------------------	--

科目 基本 情報	科目名 公務研究II 担当者 -小渡 圭子	期 別	曜日・時限	単位		
		前期	木5	2		
学 び の 準 備	ねらい 公務員試験は人気のある就職試験ですが、ひとくちに公務員といつても試験（職種）によって合格するための対策は異なります。また準備期間も限られています。そこで希望する試験に現役・早期合格するためには、公務員試験の現状等を知り、効率的で適切な学習方法の確立が不可欠です。本講義では法律科目的学習を題材に、具体的な対策方法を確立することを目標としています。	対象年次	授業に関する問い合わせ			
		3年	E-mail(ptt546)または、授業終了後に教室で受け付けます。			
学 び の 実 践	到達目標 まずどの試験の専門科目にも出題される、憲法、行政法、民法について、それぞれの法の趣旨、基本概念と全体構造を解説します。次に具体的な論点を考察します。このように全体から細部にという方向で学習を進めることを習得することで、未知の科目を自習する際にも大きく誤る可能性が低くなります。さらに論点がどのような問題として出題されたかを過去問などで具体的に考察します。その際に解答するためにはどのような知識が必要で、その習得のためにどのような準備が必要か等を考えます。これにより過去問の実践的な使い方を身につけることができ、応用力を高めることができます。		メッセージ 法律科目的履修の有無や試験準備の達成度等は問いません。公務員試験の多くは専門科目と教養科目的準備が必要なので、そのボリュームに負けないためには、いかに効率的に学習するかが重要なポイントになります。やみくもに過去問を解いていても十分な効果は期待できません。公務員が職業の選択肢にある人は履修しましょう。			
	学びのヒント <u>授業計画</u>					
学 び の 実 践	回	テーマ	時間外学習の内容			
	1	ガイダンス 公務員試験の現状とその対策等について	試験について下調べする (2週目～5週目について)			
	2	憲法 I (憲法とは 日本国憲法の全体構造)	憲法の全体構造を理解する			
	3	憲法 II	憲法を履修した人は復習する			
	4	憲法 III	過去問集を解き質問する (6週目～11週目)			
	5	憲法 IV	行政法の全体構造を理解する			
	6	行政法 I (全体構造 基本概念)	行政法を履修した人は復習する			
	7	行政法 II	問題集を解き質問する			
	8	行政法 III				
	9	行政法 IV				
	10	行政法 V				
	11	行政法 VI				
	12	民法 I (全体構造 基本概念)	(12週目～15週目)			
	13	民法 II	民法の全体構造を理解する			
	14	民法 III	民法総則を履修した人は復習する			
	15	民法 IV	問題集を解き質問する			
	16	試験				
テキスト・参考文献・資料など 授業では適宜印刷物を配布します。判例付きの六法を持参しましょう。他の参考文献については授業中に適宜紹介します。						
学びの手立て ①「履修の心構え」 出席は授業の取り組み内容として評価します。また、授業の内容だけでなく、関連する法律科目についての質問がある場合や、学習計画などについて相談したい場合には、小さなことでも必ず質問してください。解決に向けて一緒に考えましょう。合格のためには「公務員になりたい」という強い決意をもち続けることがとても重要です。 ②「学びを深めるために」 法律科目的得点には六法などで判例をまとめ（インプット）、実践力につけるために過去問を解く（アウトプット）ことが重要です。						
評価 平常点 (50%) 授業内容に対する取り組み、質問等、総合的に判断します。 期末試験 (40%) 5肢選択問題他。授業で触れた内容の理解を確認します。 レポート (10%) 学習していることが現実の出来事とどのように関連付けられるかを考えることで、問題点の理解度を深め、学習意欲を高めることを目的としています。興味を持って考えるだけで記憶も理解も格段に強く深くなることを知ってください。						
次のステージ・関連科目 授業では法律科目的みを解説しますので、それ以外の科目や授業で触れられなかった部分については、各自で進めることになります。試験により必要な科目や、具体的な学習方法は異なりますが、初めて学ぶ科目を習得していく方法は共通です。どうすることが効率的かをよく見極め、学んだことを応用して、夢（合格）に向けて進んでください。						

科 目 基 本 情 報	科目名 国際私法	期 別 通年	曜日・時限 水 4	単位 4
	担当者 熊谷 久世	対象年次 3年	授業に関する問い合わせ 研究室 : 5-618 Mail: kumagai@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 現在の国際社会には200以上の国や地域があり、それぞれの法律の内容は異なっている。私法の法統一は限られた分野でしかできっていないため、いずれの国や法域の法律を適用してこうした私的紛争を解決するかがしばしば問題となる。今日では国際私法によって決定された準拠法により、法秩序に安定を与えるという方法が採用されている。本講では、その適用プロセスの理解を深めていきたい。	メッセージ この授業は、民法や商法などの実質法は各国がそれぞれ異なる内容となっていることから生じる法の抵触問題を考えようとするものです。例えば、米国は州によって民法が異なるので同じ米国籍者であっても結婚できる年齢は異なります。A州民法で認められた14歳の米国人女性と日本人の18歳男性は結婚できるのか?などの問題について考える授業です。関心のある人は気軽に受講してください。
	到達目標 この授業での到達目標は、国際私法に関する基本的な知識や準拠法を導き出すための思考方法を習得することにあります。国際私法は、国際的な民事や商事事件に関する通則的な処理方法を学ぶ学問ですから、この授業の習得によって、国際的な商取引や国際結婚・離婚、国際養子縁組あるいは国際的な民商事紛争を解決するためのさまざまな道筋を理解することにきっと役立つものと考えます。すでに私たちの生活関係をめぐる急速な国際化により、外国や外国人と関わりを持つ私的法律問題が身近に迫っていることを認識するならば、こうした法分野への知識を高めることができます必要となってくることは云うまでもありません。複雑になっていくこれからの方の家族や取引のあり方を理解したうえで、自らその解決を見いだせるような柔軟な思考力の向上をめざしていきます。	

学 び の 実 践	学びのヒント		
	授業計画	テーマ	時間外学習の内容
1	ガイダンス (講義の進め方)		
2	緒論 国際私法と国際民事手続法		
3	国際私法の意義		
4	国際私法と統一法		
5	国際私法による問題解決の実際		
6	国際民事手続法		
7	総論 国際私法の構造		
8	単位法律関係と		
9	連結点の確定		
10	日本の国籍法		
11	連結点としての国籍および住所、常居所		
12	準拠法の特定ー反致		
13	不統一法典・未承認国法の指定		
14	準拠法の適用ー国際私法上の公序		
15	小括		
16	各論 総説		
17	自然人ー権利能力・行為能力		
18	氏名について		
19	法人ー従属法		
20	法律行為ー当事者自治の原則		
21	法定債権		
22	国際婚姻の成立		
23	国際婚姻の効力		
24	夫婦財産制		
25	国際離婚		
26	国際親子ー実親子関係		
27	国際親子ー養親子関係		
28	物権その他の財産権ー知的財産権		
29	国際相続		
30	総括		
31	期末試験		

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>講義では適宜レジュメを配布するのでテキストとしては指定しないが、推奨する参考書としては以下の通り。 「国際私法入門（第7版）」沢木敬郎・道垣内正人（有斐閣双書）または「国際私法（第3版）」神前禎・早川吉尚・元永和彦（有斐閣アルマ）を推奨する。併せて（1）「国際私法判例百選（第2版）」桜田嘉章・道垣内正人編（2）「国際私法概論（第5版）」木棚照一・松岡博・渡邊惺之（3）「国際私法（第6版）」桜田嘉章（4）「国際私法講義（第3版）」溜池良夫（5）「国際関係私法入門（第3版）」松岡博（6）「国際私法（リーガルクエスト）」中西康ほか（上記すべて有斐閣）が有用である。</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>国際私法という法分野は、皆さんがこれまで学んだ法律科目とはおそらく次元が異なります。ある裁判で、各国に存在するそれぞれ異なる内容の法律（例えば民法）のうち、どこの国の法律（民法）を選択して判断基準として用いるかを決定するのが仕事です。つまり、日本の裁判所で行われる裁判であっても、日本の裁判官は、場合によっては日本の民法ではなく、ある外国の民法を基準にして判断しなければならないこともあります。したがって、こうした特別なプロセスを扱う国際私法という法分野には、国際私法でしか使わない特有の用語がたくさん登場してきます。この講義では、できるだけ解りやすい事例を挙げながらこうした法概念を明らかにしていますので、講義の後にはぜひ振り返って整理をするよう心がけてください。</p>
学 び の 実 践	<p>評価</p> <p>前・後期末の小テスト、場合によってレポートを課したときはそれらも含めた総合的評価とします。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>選択科目の中で、国際的な民事商事事件の紛争を処理する国際法系科目としては、本講義のほか「国際民事訴訟法」があります。関連する発展領域の専門科目としては「知的財産法」、「国際法」および「経済法」などがあり、それらを理解する前提として国際私法は比較的初期の段階で学ぶべき科目として位置づけられています。なお、2年次までに、民法の財産法や家族法、商法などを履修しておくとなお一層の理解に役立ちます。</p>

科 目 基 本 情 報	科目名 国際政治学	期 別	曜日・時限	単位
		前期	月2・木2	4
担当者 野添 文彬		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	f.nozoe@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい この講義のテーマは「戦争と平和」です。戦争はなぜ起こるのか。 平和を実現するためにはどうすればいいのか。米軍基地を抱える 沖縄に住む私たちだからこそ、この問題を真剣に考える必要があります。 この講義では、「戦争と平和」の問題を歴史的・理論的に考 え、みなさんが国際政治を考える視座を提供します。	メッセージ 「戦争」と「平和」は人類にとって普遍的な問題です。難しそうで すが、決して避けることのできないこのテーマについて、一度考 えてみませんか。本講義では、写真やDVDを使って視覚的にも理解で きるよう心がけます。
	到達目標 最近の国際問題の歴史的背景や考え方を説明できるようになることを目指します。	

学 び の 実 践	学びのヒント		時間外学習の内容
	授業計画	テーマ	
1	1 イントロダクション		
2	2 国際社会とは何か		前回の復習+時事問題のチェック
3	3 主権国家体制の成立		以下、同じ
4	4 ウィーン体制		
5	5 ビスマルク体制		
6	6 帝国主義の時代		
7	7 第一次世界大戦①		
8	8 第一次世界大戦②		
9	9 ベルサイユ体制		
10	10 ワシントン体制		
11	11 第一次世界大戦後の国際システムの崩壊		
12	12 第二次世界大戦①		
13	13 第二次世界大戦②		
14	14 冷戦の開始		
15	15 中間テスト		
16	16 冷戦の展開		
17	17 ベルリン・キューバ危機		
18	18 ベトナム戦争		
19	19 デタント		
20	20 冷戦の終焉①		
21	21 冷戦の終焉②		
22	22 1990年代の国際政治		
23	23 2000年代の国際政治		
24	24 リアリズム		
25	25 リベラリズム		
26	26 コンストラクティビズム		
27	27 安全保障		
28	28 国際政治経済		
29	29 国連と地域機構		
30	30 地球的課題		
31	31 期末テスト		

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など テキストは特になし。参考書として、村田晃嗣ほか『国際政治学をつかむ』有斐閣、2009年、ジョセフ・ナイ、デイヴィッド・ウェルチ『国際紛争 原初第8版』有斐閣、2011年、石井修『国際政治史としての20世紀』有信堂高文社、2000年</p> <p>学びの手立て</p> <p>評価 中間テスト（30%）、期末テスト（50%）、出席点（20%）をもとに、発言点、レポートを加味して評価する。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 日本外交史、アジアと日本、国際政治など。</p>

科目基本情報	科目名 国際法 I	期別	曜日・時限	単位
		後期	月2・木2	4
担当者 比屋定 泰治		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	hiyajo@okiu.ac.jp まで。	

学びの準備	ねらい 従来の国際法の講義では最後の方で教えていた、武力行使禁止原則や自衛権など、具体的かつ論争的な分野からの導入により、受講生の関心を高めることができることがねらいである。	メッセージ 私たちの日常生活が国際社会とつながっていることを意識できるようになってほしいと思います。
	到達目標 国内法とは異なる国際法の生成、解釈・適用などについて、または、国際法の違反や国際社会の対応について、国際社会の特徴をふまえて理解できるようになること。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画	テーマ	時間外学習の内容
1	ガイダンス		テキストでの予習、レジュメの復習
2	導入講義(国際法はどのような法か)		テキストでの予習、レジュメの復習
3	国際法の基礎		テキストでの予習、レジュメの復習
4	国際法の構造転換		テキストでの予習、レジュメの復習
5	武力行使禁止原則		テキストでの予習、レジュメの復習
6	個別の自衛権		テキストでの予習、レジュメの復習
7	集団的自衛権		テキストでの予習、レジュメの復習
8	集団安全保障		テキストでの予習、レジュメの復習
9	平和維持活動(PKO)		テキストでの予習、レジュメの復習
10	国家主権		テキストでの予習、レジュメの復習
11	自決権		テキストでの予習、レジュメの復習
12	国家の誕生		テキストでの予習、レジュメの復習
13	政府の変更		テキストでの予習、レジュメの復習
14	まとめ①(1章～5章)		レジュメの見直し
15	国家管轄権		テキストでの予習、レジュメの復習
16	管轄権の拡大		テキストでの予習、レジュメの復習
17	外交特権免除		テキストでの予習、レジュメの復習
18	主権免除		テキストでの予習、レジュメの復習
19	国際機構の免除		テキストでの予習、レジュメの復習
20	国際法主体(国家)		テキストでの予習、レジュメの復習
21	国際法主体(国際機構)		テキストでの予習、レジュメの復習
22	国際法主体(個人)		テキストでの予習、レジュメの復習
23	条約の締結		テキストでの予習、レジュメの復習
24	条約の留保		テキストでの予習、レジュメの復習
25	条約の解釈・適用		テキストでの予習、レジュメの復習
26	条約の承継		テキストでの予習、レジュメの復習
27	条約の無効		テキストでの予習、レジュメの復習
28	条約の終了		テキストでの予習、レジュメの復習
29	国際法の法源		テキストでの予習、レジュメの復習
30	まとめ②(6、7、21～24章)		レジュメの見直し
31	テスト		レジュメの見直し

テキスト・参考文献・資料など

テキスト：山形英郎編『国際法入門 逆から学ぶ』（法律文化社、2014年）

参考文献：講義の際に適宜紹介する。

学
び
の
実
践

学びの手立て

授業範囲をテキストで予習し、授業中は配布レジュメに沿って講義を聞く。暗記するのではなく、「なぜそうになったのか」という筋立てを理解し説明できるように心がける。

学
び
の
継
続

評価

学期末等に実施する試験によって評価する。

次のステージ・関連科目

国際法 II、III、IV

科 目 基 本 情 報	科目名 国際法III	期別 前期	曜日・時限 木2	単位 2
	担当者 比屋定 泰治	対象年次 3年	授業に関する問い合わせ hiyajo@okiu.ac.jpまで。	

学 び の 准 備	ねらい 国際法 I で学ぶ国際法の考え方、基本的な概念をベースにして、国際法の各分野(人権、人道、経済、環境等)について勉強する。	メッセージ 私たちの日常生活が国際社会とつながっていることを意識できるようになってほしいと思います。
	到達目標 国内法とは異なる国際法の生成、解釈・適用などについて、または、国際法の違反や国際社会の対応について、国際社会の特徴をふまえて理解できるようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント		時間外学習の内容
	回	テーマ	
1	ガイダンス		テキストの予習、レジュメの復習
2	外国人の人権、外交的保護		テキストの予習、レジュメの復習
3	難民		テキストの予習、レジュメの復習
4	国際人権条約		テキストの予習、レジュメの復習
5	人権条約の国際的実施		テキストの予習、レジュメの復習
6	交戦者資格		テキストの予習、レジュメの復習
7	敵対行為の手段・方法		テキストの予習、レジュメの復習
8	武力紛争犠牲者の保護		テキストの予習、レジュメの復習
9	国際犯罪		テキストの予習、レジュメの復習
10	犯罪人引渡し		テキストの予習、レジュメの復習
11	国際刑事裁判所		テキストの予習、レジュメの復習
12	ガットとWTO		テキストの予習、レジュメの復習
13	地域経済統合		テキストの予習、レジュメの復習
14	環境問題と国家の義務		テキストの予習、レジュメの復習
15	地球環境保護		テキストの予習、レジュメの復習
16	テスト		テキスト、レジュメの見直し

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など
	テキスト：山形英郎『国際法入門 逆から学ぶ』（法律文化社、2014年） 参考文献：講義の際に適宜紹介する。

学 び の 継 続	学びの手立て
	授業範囲をテキストで予習し、授業中は配布レジュメに沿って講義を聞く。暗記するのではなく、「なぜそうなったのか」という筋立てを理解し説明できるよう心がける。

学 び の 継 続	評価
	学期末等に実施するテストによって評価する。

科目 基本 情報	科目名 国際民事訴訟法	期 別	曜日・時限	単位
		後期	木 5	2
	担当者 熊谷 久世	対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3 年	研究室 : 5-618 Mail : kumagai@okiu.ac.jp	
学 び の 準 備	ねらい 国際取引や国際離婚などの国際的民事紛争がどのように解決されるのかについての基本的知識を養います。国際的な民事紛争を解決する手段は複数ありますが、この講義では裁判を利用して紛争解決方法と裁判を利用しない解決方法について学びます。国内の民事紛争を解決する場合と比較することで、国内事案との異なる手法や考え方など、留意すべき基本的な知識の習得をめざします。	メッセージ		
	到達目標 国際的な取引や P L, 外国での航空機事故等から生じる国際的な民事紛争に関する手続法上の諸問題についての基本的な知識を修得することが本講義の目標です。例えば、いずれの国の裁判所が当該裁判をなすべきかという国際裁判管轄、国際的な訴訟競合、外国人や外国企業を当事者とする訴訟で特に考慮を要する問題、日米司法摩擦と称される問題、外国裁判所の判決の効力や執行に関する諸問題を取り上げる。国際民事訴訟法の意義、国際裁判管轄総論、国際裁判管轄各論、国際訴訟競合、国際民事訴訟の訴訟手続と当事者、国際送達、国際訴訟の審理・証拠収集、外国判決の承認と執行の順で判例解説を重点に講義をすすめる予定です。			
学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画	テーマ	時間外学習の内容	
	回	1 国際民事訴訟法の意義および対象とその範囲		
		2 国際民事訴訟法と国際私法 (1)		
		3 国際民事訴訟法と国際私法 (2)		
		4 裁判権免除		
		5 国際裁判管轄一財産関係 (1)		
		6 国際裁判管轄一財産関係 (2)		
		7 国際裁判管轄一身分関係 (1)		
		8 国際裁判管轄一身分関係 (2)		
		9 国際的訴訟競合		
		10 国際的司法共助 (1)		
		11 国際的司法共助 (2)		
		12 外国判決の承認および執行 (1)		
		13 外国判決の承認および執行 (2)		
		14 国際商事仲裁		
		15まとめ		
	16 期末試験			
テキスト・参考文献・資料など	講義では適宜レジュメを配布するのでテキストとしては指定しないが、推奨する参考書としては以下の通り。 (1)沢木=道垣内「国際私法入門(第7版)」(2)神前=早川吉「国際私法(第3版)」(3)櫻田「国際私法(第6版)」(4)松岡「国際関係私法入門(第3版)」(5)古田「国際民事訴訟法入門」(6)本間=中野=酒井「国際民事手続法(第2版)」および判例集として櫻田=道垣内「国際私法判例百選(第2版)」			
学びの手立て				
評価	期末試験およびレポートを総合的に考慮して評価します。			
学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 選択専門科目の中で、国際的な民事商事事件の紛争を処理する国際法系科目としては、本講義のほか「国際私法」があります。関連する発展領域の専門科目としては「知的財産法」、「国際法」および「経済法」などがあります。それらを理解する前提として、比較的初期の段階で学ぶべき科目としては民法の財産法や家族法、および商法があげられます。			

科目 基本 情報	科目名 債権各論	期別	曜日・時限	単位
		前期	月2・木2	4
担当者 山下 良		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	ryamashita@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい	メッセージ
	<p>この講義では、民法の「第三編 債権」のうち「第二章」～「第五章」を扱います。人の私的生活は、権利と義務で成り立っています。権利・義務を発生させる方法として、一番重要なのが「契約」です。契約はどのようにすれば結ぶのか、結ばれた契約にはどのような効力があるのか、もし契約に違反してしまったらどうなるのか、といった、契約の基礎を学習しましょう。</p>	民法は、「民法総則」、「物権法」、「担保物権法」、「債権総論」、「債権各論」、「家族法」の6つに分かれているので、他の5つと合わせて勉強して下さい。

学びのヒント

授業計画

回	テーマ	時間外学習の内容
1	ガイダンス、契約とは何か	テキスト、六法を準備すること
2	契約の分類	テキスト5～9ページ
3	契約の効力	テキスト26～38ページ
4	契約の解除	テキスト38～52ページ
5	贈与	テキスト53～62ページ
6	売買・交換①	テキスト62～102ページ
7	売買・交換②	同上
8	使用貸借・消費貸借・賃貸借①	テキスト103～163ページ
9	使用貸借・消費貸借・賃貸借②	同上
10	使用貸借・消費貸借・賃貸借③	同上
11	雇用	テキスト163～171ページ
12	請負	テキスト171～181ページ
13	委任・寄託	テキスト182～195ページ
14	組合	テキスト195～206ページ
15	終身定期金・和解	テキスト206～210ページ
16	中間試験までのまとめ	中間試験までのまとめ
17	中間試験	中間試験
18	中間試験の復習	中間試験の復習
19	不法行為①	テキスト211～382ページ
20	不法行為②	同上
21	不法行為③	同上
22	不法行為④	同上
23	不法行為⑤	同上
24	事務管理①	テキスト383～392ページ
25	事務管理②	同上
26	不当利得①	テキスト393～425ページ
27	不当利得②	同上
28	不当利得③	同上
29	期末試験までのまとめ	期末試験までのまとめ
30	期末試験	期末試験
31	期末試験の復習	期末試験の復習

テキスト・参考文献・資料など

藤岡康宏・磯村保・浦川道太郎・松本恒雄『民法IV 債権各論〔第3版補訂〕』（有斐閣、2009年6月）

学
び
の
実
践

学びの手立て

毎回必ず授業に出席し、授業終了後には復習をすること。

評価

中間試験（100点）、期末試験（100点）、出席（若干）によって評価します。

学
び
の
継
続

次のステージ・関連科目

民法総則、物権法、担保物権法、債権総論、家族法

科目 基本 情報	科目名 債権総論	期別	曜日・時限	単位
		後期	月4・木4	4
担当者 田中 稔		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	メールを下さい。	

学 び の 準 備	ねらい 民法第3編の399～520条の規定する内容を学ぶ。債権総論は、債権の一般的性質を検討することを課題としているが、要するに、お金のやりとりを巡る利害を調整する法分野である。債権者が債務者からできる限り全額を回収する努力をするが、それがかなわない場合に、残額を債権者自身がかぶるのか、それとも、第三者に負担を押しつけることができるか、というお金に関する人間のふるまいを法	メッセージ お金の貸し借りや日常の買い物に關係するのが債権法です。
	到達目標 債権法の基本的な内容を理解する。	

学 び の 実 践	学びのヒント		
	授業計画	テーマ	時間外学習の内容
1	オリエンテーション		
2	私法における債権法の位置づけ		
3	債権の法的性質－物権との対比－		
4	債権の目的－特定物債権・種類債権－		
5	債権の目的－利息制限法－		
6	弁済－債権の消滅事由－		
7	弁済－債権の準占有者－		
8	弁済－第三者弁済		
9	弁済－提供・供託－		
10	弁済－弁済による代位－		
11	相殺－総論－		
12	相殺－担保的機能－		
13	債権譲渡－総論－		
14	債権譲渡－各論－		
15	保証債務－人の担保－		
16	連帶債務－人の担保－		
17	不真正連帶債務－人の担保－		
18	債権者代位権		
19	債権者取消権		
20	抵当権総論－物的担保－		
21	抵当権各論－物的担保－		
22	債務不履行責任総論		
23	瑕疵担保責任		
24	不完全履行		
25	契約締結上の過失		
26	金銭債務の不履行		
27	損害論		
28	損害賠償の範囲		
29	損害賠償額の算定時期		
30	損害賠償とその他の救済制度		
31	期末テスト		

	テキスト・参考文献・資料など 適宜資料を提供します。
学 び の 実 践	学びの手立て 条文が重要です。
評価	試験（期末）を実施する。
学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 債権各論

科 目 基 本 情 報	科目名 社会保障法	期 別	曜日・時限	単位																																																																																															
		通年	火 3	4																																																																																															
担当者 井村 真己	対象年次		授業に関する問い合わせ																																																																																																
	3年		imura@okiu.ac.jp																																																																																																
学 び の 準 備	ねらい 国民の生活保障を目的として、國家が、疾病・障害・高齢・失業・死亡など社会生活上の困難をもたらす事故をカバーし、国民が「人たるに値する生活」を確保することを任務とする法律の総称を社会保障法という。この講義では、年金・介護・生活保護など社会保障法として制定されたそれぞれの法律の基本的枠組について学ぶことを目的とする。	メッセージ 講義に当たっては各单元ごとにレジュメを配布するが、興味に応じて参考文献などを参照すること。また、社会保障制度は、いま現在もさまざまな制度の改正・改革が進行中であるため、新聞記事などを参照して社会保障に関する意識を高めて欲しい。																																																																																																	
	到達目標 社会保障に関する現行の法制度に関して、基本的な知識を修得し、持続可能な社会保障制度を構築していくために、どのような政策を探ることが望ましいのかにつき、自分自身の理解を深めることを目標とする。																																																																																																		
学びのヒント <u>授業計画</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 5%;">回</th> <th style="text-align: center;">テーマ</th> <th style="text-align: center; width: 40%;">時間外学習の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>ガイダンス</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>2</td><td>社会保障概説①（社会保障の目的と機能）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>3</td><td>社会保障概説②（社会保障の歴史）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>4</td><td>社会保障概説③（社会保障の国際的展開）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>5</td><td>憲法と社会保障①（憲法25条）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>6</td><td>憲法と社会保障②（社会保障受給権）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>7</td><td>憲法と社会保障③（手続的の保障）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>8</td><td>社会保障の財源と運営①（社会保障の財源）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>9</td><td>社会保障の財源と運営②（社会保障の運営）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>10</td><td>公的扶助①（生活保護の目的）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>11</td><td>公的扶助②（生活保護の種類と方法）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>12</td><td>公的扶助③（保護実施のプロセス）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>13</td><td>社会福祉①（社会福祉の意義と法制度）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>14</td><td>社会福祉②（児童福祉）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>15</td><td>社会福祉③（障害者福祉）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>16</td><td>医療保険①（医療保障制度）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>17</td><td>医療保険②（健康保険法）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>18</td><td>医療保険③（国民健康保険法）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>19</td><td>医療保険④（高齢者医療）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>20</td><td>介護保険①（介護保険の制定と目的）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>21</td><td>介護保険②（介護の認定）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>22</td><td>介護保険③（介護保険の財政システム）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>23</td><td>年金保険①（公的年金の構造）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>24</td><td>年金保険②（国民年金法）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>25</td><td>年金保険③（厚生年金保険法）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>26</td><td>年金保険④（年金制度の課題）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>27</td><td>労働保険①（労災保険）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>28</td><td>労働保険②（労働災害の判断基準）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>29</td><td>労働保険③（雇用保険）</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>30</td><td>社会保障の将来的展望と課題</td><td>レジュメを参照して予習・復習</td></tr> <tr><td>31</td><td>期末試験</td><td></td></tr> </tbody> </table>	回	テーマ	時間外学習の内容	1	ガイダンス	レジュメを参照して予習・復習	2	社会保障概説①（社会保障の目的と機能）	レジュメを参照して予習・復習	3	社会保障概説②（社会保障の歴史）	レジュメを参照して予習・復習	4	社会保障概説③（社会保障の国際的展開）	レジュメを参照して予習・復習	5	憲法と社会保障①（憲法25条）	レジュメを参照して予習・復習	6	憲法と社会保障②（社会保障受給権）	レジュメを参照して予習・復習	7	憲法と社会保障③（手続的の保障）	レジュメを参照して予習・復習	8	社会保障の財源と運営①（社会保障の財源）	レジュメを参照して予習・復習	9	社会保障の財源と運営②（社会保障の運営）	レジュメを参照して予習・復習	10	公的扶助①（生活保護の目的）	レジュメを参照して予習・復習	11	公的扶助②（生活保護の種類と方法）	レジュメを参照して予習・復習	12	公的扶助③（保護実施のプロセス）	レジュメを参照して予習・復習	13	社会福祉①（社会福祉の意義と法制度）	レジュメを参照して予習・復習	14	社会福祉②（児童福祉）	レジュメを参照して予習・復習	15	社会福祉③（障害者福祉）	レジュメを参照して予習・復習	16	医療保険①（医療保障制度）	レジュメを参照して予習・復習	17	医療保険②（健康保険法）	レジュメを参照して予習・復習	18	医療保険③（国民健康保険法）	レジュメを参照して予習・復習	19	医療保険④（高齢者医療）	レジュメを参照して予習・復習	20	介護保険①（介護保険の制定と目的）	レジュメを参照して予習・復習	21	介護保険②（介護の認定）	レジュメを参照して予習・復習	22	介護保険③（介護保険の財政システム）	レジュメを参照して予習・復習	23	年金保険①（公的年金の構造）	レジュメを参照して予習・復習	24	年金保険②（国民年金法）	レジュメを参照して予習・復習	25	年金保険③（厚生年金保険法）	レジュメを参照して予習・復習	26	年金保険④（年金制度の課題）	レジュメを参照して予習・復習	27	労働保険①（労災保険）	レジュメを参照して予習・復習	28	労働保険②（労働災害の判断基準）	レジュメを参照して予習・復習	29	労働保険③（雇用保険）	レジュメを参照して予習・復習	30	社会保障の将来的展望と課題	レジュメを参照して予習・復習	31	期末試験				
回	テーマ	時間外学習の内容																																																																																																	
1	ガイダンス	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
2	社会保障概説①（社会保障の目的と機能）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
3	社会保障概説②（社会保障の歴史）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
4	社会保障概説③（社会保障の国際的展開）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
5	憲法と社会保障①（憲法25条）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
6	憲法と社会保障②（社会保障受給権）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
7	憲法と社会保障③（手続的の保障）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
8	社会保障の財源と運営①（社会保障の財源）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
9	社会保障の財源と運営②（社会保障の運営）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
10	公的扶助①（生活保護の目的）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
11	公的扶助②（生活保護の種類と方法）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
12	公的扶助③（保護実施のプロセス）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
13	社会福祉①（社会福祉の意義と法制度）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
14	社会福祉②（児童福祉）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
15	社会福祉③（障害者福祉）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
16	医療保険①（医療保障制度）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
17	医療保険②（健康保険法）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
18	医療保険③（国民健康保険法）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
19	医療保険④（高齢者医療）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
20	介護保険①（介護保険の制定と目的）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
21	介護保険②（介護の認定）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
22	介護保険③（介護保険の財政システム）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
23	年金保険①（公的年金の構造）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
24	年金保険②（国民年金法）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
25	年金保険③（厚生年金保険法）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
26	年金保険④（年金制度の課題）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
27	労働保険①（労災保険）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
28	労働保険②（労働災害の判断基準）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
29	労働保険③（雇用保険）	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
30	社会保障の将来的展望と課題	レジュメを参照して予習・復習																																																																																																	
31	期末試験																																																																																																		

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト： 指定しない（レジュメを配布する）。</p> <p>参考文献：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西村健一郎・水島郁子・稻森公嘉『よくわかる社会保障法』（有斐閣・2015年） ・西村健一郎『社会保障法入門（第3版）』（有斐閣・2017年） ・加藤智章・菊池馨実・倉田聰・前田雅子『社会保障法（第6版）』（有斐閣・2015年）
学 び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>人が現代の社会の中で生活していく上で、ケガや病気などのリスクに対応する社会保障は、必要不可欠な制度となっているといえる。そして、社会保障制度が改革されることは、将来の自分自身に直接関わってくる問題でもある。講義では、現行制度についてのみ扱うため、将来の制度がどのようにあるべきか、自分自身で考えて欲しい。</p>
学 び の 実 践	<p>評価</p> <p>シラバス記載の到達目標の達成度に対して、前期レポート40%、後期レポート50%、平常点10%で総合的に評価する。</p>

学
び
の
継
続

次のステージ・関連科目

関連科目：労働法Ⅰ、労働法Ⅱ

科目基本情報	科目名 消費者保護法	期別	曜日・時限	単位
		後期	月2	2
担当者 山下 良		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	ryamashita@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 人の私的生活は自由と平等が原則ですが、それだけでは社会はうまくいきません。買い物をする時、店員に言いくるめられて不要な物を買わされてしまったら、自由で平等なのだから買う方が悪い、ですませてしまっていいのでしょうか。当事者間の力関係が対等ではない場合には、法律でそれを修正する必要があります。講義を通じて、消費者保護法の役割を学習しましょう。	メッセージ 消費者保護法は、民法の基礎が分かっていないと理解できないので、「民法総則」、「債権総論」、「債権各論」を先に勉強しておくと良いでしょう。
	到達目標 これまで社会の中で起こった消費者問題について学習し、その解決のための基本的考え方を身につける。	

回	テーマ	時間外学習の内容
1	ガイダンス、消費者保護法とは何か	テキスト、六法を準備すること
2	様々な消費者問題の発生と消費者保護政策の推進	テキスト1~12ページ
3	消費者契約法①	テキスト13~23ページ
4	消費者契約法②	テキスト24~28ページ
5	消費者契約法③	テキスト29~35ページ
6	消費者契約法④	テキスト35~42ページ
7	特定商取引法①	テキスト43~46ページ
8	特定商取引法②	テキスト46~91ページ
9	特定商取引法③	同上
10	特定商取引法④	同上
11	景品表示法	テキスト157~164ページ
12	消費者信用取引①	テキスト92~132ページ
13	消費者信用取引②	同上
14	消費者信用取引③	同上
15	期末試験	期末試験
16	期末試験の復習	期末試験の復習

学びの実践	テキスト・参考文献・資料など 杉浦市郎『新・消費者法 これだけは〔第2版〕』（法律文化社、2015年10月）

評価	学びの手立て 毎回必ず授業に出席し、授業終了後には復習をすること。

学びの継続	次のステージ・関連科目 民法総則、債権総論、債権各論

科目 基本 情報	科目名 商法総則・商行為法	期別	曜日・時限	単位
		前期	月4・木4	4
担当者 -脇阪 明紀		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年		
学 び の 準 備	ねらい 民法の特別法としての商法は、今日の商取引や経済界での企業取引の基礎であることを理解させる。難解とされる商法の分野には、会社法、手形・小切手法、保険・海商法が他に存在するが、これらを学習するためには、必ず必要とされるものが本講の商法総則・商行為法の知識であることを理解させる。	メッセージ 今日の経済社会においては、どこでも誰でも関係し、経験することばかりですので、初学者にも理解できるよう授業を進めます。将来、司法書士や税理士を目指す方には、必ずこの講義の知識が必要となることが予測されますので、法学部の学生のみならず他学部の学生にも興味をもっていただきたいと思います。		
	到達目標 ・今日の経済社会および市民生活が、原則法としての民法ではなく、その特別法としての商法によって営まれていることを理解する。 ・商取引に関する法規や規制、あるいは判例の動きを知ることにより、経済の動きを知り、その将来を予測する能力を身につける。			
学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画</u>			
	回	テーマ	時間外学習の内容	
	1	ガイダンス：テキストの紹介、評価の方法、その他質問があれば受け付けます。	テキスト4頁以下を読んでおく	
	2	商法の概念：形式的意義の商法、実習的意義の商法	テキスト6頁以下を読んでおく	
	3	商法の概念：原則法としての民法と特別法としての商法	テキスト18頁以下を読んでおく	
	4	商人概念：固有の商人とは	テキスト20頁以下を読んでおく	
	5	商人概念：擬制商人および民事会社とは	テキスト27頁以下を読んでおく	
	6	商法の対象：絶対的商行為	テキスト32頁以下を読んでおく	
	7	商法の対象：営業的商行為	テキスト36頁以下を読んでおく	
	8	商法の対象：付属的商行為、双方的商行為、一方的商行為	テキスト23頁以下を読んでおく	
	9	商人資格の得喪	テキスト105頁以下を読んでおく	
	10	営業能力（商人能力）	テキスト79頁以下を読んでおく	
	11	営業活動の補助者：商業使用人の意義	テキスト80頁以下を読んでおく	
	12	営業活動の補助者：支配人の意義、およびその選任・終任	テキスト83頁以下を読んでおく	
	13	営業活動の補助者：支配人の代理権、およびその義務	テキスト86頁以下を読んでおく	
	14	営業活動の補助者：表見支配人、およびその他の使用人	テキスト96頁以下を読んでおく	
	15	営業活動の補助者：代理商の意義、および権利義務	テキスト101頁以下を読んでおく	
	16	営業活動の補助者：代理商関係の終了	テキスト107頁以下を読んでおく	
	17	営業所の意義、および本店・支店	テキスト53頁以下を読んでおく	
	18	商号：その意義と選定	テキスト66頁以下を読んでおく	
	19	商号：商号の譲渡	テキスト59頁以下を読んでおく	
	20	商号：名板貸	テキスト38頁以下を読んでおく	
	21	商業登記：その意義、および登記事項	テキスト43頁以下を読んでおく	
	22	商業登記：一般的効力	テキスト51頁以下を読んでおく	
	23	商業登記：特殊的効力	テキスト73頁以下を読んでおく	
	24	商業帳簿：その意義	テキスト75頁以下を読んでおく	
	25	商業帳簿：作成・保存・提出の意義	テキスト73頁以下を読んでおく	
	26	商業帳簿：会計帳簿、貸借対照表	テキスト104頁以下を読んでおく	
	27	営業：その意義	テキスト109頁以下を読んでおく	
	28	営業：営業譲渡の意義	テキスト110頁以下を読んでおく	
	29	営業：営業譲渡の効果	テキスト123頁以下を読んでおく	
	30	商行為の特則		
	31	試験（前もって3問を指示し、そのうち一問を出題する。）		

	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テキスト：「商法総則・商行為法」（第6版）近藤光男（著）有斐閣 ・参考文献：別冊ジャーリスト194「商法総則・商行為法判例百選」（第5版）有斐閣 ・資料：適宜、新聞記事等のコピーを配布する。
学 び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出欠確認は、常時、あるいは時々行うので注意されたい。なお、出欠は、試験の評価の参考にするので、注意されたい。 ・商法の分野は、難解な専門用語や、理解が困難な事柄が多いので、いくらでも質問をされたい。 ・商法は、他の法律と比較して、改正が多いため、必ず最新の六法を持参すること。
	<p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験の成績のみで評価するが、出欠については評価の参考にする。テスト…70点 出欠点・平常点…30点 ・追再試は、一切行わない。したがって、講義には、できるだけ常時出席するように心掛けていただきたい。
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>商法総則・商行為法は、他の商法分野の科目の基礎となっているので商法総則・商行為法の知識なしには会社法、手形・小切手法、保険法等は十分に理解することができなくなるおそれがあるので履修することをお勧めする。また、税法や商業登記法といった科目とも密接に関連しているので税理士や司法書士を目指す方にも履修をお勧めする。関連科目：「会社法」「手形・小切手法」「保険・海商法」「民法総則」「債権法」「商業登記法」</p>

科目基本情報	科目名 自治体経営論	期別 前期	曜日・時限 月3・木3	単位 4
	担当者 黒柳 保則	対象年次 3年	授業に関する問い合わせ まずは講義終了後に教室にて受け付けます。	

学びの準備	ねらい 基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰにて学習してきた「読み・書き・聞き・話す」能力を踏まえて、より専門的な行政学・法学および政治学を学習する上で要求される基本的知識や素養を身につけることを目的として、ゼミ形式で行う。	メッセージ 毎回なんらかの資料を配布したり映像を視聴したりして、自治体経営をめぐる最新の動向を踏まえられるようにします。
	到達目標 自治体経営についての主要な論点を理解し、実際の問題を考える際に応用できるようにすることです。	

学びの実践	学びのヒント <u>授業計画</u>	テーマ	時間外学習の内容
		回	
	1 ガイダンス		参考文献の該当部分
	2 自治体経営とは		参考文献の該当部分
	3 地域経営のあり方		参考文献の該当部分
	4 地域情報と地域資源		参考文献の該当部分
	5 沖縄における地域情報と地域資源		参考文献の該当部分
	6 総合計画と戦略的プロジェクト		参考文献の該当部分
	7 沖縄における総合計画と戦略的プロジェクト		参考文献の該当部分
	8 「都市計画」から「まちづくり」へ		参考文献の該当部分
	9 「まちづくり」総論		参考文献の該当部分
	10 「まちづくり」と地域資源		参考文献の該当部分
	11 「まちづくり」の仕事		参考文献の該当部分
	12 「まちづくり」の実践		参考文献の該当部分
	13 沖縄における「まちづくり」の実践		参考文献の該当部分
	14 組織経営のあり方		参考文献の該当部分
	15 自治体組織の変遷と現状		参考文献の該当部分
	16 行政管理型から行政経営型の組織経営へ		参考文献の該当部分
	17 減量経営の効果と限界		参考文献の該当部分
	18 施策経営と事務事業選別		参考文献の該当部分
	19 政策経営と自治体改革		参考文献の該当部分
	20 NPMとは何か		参考文献の該当部分
	21 NPMの展開		参考文献の該当部分
	22 行政評価システム		参考文献の該当部分
	23 改革手法としてのPFI		参考文献の該当部分
	24 市場化テスト		参考文献の該当部分
	25 自治体経営における事業形態の多様化		参考文献の該当部分
	26 第三セクターの現状と課題		参考文献の該当部分
	27 指定管理者制度の展開		参考文献の該当部分
	28 NPOの生成と発展		参考文献の該当部分
	29 沖縄におけるNPO		参考文献の該当部分
	30 マニフェスト・自治基本条例と自治体経営		参考文献の該当部分
	31 まとめ／試験		

	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは使用しません。レジュメを配布します。</p> <p>【参考文献】岩崎忠『自治体経営の新展開』一藝社、2017年。金井利之『実践自治体行政学』第一法規、2010年。高寄昇三『新 地方自治の経営』学陽書房、2004年。矢野恒太記念会編『データでみる 県勢 2017年版』矢野恒太記念会、2016年。</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>自治体経営をめぐる状況は日々に変化します。新聞の関連記事に注意を払って下さい。全国紙と地域紙とを読み比べることをお勧めします。気になる記事は切抜きをするといいでしょう。</p>
	<p>評価</p> <p>試験（70%）と平常点（30%）にて評価します。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>地方自治論</p>

科目 基本 情報	科目名 政策過程論	期別	曜日・時限	単位
		前期	水1	2
担当者 佐藤 学		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	sato@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 自治体=地方政府の仕事を、広く政策と捉え、それがどのようにしえ作られ、執行されるかを理解する。何らかの社会問題があり、それを公共が解決しようとする、その解決策が政策である、という理解から、政策形成、執行を考える。	メッセージ 国や自治体がやっている仕事を、それが形成される筋道を通して理解しよう。
	到達目標 <ul style="list-style-type: none">・政策という概念を理解する・その形成過程を理解し、そこにある更なる問題をかんがえられる・誰が政策を作るのかを、実態に即して見出する	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む)</u> 第1部 政策とは何か：政策の定義=解決策 第2部 課題の発見 第3部 課題の分析 第4部 解決策への模索 第5部 政策を作る主体 第6部 政策の執行 第7部 PDS, PDCAサイクル 第8部 政策評価へ
	テキスト・参考文献・資料など 指定しない。講義レジュメを配布する。 参考文献は、適宜紹介する。

学 び の 実 践	学びの手立て 新聞の（地元紙、全国紙を問わず）政治面、経済面を読み、「政策」の何がいま問題とされているかに注意を払う。
	評価 期末レポートで評価する。 授業への積極的参加（質問、回答、発言等）を肯定的に評価に含める。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 政策評価論
-----------------------	----------------------

科目 基本 情報	科目名 政策評価論	期別	曜日・時限	単位
		後期	水1	2
担当者 佐藤 学		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	sato@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 国、地方の政府が「役に立っているか」を、定量的に測ることが可能なのか、政策評価の具体例から考察する	メッセージ 税金の無駄遣いとは、どういう状態なのか、それを改善するにはどのような方法があるのか、より効果的・効率的な政府の仕事を作りだすには何が必要なのか等、国、地方自治体の仕事を分析する視点を獲得しましょう
	到達目標 ・地域課題の解決策としての政策の有用性を、根拠付けて判断できる ・政策サイクルの考え方を理解する	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u>
	第1回 政策サイクルという考え方 第2回 政策とは何か：政策過程論振り返り 第3回 政策評価の理論①何を評価するのか 第4回 政策評価の理論②どのように評価するのか 第5回 日本における政策評価導入の歴史 第6回 沖縄での政策評価実践例 第7回 政策評価の評価

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 指定しない。講義レジュメを配布する。 参考文献は必要に応じて紹介する。
	学びの手立て 「政策」をキーワードに、現在進行中の社会問題に注目する。新聞（地元紙、全国紙を問わず）の政治面、経済面を毎日読むこと。

学 び の 継 続	評価 期末レポートで成績を決定する。レポートの出題形式等は、事前に準備に充分な情報を告知する。 授業への積極的な参加を肯定的に評価に加える。

次のステージ・関連科目 地域行政論、都市政策論、地方財政論、公共事業論、自治体経営論

科 目 基 本 情 報	科目名 政治学原論	期 別	曜日・時限	単位
		通年	水2	4
担当者 芝田 秀幹		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	hidekis@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 国家、主権、自由、権利、デモクラシー（民主主義）、共同体、民族、個人など、政治に関する概念を正しく理解することは、成熟した民主主義国家の建設を目指す我が国の主権者＝国民にとって必須のものといえよう。本講義では、こうした政治学上のキー概念を、それらを巡る様々な学説を織り交ぜながら詳解し、戦後日本でややもすれば軽んじられた国民国家の存在意義を改めて確認したい。	メッセージ 「政治」について議論することと、「政治学」について議論することとは異なる。あくまで、「学問」としての「政治学」の研究成果を学ぶのだ、という意識で授業に臨んでもらいたい。
	到達目標 政治学上の基礎概念を深く理解できる。民主主義の原理や、国民国家の存在意義を理解できる。	

学 び の 実 践	学びのヒント	
	授業計画	時間外学習の内容
	回	テーマ
	1 開講オリエンテーション：政治学原論とは	
	2 政治（1）：政治とは	
	3 政治（2）：権力とは	
	4 民主主義（1）：価値原理	
	5 民主主義（2）：機構原理	
	6 民主主義（3）：方法原理	
	7 民主主義（4）：現代の民主主義とその危機	
	8 国家（1）：国民とは	
	9 国家（2）：民族と国民	
	10 国家（3）：近代国民国家	
	11 主権（1）：宗教改革	
	12 主権（2）：三〇年戦争	
	13 主権（3）：ジャン・ボダン	
	14 自由（1）：消極的自由と積極的自由	
	15 自由（2）：ベンサム	
	16 自由（3）：J・S・ミル	
	17 権利（1）：自然権	
	18 権利（2）：人権	
	19 道徳と政治（1）：カント・ヘーゲル	
	20 道徳と政治（2）：ボザンケ1	
	21 道徳と政治（3）：ボザンケ2	
	22 多元主義（1）：マッキーヴィー	
	23 多元主義（2）：ポリアーキー	
	24 リベラリズム（1）：ホブハウス	
	25 リベラリズム（2）：新自由主義	
	26 リベラリズム（3）：現代リベラリズム	
	27 共同体（1）：サンデル1	
	28 共同体（2）：サンデル2	
	29 共同体（3）：国家を越える動き	
	30 講義のまとめ	
	31 試験	

	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>芝田秀幹『イギリス理想主義の政治思想－バーナード・ボザンケの政治理論』（芦書房、2006年）。</p> <p>日本イギリス哲学会編『イギリス哲学・思想事典』（研究社、2007年）。</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>私語は厳禁。真面目に授業を聞こうとする学生を、私語で邪魔をする権利は受講者の誰にもないはずである。また、日々生起する様々な政治問題に触発されつつ考える習慣を身に着けてほしい。</p>
評価	<p>定期試験の結果とリアクション・ペーパーで判断。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>「政治思想史」の履修が望ましい。</p>

科目 基本 情報	科目名 政治・行政と報道	期別	曜日・時限	単位
		後期	木3	2
担当者 -長元 朝浩		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	gamo514@okinawatimes.co.jp	

学 び の 準 備	ねらい 「政治・メディア・民衆意識」の相互連関を通して戦後沖縄の歩みをたどります。地上戦を体験し、軍政下の主権喪失状況を生きた人々は何を求めて苦闘したのでしょうか。「占領者の眼」「領土ナショナリズム」「自治・人権」「占領下のメディア」「国民教育」「復帰と反復帰」「自己決定権」などに焦点をあて、今につながる課題と一緒に考えたいと思います。	メッセージ 沖縄も日本も世界も民主主義もメディアも大きな転換点にあります。この授業を通して足下を見つめ直し、構想力を鍛えてほしいと思います。
	到達目標 ・過去を深く知ることによってバランスの取れた見方を習得する ・民主政治とメディアと住民意識の相互関係を深く知る	

回	テーマ	時間外学習の内容
1	ガイダンス	
2	戦時統制とジャーナリズム～沖縄新報の沖縄戦報道～	
3	沖縄の住民は敗戦をどのように受けとめたか	
4	政党結成と帰属論争～独立か復帰か信託統治か～	
5	国境・主権の溶融・密貿易	
6	東アジア冷戦と米軍基地建設	
7	基地依存型輸入経済はどのように形成されたか	
8	吹き荒れる反共政策、地下潜行する抵抗運動	
9	軍用地問題はなぜ「島ぐるみ」の闘争に発展したのか。なぜ崩壊したのか。	
10	米国民政府の情報政策・文化戦略	
11	私たちは何者なのか～若者の自己イメージ、祖国像～	
12	コザ暴動～基地の町の成立と民衆決起～	
13	揺らぐ沖縄～独立・復帰尚早・復帰・反戦復帰・反復帰～	
14	少女暴行事件の衝撃～問われる政府の戦後責任～	
15	沖縄社会の変容	
16	試験（レポート提出）	

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など
	①新川明「反国家の凶区」②新崎盛暉「沖縄現代史」③屋嘉比収「沖縄戦、米軍占領を学びなおす」④大田昌秀「沖縄の帝王 高等弁務官」⑤石原昌家「空白の沖縄社会史 戦果と密貿易の時代」⑥宮城悦二郎「占領者の眼」⑦嘉陽安春「沖縄民政府 一つの時代の軌跡」⑧森宣雄「沖縄戦後民衆史」⑨中屋幸吉遺稿集「名前よ立って歩け」⑩松島泰勝「琉球独立論」⑪櫻澤誠「沖縄現代史」⑫高良倉吉「沖縄問題アリズムの視点から」

学 び の 実 践	学びの手立て ① 毎回、出欠を確認します。 ② 配付した資料はレポート提出に役立ちます。各自、保管してください
	評価 出席状況と受講態度、中間で求める小レポート、最後の本レポートを加味して評価します。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目
	沖縄の戦後史に関する著作は、県史や市町村史など自治体発行の本まで含めると、膨大な数にのぼります。自分の興味のある分野を深掘りしていくことを勧めます。その過程で関連分野を芋づる式にたぐっていくと、おぼろげながら全体像が浮かんできます。

科目 基本 情報	科目名 政治思想史	期別	曜日・時限	単位
		後期	火2・金2	4
担当者 芝田 秀幹		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	hidekis@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 政治に関する考察は、伝統的に国家を舞台として営まれる政治現象を対象として積み重ねられてきた。そこで、本講義では代表的な国家理論を歴史的に古い順からとりあげ、それらの中で取り扱われている諸々のテーマ、例えば国家と社会、制度、政治の目標などについて考察する。またその作業を通じて、現代の政治を思想史的観点から把握する視座も養いたい。	メッセージ 「政治思想史」と聞くと、いかにも難解なイメージを学生諸君ははつのではないかと思う。勿論、抽象的な思想や理論を扱うのに加え、歴史も踏まえなければならないのだから簡単なはずはない。しかし、本講義では勉めて平明平易を心がけ、初学者にも十分理解してもらえるような授業にしたいと念じている。ぜひ、恐れずに思想史研究の扉を開き、樂しき「知的格闘」を実践してもらいたい。
	到達目標 政治学・国家論の流れを理解できる。現代の政治を思想史的観点から把握できる。	

学 び の 実 践	学びのヒント	
	授業計画	時間外学習の内容
	回 テーマ	
1	政治思想史とは：人生にとっての思想の意味	
2	ギリシャ文明	
3	プラトン	
4	アリストテレス	
5	ローマの政治思想	
6	キリスト教の成立とその政治学的意味	
7	普遍教会と教父哲学の政治理論	
8	中世的世界	
9	トマス・アクィナス	
10	ルネサンス	
11	マキアヴェリ	
12	ルター・カルヴァンの宗教改革	
13	ユートピア思想	
14	絶対主義とボダンの主権理論	
15	自然法理論と改鑄作業	
16	近代国家の原理とイングランド革命	
17	トマス・ホップズ	
18	ロック	
19	フランス革命と近代国民国家	
20	ルソー	
21	イギリス政治思想とフランス革命	
22	ベンサムと功利主義的政治思想	
23	J・S・ミルと大衆社会論	
24	トクヴィルとその時代	
25	ドイツ觀念論と政治	
26	カント哲学と政治	
27	ヘーゲル	
28	イギリス理想主義	
29	マルクス	
30	講義の	
31	試験	

	<p>テキスト・参考文献・資料など 福田歓一『政治学史』（東京大学出版会、1985年）、宇野重規『西欧政治思想史』（有斐閣、2013年）など。</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て 私語は厳禁。真面目に授業を聞こうとする学生を、私語で邪魔をする権利は受講者の誰にもないはずである。また、日々生起する様々な政治問題に触発されつつ考える習慣を身に着けてほしい。</p>
評価	<p>定期試験の結果と、夏休みの課題、リアクション・ペーパーで判断。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 「政治学原論」「政治学Ⅰ・Ⅱ」もあわせて履修することが望ましい。</p>

科 目 基 本 情 報	科目名 西洋政治史	期 別	曜日・時限	単位
		前期	火2・金2	4
担当者 佐藤 学		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	sato@okiu.ac.jp	

学 び の 准 備	ねらい アメリカ合衆国政治史を中心に、世界における欧米社会の政治的位置付けを理解する。	メッセージ 「現在」を理解するためには、「歴史」を知らねばなりません。沖縄にとり重要な国である、アメリカ政治の今を理解するための基礎を学びましょう。
	到達目標 合衆国建国前の北米植民地をめぐる欧洲各国の政治状況、北米先住民族の社会状況から、21世紀の合衆国政治の現状までの概観を得ることを目標とする。	

学 び の 実 践	学びのヒント	
	授業計画	時間外学習の内容
	回	テーマ
	1 科目概要・オリエンテーション	
	2 北米植民地（1）16-17世紀の英國社会、政治状況、初期移民	
	3 北米植民地（2）先住民社会の様相 「フランス・先住民との戦争」1755-1763	
	4 合衆国建国：独立戦争、独立宣言、制憲会議	
	5 合衆国憲法（1）：政府機構	
	6 合衆国憲法（2）：人権、奴隸制度、先住民族にとっての合衆国	
	7 19世紀前半（1）：ジェファーソンからジャクソンまで	
	8 19世紀前半（2）：米墨戦争：1846-1848	
	9 南北戦争（1）：開戦への過程と戦争の実態	
	10 南北戦争（2）：戦後処理と南北戦争の長い影	
	11 19世紀後半（1）：工業化と社会変動、移民増加	
	12 19世紀後半（2）：対外関係：米西戦争、米比戦争、フィリピン支配	
	13 中間試験	
	14 20世紀前半（1）：革新主義、都市の発展と都市政治、経済成長	
	15 20世紀前半（2）：第一次世界大戦とウィルソン主義	
	16 20世紀前半（3）：世界大恐慌とニューディール政策①	
	17 20世紀前半（4）：世界大恐慌とニューディール政策②「ニューディール連合」	
	18 第二次世界大戦（1）：どのような戦争であったか	
	19 第二次世界大戦（2）：合衆国勝利の意味	
	20 戦後世界秩序と合衆国（1）：「合衆国主導のリベラルな秩序」	
	21 戦後世界秩序と合衆国（2）：対ソ連冷戦	
	22 1960年代：合衆国社会の激動①ベトナム戦争	
	23 1960年代：合衆国社会の激動②公民権運動	
	24 1970年代：戦後秩序の揺らぎ	
	25 1980年代：「レーガン革命」と冷戦終結	
	26 冷戦後の世界と合衆国（1）：世界市場の出現	
	27 冷戦後の世界と合衆国（2）：新たな世界秩序？	
	28 21世紀の合衆国政治（1）：二つの戦争と金融危機：オバマへ	
	29 21世紀の合衆国政治（2）：戦後世界秩序、国内政治規範の放棄？：トランプ	
	30 合衆国政治史を振り返る	
	31 定期試験	

	<p>テキスト・参考文献・資料など 教科書は指定しない。 参考書：『アメリカ政治史の基本 植民地時代からオバマ大統領、沖縄問題まで』向井洋子著、大学教育出版、2011年</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て 高校世界史教科書を必要に応じて参照すること。 アメリカ合衆国に関して、過去、現在に関わらず、どの分野でも良いから興味を持てる対象を見付けるように。</p>
	<p>評価 2回の試験成績を中心に成績を決める。試験準備に充分な情報を事前に告知する。 授業への積極的な参加を評価に含める。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 現在進行中のアメリカ政治の変容を、歴史的流れの中に位置付け、そこから、これからの世界、日米関係を考えることができる市民をめざす。</p>

科目 基本 情報	科目名 専門演習 I	期 別	曜日・時限	単位 4
		通年	木 4	
担当者 清水 太郎		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年		

学 び の 準 備	ねらい ・商法の理解を深める。 ・卒業後も役に立つ能力を身につける。	メッセージ 商法は、様々な法律科目の中でも、最も社会との距離が近い科目の一つである。その商法のうち、各受講生の興味がある分野の理解を深めることを目標とする。さらに、講義や演習で学習した商法が、教科書を離れて、実際に社会でどのように運用されているかについても理解できるようにしたい。
	到達目標 具体的な問題について(1)先例や文献を調べ、(2)自分の考えをまとめて(3)報告し、(4)違う意見の相手にも説得力を有する主張を開いて生産的な意見交換をするという能力を身に着けることが目標である。 上記(1)～(4)のやり方を示したうえで、各受講生にも報告などをお願いする。 課外活動については、要相談。	

回	テーマ	時間外学習の内容
1	初回に受講者と相談して、報告の割当てを行う（以下は案である）。	
2	報告および質疑応答	資料を事前に読むこと
3	同上	同上
4	同上	同上
5	同上	同上
6	同上	同上
7	同上	同上
8	同上	同上
9	同上	同上
10	同上	同上
11	同上	同上
12	同上	同上
13	同上	同上
14	同上	同上
15	同上	同上
16	同上	同上
17	同上	同上
18	同上	同上
19	同上	同上
20	同上	同上
21	同上	同上
22	同上	同上
23	同上	同上
24	同上	同上
25	同上	同上
26	同上	同上
27	同上	同上
28	同上	同上
29	同上	同上
30	同上	同上
31		

	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>初回の授業時に、これまでの商法に関する講義で使用したテキスト、判例百選やノート等を持参してください。それをもとに、報告するテーマを決める予定です。</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>商法のテキストや判例百選を熟読してほしいのはもちろんだが、商法の世界は私たちの身の回りの世界に深く関係している。新聞にも目を通すようにして、授業や演習で学習したことが、どのように現実に機能しているのかを勉強してほしい。</p>
	<p>評価</p> <p>出席50%、授業参加50%</p> <p>報告者は、自身の問題点をわかりやすく整理できているか、論理の運び方等を重視する。その他の受講生は、建設的な議論ができるかを重視する。</p>

学
び
の
継
続

次のステージ・関連科目

「商法総則・商行為法」、「会社法」、「手形法」、「保険・海商法」

科目 基本 情報	科目名 専門演習 I 担当者 小西 由浩	期 別	曜日・時限	単位 4
		通年	月 4	

学 び の 準 備	ねらい 本演習では、受講者各人の興味・関心にそって個別の研究テーマを選び、文献の収集、報告等をつうじて全体で議論していきたい。犯罪と刑罰に関わるものであれば、テーマは自由である。積極的にゼミに関われる学生を求める。	メッセージ
	到達目標	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）
	テキスト・参考文献・資料など 個別に指示する。 出席状況、報告態度等を判断の基準にする。ともかくも積極的に関わろうとすることが大切である。

学 び の 実 践	学びの手立て
	評価

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目
-----------------------	-------------

科目 基本 情報	科目名 専門演習 I	期 別	曜日・時限	単位 4	
		通年	月 4		
担当者 前津 榮健		対象年次	授業に関する問い合わせ		
		3年	講義の前後か、研究室を訪ねること		

学 び の 準 備	ねらい 行政法の講義で得た基礎的な知識に基づき、行政法における重要な論点について、事例を通して、従来の理論や判例の妥当性と問題点を明らかにしていきたい。また、ゼミ報告を通して、行政法で得た知識を深めると共に、日常の行政問題に関する関心と解決能力を高めていきたい。	メッセージ 行政法の基礎的知識を踏まえ、判例や事例問題にチャレンジしてみよう。
	到達目標 行政法 I、II の知識を踏まえ、国、県、市町村の行政現場でどのような法的問題が生じているのかを自ら調べ報告し、ゼミのメンバーと議論し、解決策を導き出してみよう。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） ①行政法の基本原理の理解 ②テーマの設定 ③個別報告
	テキスト・参考文献・資料など テーマに関連する文献を指示する。 テーマに関連する文献を指示する。

評価	学びの手立て テキスト、六法を持参すること。
	成績評価は、報告の内容、討論、レポート、出席状況等を総合的に判断して行なう。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 地方自治法、情報公開法、個人情報保護法、公務員法を履修しよう。
-----------------------	--

科目 基本 情報	科目名 専門演習Ⅰ	期別	曜日・時限	単位
		通年	木3	4
担当者 熊谷 久世		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	研究室: 5-618 Mail: kumagai@okiu.ac.jp	

学 び の 准 備	ねらい 家族法の範囲で、判例研究を中心とした特定テーマの分析を行います。 基本的な判例を検討したり、最近の重要な判例を題材にした事例研究です。また、家族法では新しい物の見かたが必要な場合も多く、重要な論文も随時輪読する予定です。国際結婚・離婚や国際養子、無国籍、生殖医療の進展とともにう精子の凍結保存や代理母問題への法的対応など、国際的視野で家族法制の問題を考えます。	メッセージ 家族法は、私法生活一般の基礎であると同時に法律学全体にとっても重要な思考方法を提供する法分野です。近年、婚姻や親子関係などの家族観が多様化していることもあります。成年後見や私的扶養のあり方、さらには国際離婚から生じる子どもの連れ去りなど多くの課題があります。本演習では、ぜひ自らの問題意識を高めて、課題を深く掘り下げ探求を試みてください。
	到達目標 この授業の到達目標は、家族法および国際家族法についての基本的な知識や思考方法を習得することにあります。もともと家族に関する問題というものは私たちの生活関係の基礎でもあります。このゼミではこれまでに習得したわが国実質法の基礎的な知識を前提に、さらに国際私法的な視野も含めた実践的な設例を用いて基本的な知識を応用して問題点を分析し、かつその解決のための道筋を示すことができるよう能力を養成することを目的としています。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む)
	学生が数名で一組になって関心のあるテーマを設定し研究報告を行い、それについて全員による討論を行うという方式です。設定するテーマを見つけるのは学生であり、ゼミの運営そのものも学生の自主性に委ねられます。個別の問題に関する演習形式の勉強を通じて、家族法および国際私法を体系的に理解し、さらに問題解決への能力を養うことを目的としています。自由な雰囲気の中、活潑な議論がおこなわれるよう期待しています。ここ数年における本演習において、学生が取り上げたテーマを一部紹介すると、以下の通りです。

①内縁・事実婚・同性婚・パートナーシップ、性同一性障礙者の婚姻・親子関係
 ②夫婦の氏一選択的夫婦別氏制度一、沖縄女性差別問題
 ③生後認知による日本国籍取得と婚外子一わが国籍法上の婚外子差別について一
 ④女性と戸籍について一氏と戸籍の女性史一、優生保護法から母体保護法へ、戦後沖縄の戸籍
 ⑤国際結婚の成立要件、外国人カップルのわが国での婚姻 (リーガルウェディング) とその適法性
 ⑥婚外子の法定相続分差別一民法900条4号但書一最大決平成25.9.4一、残される婚外子差別
 ⑦親子関係と生殖補助医療一代理出産・代理母、体外受精、凍結精子児の死後認知、卵子保存・提供
 ⑧有責配偶者からの離婚請求一積極的破綻主義・別居5年で離婚原因一
 ⑨子の引き渡しと人身保護請求
 ⑩親権制度と児童虐待への法的対応について一虐待防止と親権停止一
 ⑪平和条約発効にともなう元日本人妻の法的地位とその国籍のゆくえ
 ⑫配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律制定までの経緯、
 ⑬国際離婚の準拠法について、国際扶養料回収条約 (派生するさまざまな問題)
 ⑭虚偽の嫡出子出生届と養子縁組の成否一稟の上からの養子と特別養子縁組一、養子縁組の斡旋、
 ⑮国際的な子どもの奪い合いとハーグ国際子の奪取条約、沖縄の課題
 ⑯航空機事故訴訟における国際裁判管轄について一マレーシア航空機事件一
 ⑰外国離婚判決のわが国での有効性一池田満寿夫事件一
 ⑱アメリカにおける懲罰的損害賠償判決はわが国で承認されるのか? 一民事判決性について一
 ⑲婚外子 (重婚の内縁子) の父の氏への変更について
 その他: トートメ問題; 離婚原因DV; 赤ちゃんポスト; 成人年齢の引き下げ; スポーツと国籍; 国際養子縁組と臓器売買; 非婚女性の権利侵害; 新型出生前診断; 里親制度; 自筆証書遺言の方法; 無戸籍児と300日問題

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 指定しない。 「民法判例百選III親族・相続」及び「国際私法判例百選(第2版)」を主要とし、報告者のテーマに応じて適宜指示する。
	評価 出席および前・後期における研究報告等を勘案して総合的に評価します。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 専門演習Ⅱ 国際私法 国際民事訴訟法
-----------------------	---

科目 基本 情報	科目名 専門演習 I	期 別	曜日・時限	単位
		通年	月 4	4
担当者 照屋 寛之		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	原則、ゼミ終了後に受けるが、メール、研究室でもいつでも対応します。	

学 び の 準 備	ねらい 行政学の基本的知識の再確認をながら、今日の行政で課題となっている諸テーマを取り上げて考えてみたい。これまで行政学を勉強してきた中で関心のあるテーマをさらに深め、報告することによって、自分の考えを報告し質問に対しても答える力をつけてもらいたい。ゼミでの活動によって学生が自分の考えを人前でも十分に述べる力を身につけるようになり、就職の際の面接試験の対策も考える。	メッセージ ゼミ活動を通して、課題を調査研究する力、人前で報告する力、質問する力を身に付け、コミュニケーション、プレゼンテーション能力を高めてもらいたい。
	到達目標 様々な行政課題に対して積極的に取り組み、多様な視点・視角から考える力を持つ。課題を調査報告する際には関係自治体などに向けヒアリングする力もつける。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

テキスト・参考文献・資料など ゼミの進めながら必要に応じて紹介する。 ゼミを進めながら適宜紹介したい
--

学びの手立て 欠席は特別な事情がない限り認めない。ゼミは出席し、課題報告が原則である。
--

評価 夏休み、冬休みにはレポートを課す。報告内容、討論への参加度、出席状況などを総合的に判断して行う。
--

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 ゼミで培ったコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を就活に生かす方策を考える。
-----------------------	--

科目 基本 情報	科目名 専門演習 I	期別	曜日・時限	単位 4
		通年	月 4	
担当者 井村 真己		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	imura@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 本演習は、社会保障をめぐる諸問題について、文献研究・判例研究を通じてその意義と課題を検討する。	メッセージ 講義の具体的な計画・内容については、受講者と相談の上決定したいと考えている。専門演習である以上、受講者には積極的な態度で受講することを望みたい。
	到達目標 本演習では、社会保障法に関するさまざまな問題について、いかなる政策を展開していくべきかについて研究し、レジュメの作成、発表、受講生間で討論することを通じて、講義で得た社会保障法の知識をさらに深化させることを目標とする。	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u> 以下のような社会保障の諸問題に関して、受講生の関心領域に応じて検討し、報告してもらい、受講生全員で討論を行う。 ・憲法の生存権規定 ・公的扶助 ・社会福祉・社会手当 ・社会保険（年金、疾病、労災、雇用）

評価	テキスト・参考文献・資料など テキスト： 使用しない。 参考文献： 必要に応じて適宜紹介する。

学 び の 継 続	学びの手立て 社会保障法について学ぶとは、現在、そして将来のわが国の社会をどのように構築していくかということでもある。自分にとって社会保障がどのような形になっているのが望ましいのか、自分なりの考えを持てるよう日頃から新聞などを通じて社会保障問題について意識を高めていくことが重要である。

次のステージ・関連科目

科目 基本 情報	科目名 専門演習 I 担当者 比屋定 泰治	期 別	曜日・時限	単位 4
		通年	月 4	

学 び の 准 備	ねらい 報告および討論を通じて、参加者が国際法的な知識・考え方を身につけ、国際情勢についての先見性を養うことが目標である。そのため、報告者には国際法に関するテーマで報告してもらい（国際問題の検討、国際判例の紹介など）、参加者には報告に対する議論を求める。	メッセージ 時にまじめに、時に楽しく、メリハリつけて頑張りましょう！
	到達目標 社会情勢、国際情勢に幅広い知識をもち、自分の見解を述べられるようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u> 報告形式（個人報告、グループ報告など）および報告テーマは、報告者・参加者の希望を聞いて決定する。
	テキスト・参考文献・資料など 報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

評価	学びの手立て 新聞・テレビ等のニュースをチェックするなど、常に国際情勢、社会情勢にアンテナを張るように！
	評価 報告内容、出席状況などを総合して判断する。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 専門演習 II、国際法 I ~IV
-----------------------	--------------------------------------

科目 基本 情報	科目名 専門演習 I	期 別	曜日・時限	単位 4
		通年	月 4	
担当者 佐藤 学		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	sato@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 地方自治をめぐるあらゆる課題を材料として、より良い自治のあり方を探る。	メッセージ 沖縄を、広く、深く知るよう、共に学びましょう。
	到達目標 課題発見と解決策の形成の基礎を身に付けられる。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む) 沖縄の自治をめぐる課題全般を研究する。課題としては、まちづくり、住民参加、協働、環境問題、ゴミ問題、分権改革、沖縄振興政策、道州制、評価制度、産業振興、地方財政の課題、などが考えられる。 年度当初は、指定した文献・資料を共同研究し、内容を報告することから始める。この間に問題認識を深めて、各自の研究課題を決める。調査、研究の方法についても、充分な時間をかけて決める。文献調査、聞き取り調査、アンケート、等、指導の下で、目指す課題に最適な方法を考えていく。 その後は、個人でもグループでも構わないが、自分の課題についての調査・研究を行い、年度内に3-4回の報告をする。年度末に、各報告をまとめて報告書を編纂する。このような計画であるが、運営については議論をして合意を作った上で進めていくこととする。 フィールドワークも積極的に企画したい。 基地問題ゼミとの連携も図り、特に県外ゼミとの交流がある場合には、両方のゼミ合同で参加する。
	テキスト・参考文献・資料など 使用しない。前期の必要文献は貸与する。 参考文献は必要に応じて紹介する。

学 び の 実 践	学びの手立て 拠所無い事情がある場合以外、毎週のゼミへの出席は当然のことながら義務である。 学外で学ぶ機会も、適宜紹介するので、関心がある企画には、積極的に参加するように。
	評価 ゼミへの参加、および報告内容を評価する。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 専門演習IIで、更に研究を深める
-----------------------	---------------------------------

科目 基本 情報	科目名 専門演習 I	期 別	曜日・時限	単位 4
		通年	水 2	
担当者 佐藤 学		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	sato@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 沖縄における軍事基地の多様な問題を材料として、地域的課題から国際関係上の課題までを考えて行く。	メッセージ 「基地の真実」を共に突き止めていきましょう
	到達目標 眼前の問題を、多角的に考えることができるようになる。	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u> 前期の前半は、基礎的な文献を輪読し、その過程で関心領域・研究対象を見出していく。 それを基に、個人・グループで、残る期間での調査研究テーマを決める。 調査方法も指導の下で充分に考え、多様な手法を使うこと。 各テーマを、調査し、3～4回の中間報告を経て、年度末に、ゼミ最終報告書を編纂する。 テーマは、広く基地問題に関連した内容ならば、担当教員の指導の下で自由に設定して構わない。 地方自治ゼミとの連携を取って学んでいく。特に学外ゼミとの交流は、両ゼミ合同で行う。
	テキスト・参考文献・資料など 教科書は指定しない。前期必要文献は貸与する。 参考文献は適宜紹介する。

評価	学びの手立て 止むを得ない事情以外、ゼミへの出席は必須。 学外での学びの機会を積極的に紹介する。主体的に学んでいくように。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 専門演習 II で、研究を深める。
-----------------------	----------------------------------

科目 基本 情報	科目名 専門演習 I 担当者 中野 正剛	期 別	曜日・時限	単位 4
		通年	月 4	

学 び の 準 備	ねらい 『大切なものは目に見えない』とはサンテグジュペリの小さな王子さまのテーマですが、ここでは皆で議論することを通じて刑事法学にとって大切なものの、刑事法学的思考様式を学ぶ。ちなみに、昨年度は、法廷教室を使用し、裁判員裁判を行わせ、刑事手続のあり方を学習させた。	メッセージ 刑法など刑事法分野を専攻した成果を残すため、基礎的なテーマを取り組むとともに、説得的な問題解決能力を涵養する。
	到達目標 刑事法に関わる問題点と課題を明確化する。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）
	開講日に成績評価の約束事、ゼミのテーマを決めさせる。その後、グループ編成の上、判例テーマの分担をして、報告、質疑応答、討論の順に進行。どのような問題に关心を抱いているかを「演習登録カード」に詳しく書き込んでおくこと。それをもとに履修登録の可否を決める。ただし、登録希望者を個別に呼び出し、課題を出して選抜することもある。実施する場合は、事前に研究室の掲示板に実施要綱を張り出すのでよく読んでおくこと。授業の展開の具体的なイメージは、専門演習 II と同じ。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 最新の六法、刑法判例百選 I（有斐閣） 適宜、指示する。
	学びの手立て 判例研究を主とするが、判例を説明できるようになるだけでなく、批判的に考察する訓練を行う。

学 び の 継 続	評価 ①出欠状況、②報告の内容や授業中の発言。①を基本とし、②を加点の方向で加味。ゆえに、無断で遅刻や欠席を繰り返すと確実に単位は与えられない。楽しいゼミにしたいので、私の話や仲間の報告を聞いていてはいるだけなく、上級生にも盛んに質問などをして積極的に関わられる人に来て欲しい。
	次のステージ・関連科目 判例の中から課題をみつけ、それを明確化し、展開する能力を身につけることで、卒業後の仕事における問題解決が的確になるような能力を高める。

科目 基本 情報	科目名 専門演習 I	期別	曜日・時限	単位
		通年	水2	4
担当者 上江洲 純子		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	ゼミの際に限らず、随時受け付けます。	

学 び の 準 備	ねらい ・自ら設定したテーマや判例を研究し、その内容を報告して、ゼミで議論を重ねることで、論理的思考力や課題解決能力を養います。 ・ゼミでの報告やディベート、模擬裁判を通して、他者を論理的に説得する技術を修得し、文章力やプレゼン力を高めます。 ・学生主体でゼミを運営することで、社会性や協調性を磨きます。	メッセージ 自分が関心を持っているテーマや判例についてとことん調べて、それを報告したり、ゼミのメンバーとの議論や模擬裁判を行うことで、他者を論理的に説得するにはどうすればよいか、効果的なプレゼンテーションとはどういうものかを知って欲しいと願っています。ゼミの仲間達とともに、是非「法を学ぶ楽しさ」や「知る喜び」を共有していきましょう。
	到達目標 ・基本的な法律や判例の読み方、判例やテーマ研究のための資料の調査方法を理解し、それを自ら実行できるようになることを目指します。 ・研究対象となった判例やテーマの内容を理解し、それを自分の言葉で説明できるようになることを目指します。 ・研究対象となった判例やテーマの論点・課題を理解した上で、その解決策を自分の言葉で説明できるようになることを目指します。	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画(テーマ・時間外学習の内容含む)</u> スケジュール、演習の方式、役割分担等については、演習初回に、ゼミ生と相談の上決定します。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 『民事訴訟法判例百選(第5版)』別冊ジュリストNo226(有斐閣)
	学びの手立て 履修の構えは以下の通りです。 ・民法や商法などの民事法系の科目に興味があり、民事裁判に関心があることが望ましいです。 ・履修が決まった場合は、3年生前期開講の「民事訴訟法」を受講してください。

学 び の 継 続	評価 授業への参加姿勢、報告や討論の際の発言、出席状況を総合的に評価します。

次のステージ・関連科目 次は「専門演習 II」を履修してください。

科目 基本 情報	科目名 専門演習 I	期 別	曜日・時限	単位 4
		通年	木 4	
担当者 芝田 秀幹		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	hidekis@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい テーマ：政治学原論研究。ゼミ担当者＝芝田の専門は政治思想史であるが、これをベースにして政治現象を深く考察する政治学原論ゼミに今年からしたい。現代の日本の抱える様々な政治問題、沖縄の問題に政治学理論の観点から研究を行う予定である。	メッセージ 原論だとか思想史だとかを耳にすると取っつきにくいイメージを思い浮かべるかもしれない。しかし日本国全体の問題であれ、沖縄の問題であれ、学問的成果を踏まえた冷静な視点が、今求められているように思う。床屋政談にならないように気をつけながら、今の政治を理論的に解明するゼミにしたい。
	到達目標 過去・現代・未来の政治を学問的観点から理解できる。	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u> 基本的には政治学ないし政治学原論に関する基本書を読み進める形を取るが、テクストは学生諸君と相談して決める。また、今の沖縄の政治問題や日本国全体の政治問題についても大いに議論したいので、随時関連する時事問題についても取り上げたい（特に後期）。なお、扱うテーマは以政治学内容は以下の通りである。 1. 国家 2. 市民社会 3. 民族とネイション 4. 安全保障 5. イデオロギー 6. 自由と平等 7. 共同体 8. 権利と義務
	テキスト・参考文献・資料など 開講時に指定する。

評価	学びの手立て お互いに気軽に議論できる雰囲気を作ることがまず肝要。ぜひご協力を。
	出席状況とゼミ報告の内容等で判断する。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 「政治学原論」「政治思想史」「政治学 I・II」の履修が望ましい。
-----------------------	--

科目 基本 情報	科目名 専門演習 I	期 別	曜日・時限	単位 4
		通年	月 4	
担当者 平 剛		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	随時	

学 び の 準 備	ねらい 国や自治体財政の現状および課題等の分析を通して財政制度についてより深い理解を目指す。	メッセージ
	到達目標 今日の財政上の様々な課題について、その核心を正しく把握し、解決策を自ら提案できるようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む)</u> 前期は地方財政の入門書、および関連文献を読み、それについて議論する。後期は各自研究課題を設定し、調べた成果をクラスで報告をしてもらう。
	テキスト・参考文献・資料など 最初のクラスで相談し、決める予定です。 研究課題および関心に応じてゼミで紹介します。

学 び の 実 践	学びの手立て
	評価 ゼミへの貢献度（資料の作成、討論への参加）およびレポートの内容により評価します。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目
-----------------------	-------------

科 目 基 本 情 報	科目名 専門演習 I	期 別	曜日・時限	単位 4	
		通年	月 4		
担当者 黒柳 保則		対象年次	授業に関する問い合わせ		
		3年	まずはゼミ終了後に教室にて受け付けます。		

学 び の 準 備	ねらい 本ゼミでは、沖縄県の自治について考えたいです。戦後日本において、沖縄県ほど多様な自治制度を経験した地域はありません。1990年代から分権改革は続いていますが、沖縄県はその最前線という感があります。改革の目撃者から参加者になれるよう、沖縄県の自治が抱える諸問題について、歴史的アプローチや現状分析を通して、考察しましょう。	メッセージ ゼミの主体は教員ではなく、ゼミ生です。能動的にゼミに参加することを期待します。ゼミを自由闊達な空間にしましょう。
	到達目標 自分の選んだ専門テーマについて学内でいちばんの見識を持てるようにすることです。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）
	まず、導入部として、指定した文献を輪読して質疑応答と討論を行い、日本や沖縄県の自治の歴史や現状についての理解を深め、今後の課題を考察します。そして、それを踏まえて、個別のテーマを見つけ、調査と研究を進めることとなります。調査には文献研究とフィールドワークがありますが、なるべくこの両者に取り組んで欲しいです。研究の過程でゼミにて何度か報告をし、不十分な点をさらに調査して、最終的には報告集をまとめる事ができればと思います。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 相談のうえ決定します。 ゼミ生の研究テーマに沿った文献を時宜に応じて紹介します。
	学びの手立て 自治をめぐる状況は日々に変化します。新聞の関連記事に注意を払って下さい。全国紙と地域紙とを読み比べることをお勧めします。気になる記事は切抜きをするとよいでしょう。

評価	ゼミへの参加態度や報告内容にて評価します。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 専門演習 II
-----------------------	------------------------

科目 基本 情報	科目名 専門演習 I 担当者 野添 文彬	期 別	曜日・時限	単位 4
		通年	水 2	

学 び の 準 備	ねらい この演習では、今日、日本や沖縄が直面している様々な問題を国際的・歴史的観点から主体的に考え、その解決策を提示することができるよう、日本外交や沖縄米軍基地、国際政治の歴史と現在について学び、議論することを目的とします。	メッセージ ゼミは、受講者のみなさんが「受け身」ではなく主体的に学び、参加することによって成り立ちます。いいゼミになるかどうかは、みんなさんの積極姿勢にもかかっています。
	到達目標 日本の外交安全保障政策や沖縄の抱える課題についての基本的な知識を押さえ、自分の考えを述べることができるようになります。また、発表や議論を通して、プレゼンテーションやディスカッションの能力を高めます。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 夏学期は、沖縄の米軍基地問題についての歴史と現在に関する文献を輪読し、発表・議論します。 夏休みは、ゼミ合宿や県外の大学のゼミとの交流を行う予定です。 冬学期は、文献の輪読とともに、グループごとに国際政治や日本外交、沖縄についてテーマを選んで調査・発表してもらいます。
	テキスト・参考文献・資料など 講義の中で説明します。
	学びの手立て

科目 基本 情報	科目名 専門演習 I	期別	曜日・時限	単位 4
		通年	水2	
担当者 田中 佑佳		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	基本的に、授業終了後に教室で受け付けます。	

学 び の 準 備	ねらい 少人数制のゼミで、憲法判例、憲法問題を素材に議論し分析していくことで、①1、2年次に学習した知識を定着させること、②実際に社会で起きる問題について、他者とのコミュニケーションの中で、知識を応用して自分の言葉で議論を展開させ、理解を深めていくことを目的とします。	メッセージ せっかくの機会ですので、遠慮せず、失敗を恐れることなく、積極的に議論に参加してください。
	到達目標 これまで学んできた講義の知識を総合的に関連づけ、それらを用いて、現実にある事件・問題について、他者とのやり取りの中で、自分の考え方・見解を論理立てて説明しできるようになることを目標とします。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む) 基本的には、憲法に関する判例を素材として、報告者を決めてその報告をもとに議論を進める予定ですが、時事的な憲法問題なども適宜取り上げたいと思います。詳細は、初回の演習時にゼミ生のみなさんと相談の上決定します。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 初回の演習時に皆さんと相談し、決定する予定です。加えて、必要に応じて、各自で読みやすい、使いやすい文献も適宜参照してください。

評価	学びの手立て 日頃から、実際に起きている社会的な問題には興味を持ち、わからないことや知らないことがあれば、大枠だけでも良いので調べてみようという心構えでいると良いと思います。また、参加者同士お互いに尊重しあって、気持ち良い討論の場ができるよう心がけましょう。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 授業での学習を活かして、一有権者として、政治問題、憲法問題に興味関心をもち、積極的に考えることができると社会人になることを期待しています。
-----------------------	--

科目 基本 情報	科目名 専門演習 I	期 別	曜日・時限	単位
		通年	木 4	4
担当者 柴田 優人		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	授業後の教室での受付けを原則とするが、研究室（5号館6階616号室）でも対応可。	

学 び の 準 備	ねらい 本演習では、受講者の興味・関心に従ってテーマを選定し、調査・報告を求める。その一連の活動を通じて、行政法 I および行政法 II の講義で得た知識の定着を図る。具体的な内容は受講者と相談のうえで決定する。	メッセージ 行政法は、司法試験、公務員試験、各種資格試験等の主要科目とされているだけではなく、環境・都市・消費者問題をはじめとする現代的課題を考察するためにも、その知識や理解が必須となります。本演習を通じて得た知識を、これらの場面では是非活用してください。
	到達目標 本演習の到達目標は、文献の読み方、関連文献の涉獵、レジュメの作成、論理的な報告・議論・文章作成など、演習として当たり前に要求されることを当たり前にできるようになることとする。また、夏期休業期間中に、他大学との合同ゼミ合宿を予定している。当該合宿を通じて、外の世界にも目を向け、自らの成長の糧とする。	

学 び の 実 践	学びのヒント	
	授業計画	時間外学習の内容
	回	テーマ
	1 オリエンテーション	
	2 法律による行政の原理①	
	3 法律による行政の原理②	
	4 行政法における比例原則	
	5 行政法における信義則	
	6 行政立法の法的統制	
	7 行政処分の意義と分類	
	8 行政処分の無効	
	9 行政処分の附款と争訟	
	10 行政上の契約・協定の法的性質	
	11 行政指導の概念と法的統制	
	12 行政計画の意義と策定手続	
	13 通達の法的性質	
	14 合宿での報告内容の検討①	
	15 合宿での報告内容の検討②	
	16 合宿での報告内容の検討③	
	17 行政事件と司法権の範囲	
	18 抗告訴訟の対象となる行政処分の範囲	
	19 行政訴訟の原告適格	
	20 行政裁量の法的統制	
	21 取消訴訟の審理	
	22 取消判決の効力	
	23 義務付け訴訟・差止訴訟	
	24 仮の義務付け・仮の差止め	
	25 当事者訴訟	
	26 民衆訴訟・機関訴訟	
	27 立法と国家賠償	
	28 学校事故と国家賠償	
	29 営造物の管理の瑕疵の意義	
	30 水害と国家賠償	
	31 まとめ	

	<p>テキスト・参考文献・資料など 開講時に受講者と相談のうえ決定する。</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て 演習科目は、まず出席することが前提となる。また、演習の時間のみで全ての範囲をカバーすることができないため、行政法Ⅰおよび行政法Ⅱを履修予定、もしくは履修済であることが求められる。</p>
評価	授業への参加姿勢、出席状況などを総合的に評価する。
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 専門演習Ⅱ、環境法や地方自治法など行政法の知識が前提として求められる科目を是非履修してください。</p>

科目 基本 情報	科目名 専門演習Ⅱ	期別	曜日・時限	単位 4	
		通年	木4		
担当者 清水 太郎		対象年次	授業に関する問い合わせ		
		4年			

学 び の 準 備	ねらい ・商法の理解を深める。 ・卒業後も役に立つ能力を身につける。	メッセージ 商法は、様々な法律科目の中でも、最も社会との距離が近い科目の一つである。その商法のうち、各受講生の興味がある分野の理解を深めることを目標とする。さらに、講義や演習で学習した商法が、教科書を離れて、実際に社会でどのように運用されているかについても理解できるようにしたい。
	到達目標 具体的な問題について(1)先例や文献を調べ、(2)自分の考えをまとめて(3)報告し、(4)違う意見の相手にも説得力を有する主張を開いて生産的な意見交換をするという能力を身に着けることが目標である。 上記(1)～(4)のやり方を示したうえで、各受講生にも報告などをお願いする。 課外活動については、要相談。	

学 び の 実 践	学びのヒント		時間外学習の内容
	回	テーマ	
1	初回に受講者と相談して、報告の割当てを行う（以下は案である）。		
2	報告および質疑応答		資料を事前に読むこと
3	同上		同上
4	同上		同上
5	同上		同上
6	同上		同上
7	同上		同上
8	同上		同上
9	同上		同上
10	同上		同上
11	同上		同上
12	同上		同上
13	同上		同上
14	同上		同上
15	同上		同上
16	同上		同上
17	同上		同上
18	同上		同上
19	同上		同上
20	同上		同上
21	同上		同上
22	同上		同上
23	同上		同上
24	同上		同上
25	同上		同上
26	同上		同上
27	同上		同上
28	同上		同上
29	同上		同上
30	同上		同上
31			

	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>初回の授業時に、これまでの商法に関する講義で使用したテキスト、判例百選やノート等を持参してください。それをもとに、報告するテーマを決める予定です。</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>商法のテキストや判例百選を熟読してほしいのはもちろんだが、商法の世界は私たちの身の回りの世界に深く関係している。新聞にも目を通すようにして、授業や演習で学習したことが、どのように現実に機能しているのかを勉強してほしい。</p>
	<p>評価</p> <p>出席50%、授業参加50%</p> <p>報告者は、自身の問題点をわかりやすく整理できているか、論理の運び方等を重視する。その他の受講生は、建設的な議論ができるかを重視する。</p>

学
び
の
継
続

次のステージ・関連科目

「商法総則・商行為法」、「会社法」、「手形法」、「保険・海商法」

科目 基本 情報	科目名 専門演習Ⅱ	期 別	曜日・時限	単位 4	
		通年	月 4		
担当者 小西 由浩		対象年次	授業に関する問い合わせ		
		4年			

学 び の 準 備	ねらい 本演習では、受講者各人の興味・関心にそつて個別の研究テーマを選び、文献の収集、報告等をつうじて全体で議論していきたい。犯罪と刑罰に関わるものであれば、テーマは自由である。積極的にゼミに関わられる学生を求める。	メッセージ
	到達目標	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）

評価	テキスト・参考文献・資料など 個別に指示する。
	学びの手立て

評価	出席状況、報告態度等を判断の基準にする。ともかくも積極的に関わろうとすることが大切である。
学 び の 継 続	次のステージ・関連科目

科目 基本 情報	科目名 専門演習Ⅱ	期別	曜日・時限	単位 4	
		通年	月4		
担当者 前津 榮健		対象年次	授業に関する問い合わせ		
		4年	講義の前後か、研究室を訪ねること		

学 び の 準 備	ねらい 行政法の講義で得た基礎的な知識に基づき、行政法における重要な論点について、事例を通して、従来の理論や判例の妥当性と問題点を明らかにしていきたい。また、ゼミ報告を通して、行政法で得た知識を深めると共に、日常の行政問題に関する関心と解決能力を高めていきたい。	メッセージ 行政法の基礎的知識を踏まえ、判例や事例問題にチャレンジしてみよう。
	到達目標 行政法Ⅰ、Ⅱの知識を踏まえ、国、県、市町村の行政現場でどのような法的問題が生じているのかを自ら調べ報告し、ゼミのメンバーと議論し、解決策を導き出してみよう。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） ①行政法の基本原理の理解 ②テーマの設定 ③個別報告
	テキスト・参考文献・資料など テーマに関連する文献を指示する。 テーマに関連する文献を指示する。

評価	学びの手立て テキスト、六法を持参すること。
	成績評価は、報告の内容、討論、レポート、出席状況等を総合的に判断して行なう。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 地方自治法、情報公開法、個人情報保護法、公務員法を履修しよう。

科目 基本 情報	科目名 専門演習Ⅱ	期別	曜日・時限	単位
		通年	木3	4
担当者 熊谷 久世		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		4年	研究室 : 5-618 Mail: kumagai@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 家族法の範囲で、判例研究を中心とした特定テーマの分析を行います。 基本的な判例を検討したり、最近の重要な判例を題材にした事例研究です。また、家族法では新しい物の見かたが必要な場合も多く、重要な論文も随時輪読する予定です。国際結婚・離婚や国際養子、無国籍、生殖医療の進展とともに精子の凍結保存や代理母問題への法的対応など、国際的視野で家族法制の問題を考えます。	メッセージ 家族法は、私法生活一般の基礎であると同時に法律学全体にとっても重要な思考方法を提供する法分野です。近年、婚姻や親子関係などの家族観が多様化していることもあり成年後見や私的扶養のあり方、さらには国際離婚から生じる子どもの連れ去りなど多くの課題があります。本演習では、ぜひ自らの問題意識を高めて、課題を深く掘り下げ探求を試みてください。
	到達目標 この授業の到達目標は、家族法および国際家族法についての基本的な知識や思考方法を習得することにあります。もともと家族に関する問題というものは私たちの生活関係の基礎でもあります。このゼミではこれまでに習得したわが国実質法の基礎的な知識を前提に、さらに国際私法的な視野も含めた実践的な設例を用いて基本的な知識を応用して問題点を分析し、かつその解決のための道筋を示すことができるよう力を養成することを目的としています。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）
	学生が数名で一組になって関心のあるテーマを設定し報告を行い、それについて全員による討論を行うという方式です。設定するテーマを見つけるのは学生であり、ゼミの運営そのものも学生の自主性に委ねられます。個別の問題に関する演習形式の勉強を通じて、家族法および国際私法をより深く修得することを目的としています。自由な雰囲気の中、活潑な議論がおこなわれるよう期待しています。 なお、卒業年次であることから、希望する学生には、各種の試験対策にもできる限り対応したいと考えています。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 指定しない。 「民法判例百選Ⅲ親族・相続」及び「国際私法判例百選（第2版）」を主要とし、報告者のテーマに応じて適宜指示する。
	学びの手立て この演習では、家族生活における基礎的な法律関係やその体系的な知識を習得すること、および現実に生じる具体的な問題への処理能力を身につけることを目的としています。つまり、これまで習得してきた基礎的な知識や思考方法に対して、さらに実践的な設例を用いて、法的に重要な事実をその中から抽出して問題点を分析、解決する能力を養うことがあります。そのためにも恒に自ずから関心のあるテーマについての意識を高める努力が必要とされます。また同時に、それらに関連する資料収集を怠らないことが肝要です。みなさんの努力にも大いに期待しています。

学 び の 継 続	評価 出席および前・後期における研究報告等を勘案して総合的に評価します。

次のステージ・関連科目 家族法特論Ⅰ・Ⅱ 国際私法特論Ⅰ・Ⅱ 国際私法特殊研究Ⅰ・Ⅱ（以上大学院）
--

科目 基本 情報	科目名 専門演習Ⅱ	期別	曜日・時限	単位 4
		通年	月4	
担当者 井村 真己		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		4年	imura@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 本演習は、社会保障をめぐる諸問題について、文献研究・判例研究を通じてその意義と課題を検討する。	メッセージ 講義の具体的な計画・内容については、受講者と相談の上決定したいと考えている。専門演習である以上、受講者には積極的な態度で受講することを望みたい。
	到達目標 本演習では、社会保障法に関するさまざまな問題について、いかなる政策を展開していくべきかについて研究し、レジュメの作成、発表、受講生間で討論することを通じて、講義で得た社会保障法の知識をさらに深化させることを目標とする。	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u> 以下のような社会保障の諸問題に関して、受講生の関心領域に応じて検討し、報告してもらい、受講生全員で討論を行う。 ・憲法の生存権規定 ・公的扶助 ・社会福祉・社会手当 ・社会保険（年金、疾病、労災、雇用）

評価	テキスト・参考文献・資料など テキスト： 使用しない。 参考文献： 必要に応じて適宜紹介する。

学 び の 継 続	学びの手立て 社会保障法について学ぶとは、現在、そして将来のわが国の社会をどのように構築していくかということでもある。自分にとって社会保障がどのような形になっているのが望ましいのか、自分なりの考えを持てるよう日頃から新聞などを通じて社会保障問題について意識を高めていくことが重要である。

次のステージ・関連科目

科目 基本 情報	科目名 専門演習Ⅱ	期 別	曜日・時限	単位
		通年	月 4	4
担当者 照屋 寛之		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		4年	原則、ゼミ終了後に受けるが、メール、研究室でも随時対応する。	

学 び の 準 備	ねらい 行政学の基本的な項目の知識の再確認をしながら、今日の行政で課題となっている諸テーマを取り上げて考えてみたい。これまで行政学を勉強してきた中で関心のあるテーマをさらに深め、報告することによって、質問に対しても答える力をつけてもらいたい。ゼミ活動によって学生が自分の考えを人前で十分に述べる力を身につけるようになり、就職の際の面接試験の対策にもなるようにする。	メッセージ ゼミ活動を通して、課題を調査研究する力、人前で報告する力、質問する力を身に付け、コミュニケーション、プレゼンテーション能力を高めてもらいたい。
	到達目標 様々な行政課題に対して積極的に取り組み、多様な視点・視角から考える力を持つ。課題を調査報告する際には関係自治体などに面向いてヒアリングをする力もつける。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）
	ゼミでは学生が、わが国の行政に関する様々なテーマに取り組み、調査研究して報告する。テーマによっては、ビデオを活用して理解を深めることも効果的である。できるだけゼミ生には行政に関する、新聞記事、月刊誌などを読ませ、理解を高めるようにする。

学 び の 実 践	学びの手立て 欠席は特別な事情がない限り認めない。ゼミは出席し、課題報告が原則である。
	評価 夏休み、冬休みにはレポートを課す。報告内容、討論への参加度、出席状況などを総合的に判断して行う。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 ゼミで培ったコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を就活に生かす方策を考える。

科 目 基 本 情 報	科目名 専門演習Ⅱ	期 別	曜日・時限	単位 4
		通年	月 4	
担当者 比屋定 泰治		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		4年	hiyajo@okiu.ac.jp まで。	

学 び の 准 備	ねらい 報告および討論を通じて、参加者が国際法的な知識・考え方を身につけ、国際情勢についての先見性を養うことが目標である。そのため、報告者には国際法に関するテーマの報告をしてもらい（国際問題の検討、国際判例の紹介など）、参加者には報告に対する議論を求める。	メッセージ 時にまじめに、時に楽しく、メリハリつけて頑張りましょう！
	到達目標 社会情勢、国際情勢に幅広い知識をもち、自分の見解を述べられるようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 報告形式（個人報告、グループ報告など）および報告テーマは、報告者・参加者の希望を聞いて決定する。
	テキスト・参考文献・資料など 報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

評価	学びの手立て 新聞・テレビ等のニュースをチェックするなど、常に国際情勢、社会情勢にアンテナを張るように！

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 国際法 I ~IV
-----------------------	--------------------------

科目 基本 情報	科目名 専門演習Ⅱ	期別	曜日・時限	単位 4
		通年	水2	
担当者 佐藤 学		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		4年	sato@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 沖縄における軍事基地の多様な問題を材料として、地域的課題から国際関係上の課題までを考えていく	メッセージ 「基地の真実」を共に突き止めていきましょう
	到達目標 眼前の問題を、多角的に考えることができるようになる	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u> 前期の前半は、基礎的な文献を輪読し、その過程で関心領域・研究対象を見出していく。 それを基に、個人・グループで、残る期間での調査研究テーマを決める。 調査方法も、指導の下で充分に考え、多様な手法を使っていくこと。 各テーマを調査し、3~4回の中間報告を経て、年度末にゼミ最終報告書を編纂する。 テーマは、広く基地問題に関連していれば、自由に設定して構わない。 地方自治ゼミとの連携を取り学んでいく。特に学外ゼミとの交流は、両ゼミ合同で行う。

評価	学びの手立て 拠所無い事情以外、ゼミへの出席は必須。 学外での学びの機会を積極的に紹介する。主体的に学ぶように。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 社会に出てからも関心を継続するための基礎を築く。
-----------------------	---

科目 基本 情報	科目名 専門演習Ⅱ	期別	曜日・時限	単位
		通年	水2	4
担当者 上江洲 純子		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		4年	ゼミの際に限らず、随時受け付けます。	

学 び の 準 備	ねらい ・自ら設定したテーマや判例を研究し、その内容を報告して、ゼミで議論を重ねることで、論理的思考力や課題解決能力を養います。 ・ゼミでの報告やディベート、模擬裁判を通して、他者を論理的に説得する技術を修得し、文章力やプレゼン力を高めます。 ・学生主体でゼミを運営することで、社会性や協調性を磨きます。	メッセージ 自分が関心を持っているテーマや判例についてとことん調べて、それを報告したり、ゼミのメンバーとの議論や模擬裁判を行うことで、他者を論理的に説得するにはどうすればよいか、効果的なプレゼンテーションとはどういうものかを知って欲しいと願っています。ゼミの仲間達とともに、是非「法を学ぶ楽しさ」や「知る喜び」を共有していきましょう。
	到達目標 ・基本的な法律や判例の読み方、判例やテーマ研究のための資料の調査方法を理解し、それを自ら実行できるようになることを目指します。 ・研究対象となった判例やテーマの内容を理解し、それを自分の言葉で説明できるようになることを目指します。 ・研究対象となった判例やテーマの論点・課題を理解した上で、その解決策を自分の言葉で説明できるようになることを目指します。	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画(テーマ・時間外学習の内容含む)</u> スケジュール、演習の方式、役割分担等については、ゼミ生と相談の上決定します。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 『民事訴訟法判例百選(第5版)』別冊ジュリストNo226(有斐閣)
	学びの手立て 履修の構えは以下の通りです。 ・民法や商法などの民事法系の科目に興味があり、民事裁判に関心があることが望ましいです。 ・履修が決まった場合は、3年生前期開講の「民事訴訟法」を受講してください。

学 び の 継 続	評価 授業への参加姿勢、報告や討論の際の発言、出席状況を総合的に評価します。

次のステージ・関連科目 演習で修得した論理的思考力や課題解決能力を発揮してください。

科目 基本 情報	科目名 専門演習Ⅱ	期 別	曜日・時限	単位 4
		通年	月 4	
担当者 佐藤 学		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		4年	sato@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 地域のあらゆる課題を対象に、より良い自治のあり方を探る	メッセージ 沖縄を、広く深く知るよう、共に学びましょう
	到達目標 課題発見と解決策の形成の基礎を身に付けられる	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u> 沖縄の自治をめぐる課題全般を研究する。課題としては、まちづくり、住民参加、協働、環境問題、ゴミ問題、分権改革、沖縄振興政策、道州制、評価制度、産業振興、地方財政などが考えられる。 年度当初は、指定した文献・資料をグループで分担して読み、内容を報告することから始める。この期間に問題認識を深めて、各自の研究課題を決める。調査・研究の方法についても、充分な時間をかけて決める。文献調査、聴き取り調査、アンケート等、指導の下で、目指す課題に最適な方法を考えていく。 その後は、個人でもグループでも構わないが、自分の課題についての調査・研究を行い、年度内に3～4回の報告をする。年度末に、各報告をまとめて報告書を編纂する。このような計画であるが、運営については議論により合意を作った上で進めていく。 ゼミでのフィールドワークも積極的に企画したい。 基地問題ゼミとの連携も図り、特に県外ゼミとの交流がある場合には、両方のゼミ合同で参加する。
	テキスト・参考文献・資料など 教科書は使用しない。前期の必要文献は貸与する。 参考文献は、必要に応じて紹介する。
学 び の 継 続	学びの手立て 止むを得ない事情以外、ゼミへの出席は必須。 学外での学びの機会を積極的に紹介する。主体的に学ぶように。
	評価 ゼミへの参加、および報告内容から判断する。
学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 社会に出てからも責任ある地域住民として自治に関わる。

科目 基本 情報	科目名 専門演習Ⅱ	期別	曜日・時限	単位 4
		通年	月4	
担当者 中野 正剛		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		4年	seigo@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 地域行政学科向け『専門演習Ⅰ』と同じ。	メッセージ 楽しくなければゼミではない
	到達目標 判例の理解を通して、法の真実を知る	

学 び の 実 践	学びのヒント		時間外学習の内容
	回	テーマ	
1	オリエンテーション		ゼミ仲間のプロフィールを知る
2	グループ分けと担当判例の分担		指定判例集を読んでくる
3	レジュメ作り		担当判例の原文を読み込む
4	報告と全体討議		レポートの課題を持ち寄る
5	レジュメ作り		担当判例の原文を読み込む
6	報告と全体討議		レポートの課題を持ち寄る
7	レジュメ作り		担当判例の原文を読み込む
8	報告と全体討議		レポートの課題を持ち寄る
9	レジュメ作り		担当判例の原文を読み込む
10	報告と全体討議		レポートの課題を持ち寄る
11	レジュメ作り		担当判例の原文を読み込む
12	報告と全体討議		レポートの課題を持ち寄る
13	レジュメ作り		担当判例の原文を読み込む
14	全体討議		レポートの課題を持ち寄る
15	刑事裁判の傍聴		被告人の様子と法廷の様子をメモ
16	刑務所の参観		受刑者の様子と施設の様子をメモ
17	少年院の参観		少年の様子と少年院の造作をメモ
18	少年鑑別所の参観		心理技官の様子と施設の造作メモ
19	懇親会		徹底的に遊ぶ
20	グループ分けと担当判例の分担		前期のルーテインと同じ
21	レジュメ作り		前期のルーテインと同じ
22	報告と全体討論		//
23	レジュメ作り		//
24	報告と全体討論		//
25	レジュメ作り		//
26	報告と全体討論		//
27	レジュメ作り		//
28	報告と全体討論		//
29	レジュメ作り		//
30	報告と全体討論		//
31	ゼミ合宿（1年間のゼミで学んだことの振り返り）と4年生の追い出しコンパ		勉強と遊びにメリハリをつける

テキスト・参考文献・資料など

判例百選II刑法各論（有斐閣）、判例百選刑事訴訟法（有斐閣）

学
び
の
実
践

学びの手立て

刑法、刑事訴訟法の理論書を読み込む。判例は必ず原文に当たり、事実関係を正確に知る。判例の射程範囲を正確に見極める。

評価

自分に課された課題を丁寧にこなしているか。質問を積極的にしているか。

学
び
の
継
続

次のステージ・関連科目

ゼミで学んだ論理的思考力を実社会、ビジネスなどで展開できるよう自信を持つことが、あなたの「次のステージ」です。

科目 基本 情報	科目名 専門演習Ⅱ	期 別	曜日・時限	単位 4
		通年	木4	
担当者 芝田 秀幹		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		4年	hidekis@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい テーマ：政治学原論研究。ゼミ担当者＝芝田の専門は政治思想史であるが、これをベースにして政治現象を深く考察する政治学原論ゼミに今年からしたい。現代の日本の抱える様々な政治問題、沖縄の問題に政治学理論の観点から研究を行う予定である。	メッセージ 原論だとか思想史だとかを耳にすると取っつきにくいイメージを思い浮かべるかもしれない。しかし日本国全体の問題であれ、沖縄の問題であれ、学問的成果を踏まえた冷静な視点が、今求められているように思う。床屋政談にならないように気をつけながら、今の政治を理論的に解明するゼミにしたい。
	到達目標 過去・現代・未来の政治を学問的観点から理解できる。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 基本的には政治学ないし政治学原論に関する基本書を読み進める形を取るが、テクストは学生諸君と相談して決める、また、今の沖縄の政治問題や日本国全体の政治問題についても大いに議論したいので、随時関連する時事問題についても取り上げたい（特に後期）。なお、扱うテーマは以下の通りである。 1. 国家 2. 市民社会 3. 民族とネイション 4. 安全保障 5. イデオロギー 6. 自由と平等 7. 共同体 8. 権利と義務
	テキスト・参考文献・資料など 開講時に指定する。

評価	学びの手立て お互いに気軽に議論できる雰囲気を作ることがまず肝要。ぜひご協力を。
	出席状況とゼミ報告の内容等で判断する（卒論は希望者のみ）。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 「政治学原論」「政治思想史」「政治学Ⅰ・Ⅱ」の履修が望ましい。
-----------------------	--

科目 基本 情報	科目名 専門演習Ⅱ	期 別	曜日・時限	単位 4
		通年	月4	
担当者 平 剛		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		4年		

学 び の 準 備	ねらい 国や自治体財政の現状および課題等の分析を通して財政制度についてより深い理解を目指す。	メッセージ
	到達目標 今日の財政上の様々な課題について、その核心を正しく把握し、解決策を自ら提案できるようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む) 前期は財政学の入門書、および関連文献を読み、それについて議論する。後期は、財政に関する課題等の中から各自テーマを設定し、それについて何度か発表し、レポートとして取りまとめを行う。昨年度は「消費税率引き上げに是非について」、「米軍基地返還と自治体財政」、「介護医療保険制度の財源について」、「年金制度の持続可能性について」、「軽自動車税の税率引き上げについて」などのレポートが提出された。
	テキスト・参考文献・資料など 研究課題および関心に応じてゼミで紹介する。
	学びの手立て
評価	ゼミへの貢献度（資料の作成、討論への参加）およびレポートの内容により評価する。
学 び の 継 続	次のステージ・関連科目

科目 基本 情報	科目名 専門演習Ⅱ	期 別	曜日・時限	単位 4	
		通年	水2		
担当者 野添 文彬		対象年次	授業に関する問い合わせ		
		4年			

学 び の 準 備	ねらい この演習では、今日、日本や沖縄が直面している様々な問題を国際的・歴史的観点から主体的に考え、その解決策を提示することができるよう、日本外交や沖縄米軍基地、国際政治の歴史と現在について学び、議論することを目的とします。	メッセージ ゼミは、受講者のみなさんが「受け身」ではなく主体的に学び、参加することによって成り立ちます。いいゼミになるかどうかは、みんなさんの積極姿勢にもかかっているのです。また、オンとオフの切り替えをしっかりとし、楽しむときは楽しみましょう。
	到達目標 日本の外交安全保障政策や沖縄の抱える課題についての基本的な知識を押さえ、自分の考えを述べることができるようになります。また、発表や議論を通して、プレゼンテーションやディスカッションの能力を高めます。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 前半期は、国際政治や日本外交についての文献を輪読し、議論する。 後半期は、参加者が個人別・グループ別に決めたテーマについて調査・報告し、それをもとに全員で議論する。 テーマの例としては、日米同盟、沖縄米軍基地、朝鮮半島情勢、米中関係、日中関係などが考えられる。

評価	テキスト・参考文献・資料など 特に指定しない。 特に指定しない。
	学びの手立て

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 国際政治学、日本外交史、アジアと日本

科 目 基 本 情 報	科目名 専門演習Ⅱ	期 別	曜日・時限	単位 4	
		通年	月 4		
担当者 黒柳 保則		対象年次	授業に関する問い合わせ		
		4年	まずはゼミ終了後に教室にて受け付けます。		

学 び の 准 備	ねらい 本ゼミでは、沖縄県の自治について考えたいです。戦後日本において、沖縄県ほど多様な自治制度を経験した地域はありません。1990年代から分権改革は続いていますが、沖縄県はその最前線という感があります。改革の目撃者から参加者になれるよう、沖縄県の自治が抱える諸問題について、歴史的アプローチや現状分析を通して、考察しましょう。	メッセージ ゼミの主体は教員ではなく、ゼミ生です。能動的にゼミに参加することを期待します。ゼミを自由闊達な空間にしましょう。
	到達目標 自分の選んだ専門テーマについて学内でいちばんの見識を持てるようにすることです。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）
	まず、導入部として、指定した文献を輪読して質疑応答と討論を行い、日本や沖縄県の自治の歴史や現状についての理解を深め、今後の課題を考察します。そして、それを踏まえて、個別のテーマを見つけ、調査と研究を進めることとなります。調査には文献研究とフィールドワークがありますが、なるべくこの両者に取り組んで欲しいです。研究の過程でゼミにて何度か報告をし、不十分な点をさらに調査して、最終的には報告集をまとめる事ができればと思います。

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 相談のうえ決定します。 ゼミ生の研究テーマに沿った文献を時宜に応じて紹介します。
	学びの手立て 自治をめぐる状況は日々に変化します。新聞の関連記事に注意を払って下さい。全国紙と地域紙とを読み比べることをお勧めします。気になる記事は切抜きをするとよいでしょう。

評価	ゼミへの参加態度や報告内容にて評価します。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 専門演習 I
-----------------------	-----------------------

科目 基本 情報	科目名 専門演習Ⅱ	期別	曜日・時限	単位		
		通年	水2	4		
担当者 田中 佑佳		対象年次	授業に関する問い合わせ			
		4年	基本的には、授業終了後に教室で受け付けます。			
学 び の 準 備	ねらい 少人数制のゼミで、憲法判例、憲法問題を素材に議論し分析していくことで、①1、2年次に学習した知識を定着させること、②実際に社会で起きる問題について、他者とのコミュニケーションの中で、知識を応用して自分の言葉で議論を展開させ、理解を深めていくことを目的とします。	メッセージ せっかくの機会ですので、遠慮せず、失敗を恐れることなく、積極的に議論に参加してください。				
	到達目標 これまで学んできた講義の知識を総合的に関連づけ、それらを用いて、現実にある事件・問題について、他者とのやり取りの中で、自分の考え方・見解を論理立てて説明しできるようになることを目標とします。					
学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u> 基本的には、憲法に関する判例を素材として、報告者を決めてその報告をもとに議論を進める予定ですが、時事的な憲法問題なども適宜取り上げたいと思います。詳細は、初回の演習時にゼミ生のみなさんと相談の上決定します。					
	テキスト・参考文献・資料など 初回の演習時に皆さんと相談し、決定する予定です。加えて、必要に応じて、各自で読みやすい、使いやすい文献も適宜参照してください。					
評価	学びの手立て 日頃から、実際に起きている社会的な問題には興味を持ち、わからないことや知らないことがあれば、大枠だけでも良いので調べてみようという心構えでいると良いと思います。また、参加者同士お互いに尊重しあって、気持ち良い討論の場とできるよう心がけましょう。					
	評価 演習への貢献度(報告の分担、討論への積極度など)を総合的に考慮して判断します。					
学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 授業での学習を活かして、一有権者として、政治問題、憲法問題に興味関心をもち、積極的に考えることができると社会人になることを期待しています。					

科目 基本 情報	科目名 専門演習Ⅱ	期別	曜日・時限	単位
		通年	木4	4
担当者 柴田 優人		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		4年	授業後の教室での受付けを原則とするが、研究室（5号館6階616号室）でも対応可。	

学 び の 準 備	ねらい 本演習では、受講者の興味・関心に従ってテーマを選定し、調査・報告を求める。その一連の活動を通じて、行政法Ⅰおよび行政法Ⅱの講義で得た知識の定着を図る。具体的な内容は受講者と相談のうえで決定する。	メッセージ 行政法は、司法試験、公務員試験、各種資格試験等の主要科目とされているだけではなく、環境・都市・消費者問題をはじめとする現代的課題を考察するためにも、その知識や理解が必須となります。本演習を通じて得た知識を、これらの場面では是非活用してください。
	到達目標 本演習の到達目標は、文献の読み方、関連文献の涉獵、レジュメの作成、論理的な報告・議論・文章作成など、演習として当たり前に要求されることを当たり前にできるようになることとする。また、夏期休業期間中に、他大学との合同ゼミ合宿を予定している。当該合宿を通じて、外の世界にも目を向け、自らの成長の糧とする。	

学 び の 実 践	学びのヒント	
	授業計画	時間外学習の内容
	回	テーマ
	1 オリエンテーション	
	2 法律による行政の原理①	
	3 法律による行政の原理②	
	4 行政法における比例原則	
	5 行政法における信義則	
	6 行政立法の法的統制	
	7 行政処分の意義と分類	
	8 行政処分の無効	
	9 行政処分の附款と争訟	
	10 行政上の契約・協定の法的性質	
	11 行政指導の概念と法的統制	
	12 行政計画の意義と策定手続	
	13 通達の法的性質	
	14 合宿での報告内容の検討①	
	15 合宿での報告内容の検討②	
	16 合宿での報告内容の検討③	
	17 行政事件と司法権の範囲	
	18 抗告訴訟の対象となる行政処分の範囲	
	19 行政訴訟の原告適格	
	20 行政裁量の法的統制	
	21 取消訴訟の審理	
	22 取消判決の効力	
	23 義務付け訴訟・差止訴訟	
	24 仮の義務付け・仮の差止め	
	25 当事者訴訟	
	26 民衆訴訟・機関訴訟	
	27 立法と国家賠償	
	28 学校事故と国家賠償	
	29 営造物の管理の瑕疵の意義	
	30 水害と国家賠償	
	31 まとめ	

	<p>テキスト・参考文献・資料など 開講時に受講者と相談のうえ決定する。</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て 演習科目は、まず出席することが前提となる。また、演習の時間のみで全ての範囲をカバーすることができないため、行政法Ⅰおよび行政法Ⅱを履修予定、もしくは履修済であることが求められる。</p>
評価	<p>授業への参加姿勢、出席状況などを総合的に評価する。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 本演習を通じて獲得した知識や実力を遺憾なく發揮し、さまざまな問題を的確に理解し、その解決方法を提案する場面に役立てください。</p>

科目 基本 情報	科目名 租税法	期別 通年	曜日・時限 火 4	単位 4
	担当者 末崎 衛	対象年次 3年	授業に関する問い合わせ 研究室：13号館514号室 e-mail : msuezaki@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 私たちの生活に税法は深くかかわっていますが、その仕組みはあまりよく知られていません。この講義では、法学部の学生向けに書かれた入門書を使用し、憲法や民法との関係にも注意しながら、税法の基本的な仕組みや考え方を学んでいきます。	メッセージ 税法はとつつきにくいと思いますが、知っておいて損はありません（知らないと損するおそれあり）。「税法って意外に面白いんだ」と思ってもらえる講義をしたいと思います。
	到達目標 税には様々な種類のものがあります（所得税、消費税、相続税など）、このような複数の税がなぜ設けられているのか、またそれぞれの税でなぜそのような仕組みが採られているのかを、税法の基本原則との関係で説明できるようになることを目標とします。なお、前期は主に所得税を中心に取り上げ、後期は他の税目や税法の基本原則について取り上げる予定です。	

学 び の 実 践	学びのヒント	
	授業計画	時間外学習の内容
	回	テーマ
	1 ガイダンス（酒税法を題材に）	該当範囲の予習・復習
	2 税の意義（第1章）・所得税法(1)所得税の課税の仕組みの概要	同上
	3 所得税法(2)所得分類（第9章）①	同上
	4 所得税法(3)所得分類（第9章）②	同上
	5 所得税法(4)所得概念（第7章）①	同上
	6 所得税法(5)所得概念（第7章）②	同上
	7 所得税法(6)給与所得課税（第10章）	同上
	8 所得税法(7)課税最低限（第5章）・人的控除（第13章）①	同上
	9 所得税法(8)人的控除（第13章）②	同上
	10 所得税法(9)所得税の計算構造（第15章）	同上
	11 所得税法(10)収入の帰属年度（第12章）①	同上
	12 所得税法(11)収入の帰属年度（第12章）②	同上
	13 所得税法(12)源泉徴収（第11章）	同上
	14 所得税法(13)課税単位（第9章）	同上
	15 期末試験（前期）	
	16 租税法律主義（第2章）①	該当範囲の予習・復習
	17 租税法律主義（第2章）②・租税回避（第3章）①	同上
	18 租税回避（第3章）②	同上
	19 応能負担原則（第4章）	同上
	20 消費税の基礎（第18章）	同上
	21 多段階附加価値税（第19章）	同上
	22 非課税・ゼロ税率・逆進性対策（第20章）	同上
	23 消費税（第18～20章）補足・まとめ	同上
	24 相続税の課税の根拠（第21章）	同上
	25 日本の相続税の課税方式と問題点（第22章）	同上
	26 相続税（第21・22章）補足・まとめ	同上
	27 譲渡所得・贈与に対する課税（第12章）①	同上
	28 譲渡所得・贈与に対する課税（第12章）②	同上
	29 確定手続（第25章）・税務調査（第26章）	同上
	30 まとめ	同上
	31 期末試験（後期）	

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>【テキスト】三木義一編著『よくわかる税法入門（最新版）』（有斐閣）※詳しいことは、遅くとも初回の講義時にはお知らせします。</p> <p>その他、講義資料を配布します。</p> <p>【参考文献】三木義一『日本の税金（新版）』（岩波新書）、同『給与明細は謎だらけ』（光文社新書）</p> <p>その他適宜紹介します。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>【履修の心構え】</p> <p>講義は、受講生が使用する教材を読んできていることを前提に進めます。</p> <p>細かい計算はしません（九九が分かれば十分です）ので、計算に苦手意識があっても問題ありません。</p> <p>講義中の私語など、講義を妨げる行為をした場合は、減点の理由とすることがあります。</p> <p>その他、初回の講義で履修上の注意事項を補足することができますので、特に初回の講義には出席すること。</p> <p>【発展的な学びのために】</p> <p>税の問題や改正に関する報道に关心をもってください。</p>
評価	<p>期末試験…80% 上記の到達目標に達しているかを判定します。</p> <p>平常点……20% 用語の意味や制度の趣旨などの確認のための小テストを行います（前後期各1回程度を予定）</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>【関連科目】憲法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ・Ⅱ、民法各科目など</p>

科目 基本 情報	科目名 担保物権法	期別	曜日・時限	単位
		後期	木2	2
担当者 山下 良		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	ryamashita@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい この講義では、民法の「第二編 物権」の後半部分を扱います。「物権法」の続きなので、先に「物権法」を勉強しておかないと授業についていくのが難しいので注意して下さい。人が誰かにお金を貸すとき、返してくれなかつたら困るので、確実にお金を取り戻す方法を考えます。その方法として用いられるのが、担保物権です。講義を通じて、担保物権の種類と効果を学習しましょう。	メッセージ 民法は、「民法総則」、「物権法」、「担保物権法」、「債権総論」、「債権各論」、「家族法」の6つに分かれているので、他の5つと合わせて勉強して下さい。
	到達目標 債権を確保する手段として重要な、担保物権についての知識を身につける。	

回	テーマ	時間外学習の内容
1	ガイダンス、担保物権とは何か	テキスト、六法を準備すること
2	担保物権の種類	テキスト203～206ページ
3	担保物権の効力と性質	テキスト206～208ページ
4	留置権①	テキスト209～216ページ
5	留置権②	同上
6	先取特権①	テキスト216～225ページ
7	先取特権②	同上
8	質権①	テキスト225～238ページ
9	質権②	同上
10	抵当権①	テキスト239～309ページ
11	抵当権②	同上
12	抵当権③	同上
13	非典型担保①	テキスト310～348ページ
14	非典型担保②	同上
15	期末試験	期末試験
16	期末試験の復習	期末試験の復習

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 淡路剛久・鎌田薰・原田純孝・生熊長幸『民法II 物権〔第3版補訂〕』（有斐閣、2010年3月）

学 び の 継 続	学びの手立て 毎回必ず授業に出席し、授業終了後には復習をすること。
	評価 期末試験（100点）、出席（若干）によって評価します。

次のステージ・関連科目 民法総則、物権法、債権総論、債権各論、家族法

科目 基本 情報	科目名 地域行政論	期別	曜日・時限	単位
		通年	水3	4
担当者 佐藤 学		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	sato@okiu.ac.jp	

学 び の 准 備	ねらい 沖縄の行政課題を、全国的な自治行政の現状に照らしながら考える。 。地域固有の課題と、全国に共通する課題の検討を通じて、より良い地域行政のあり方を展望したい。	メッセージ 沖縄の行政を、様々な具体的な事例から学び、また、日本の自治のあり方の中で考えます
	到達目標 地域行政学科で、地域の行政課題を学んだと自信を持っていえるようになる。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む) 現在進行中の問題を題材として扱っていくので、以下の計画は途中で変更される可能性があることを了解して下さい。最新の状況を、基礎的な考え方・知識を参照しながら考えていきたい。 第1部 地方自治の基本的な考え方と地域行政 第2部 2000年以降の日本の地方制度改革 第3部 沖縄の「地方自治」：歴史と構造 第4部 日本の地方自治の現状と課題 第5部 沖縄の行政課題：福祉、教育、医療、環境 第6部 沖縄の行政課題：経済・基地問題 第7部 自治の展望
	テキスト・参考文献・資料など 教科書は使用しない。講義レジュメを配布する。 参考文献は、必要に応じて紹介する。

評価	学びの手立て 前期レポート課題発表会を、後期に実施する。 前後期とも、レポート出題は事前に詳細を告知する。 地元紙の地域面、経済面を読むことは、この科目の準備のためだけでなく、就職活動の上で必要不可欠。
	レポート（前期、後期各1回出題の予定）、授業への参加（質問、回答、発言）を総合的に評価する。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 自覚を持って地域の自治に関わるための基礎的な知識、姿勢を学ぶ機会とする。
-----------------------	---

科目 基本 情報	科目名 地方財政論	期 別	曜日・時限	単位
		前期	火2・金2	4
担当者 平 剛		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	随時	

学 び の 準 備	ねらい 財政とは公共部門による経済活動を指す。なかでも、地方財政は、福祉や教育によるといった直接市民生活と関わる公共サービスの提供を担っている。その意味で、地方財政はわれわれにとって身近なものである。現在、地方財政は、国からの補助金削減、高齢化に伴う支出の増大等の課題に直面している。本講義では、地方財政の制度・仕組みについて包括的な理解を目指す。	メッセージ
	到達目標 自治体の抱える財政上の課題について、その改善策を自ら提示し得るようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント	
	授業計画	時間外学習の内容
	回 テーマ	
1	ガイダンス	
2	予算と決算、地方財政計画	配布資料の内容を復習
3	歳入の構造	〃、「決算カード」で数値を確認
4	地方税（地方税原則、地方税の税目）	〃
5	地方税（個人住民税と所得税）	〃
6	地方税（法人住民税、事業税と法人税）	〃
7	地方税（固定資産税）	〃
8	地方税（消費課税）	〃
9	法定外税と超過課税	〃
10	地方交付税	〃
11	国庫支出金	〃
12	地方債	〃
13	歳出の構造（その①）	〃
14	歳出の構造（その②）	〃
15	財政指標と地方財政の健全化	〃
16	中間テスト	
17	中間テストの解答、要点の確認	配布資料の内容を復習、練習問題
18	地方政府の構造（その①）	〃
19	地方政府の構造（その②）	〃
20	財政の3つの機能（その①）	〃
21	財政の3つの機能（その②）	〃
22	地方政府の役割と公共財の供給	〃
23	地方政府の事務	〃
24	わが国の地方財政の現状	〃
25	地方財政理論（公共財の最適供給）	〃
26	地方財政理論（費用便益分析）	〃
27	地方財政理論（便益の評価）	〃
28	消費高齢化と地方財政の課題	〃
29	地方公営企業と第三セクター	〃
30	基地と地方財政	〃
31	期末テスト	

	<p>テキスト・参考文献・資料など 受講生と相談の上、決めます。 中井他著『新しい地方財政論』、有斐閣アルマ、2010年。林宜嗣著『地方財政〔新版〕』、有斐閣、2008年。総務省『地方財政白書』、各年版。その他、講義で紹介します。</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て</p>
	<p>評価 中間・期末試験の結果により評価します。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 公共事業論</p>

科目 基本 情報	科目名 地方自治法	期別	曜日・時限	単位		
		後期	木3	2		
担当者 柴田 優人		対象年次	授業に関する問い合わせ			
		3年	授業後の教室での受付けを原則とするが、研究室（5号館6階616号室）でも対応可。			
学 び の 準 備	ねらい 地方自治に関する基本的な法理論・制度を理解する。それとともに、地方自治・地方分権をめぐる新たな動きや今後の方向性を視野に入れつつ、地方自治と法のあり方を学ぶ。	メッセージ 機関委任事務制度の全廃などのように、現在のわが国では、国と地方の関係のあり方や役割分担の方法を問うような、さまざまな改革の動きが見られます。本講義を契機として、皆さん自身も新聞報道などに目を向け、地方自治や地方分権をめぐる近年の動向や今後の展開を注意深く見守るようにしてください。				
	到達目標 この講義の到達目標は、「地方自治に関する基本的な法理論や制度を体系的に理解することができるようになる」とこと、その基本的理解を前提として、「大きな変動期にある地方自治・地方自治法の現状と課題について自ら考えることができるようになる」ことである。					
学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画</u>	テーマ	時間外学習の内容			
	1 地方自治法序論		予習も当然重要であるが、各回の授業内容をよく復習すること。			
	2 地方自治の基礎理論					
	3 「地方公共団体」と「自治体」					
	4 自治体の事務(1)一自治事務と法定受託事務					
	5 自治体の事務(2)一事務処理における国と自治体の関係					
	6 自治体の立法(1)一条例と規則					
	7 自治体の立法(2)一条例制定権の限界					
	8 自治体の立法(3)一義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大					
	9 自治体の組織(1)一地方議会					
	10 自治体の組織(2)一長・その他の執行機関					
	11 自治体における住民参政・住民参加一参政権、直接請求					
	12 自治体における住民参政・住民参加一住民監査請求・住民訴訟					
	13 地方自治法制の課題					
	14 地方自治・地方自治法の行方					
	15まとめ					
	16 期末試験					
テキスト・参考文献・資料など						
	テキストは指定しないが、講義中に紹介する参考文献が1冊でも手元にあれば有益である。また、講義はレジュメに基づいて行い、必要に応じて資料等を配布する。他の法律科目と同様の六法を必携のこと。その他については、初回の講義で指示する。					
学 び の 手 立て						
	憲法および行政法Ⅰ・Ⅱの授業を履修済みであることが望ましい。また、法律や制度に関する知識を身につけることももちろん重要ではあるが、講義中に掲示されるさまざまな問題に対して、「自分はどう考えるか」も検討してみてほしい。					
評価						
	期末試験100%					
学 び の 継 続						
	次のステージ・関連科目 関連科目：憲法、行政法					

科目基本情報	科目名 地方自治論	期別	曜日・時限	単位
		後期	月3・木3	4
担当者 黒柳 保則		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	まずは講義終了後に教室にて受け付けます。	

学びの準備	ねらい 本講義では、主権者として自治を考え、参加する際に必須のトピックを論じます。民主主義の核心には「自ら治める」という「自治」の精神があり、国と比べて自治体ではそれを実感しやすいはずです。従来の日本は中央集権であって、必ずしもそうとは言えませんでしたが、今後さらに分権が進められ、自治体は必ず自立を迫られることでしょう。こうした現状を理解する上で役立つ講義をします。	メッセージ 毎回なんらかの資料を配布したり映像を視聴したりして、地方自治をめぐる最新の動向を踏まえられるようにします。
	到達目標 地方自治についての主要な論点を理解し、実際の問題を考える際に応用できるようにすることです。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画	テーマ	時間外学習の内容
	回		
1	ガイダンス		参考文献の該当部分
2	地方自治とは		参考文献の該当部分
3	地方自治の構造		参考文献の該当部分
4	地方自治の歴史一戦前		参考文献の該当部分
5	地方自治の歴史一戦後		参考文献の該当部分
6	沖縄における地方自治の歴史一戦前		参考文献の該当部分
7	沖縄における地方自治の歴史一戦後		参考文献の該当部分
8	自治体の種類		参考文献の該当部分
9	自治体首長の地位と役割		参考文献の該当部分
10	自治体首長と地方議会の関係		参考文献の該当部分
11	地方議会の役割と権能		参考文献の該当部分
12	地方議会の現状と改革		参考文献の該当部分
13	二元代表制の特徴		参考文献の該当部分
14	自治体における選挙		参考文献の該当部分
15	自治体の組織と職員		参考文献の該当部分
16	国・都道府県・市町村の関係		参考文献の該当部分
17	中央集権から地方分権への動向		参考文献の該当部分
18	地方分権における変更点		参考文献の該当部分
19	市町村合併の歴史		参考文献の該当部分
20	沖縄における市町村合併の歴史		参考文献の該当部分
21	「平成の大合併」の現状と課題		参考文献の該当部分
22	広域行政と道州制		参考文献の該当部分
23	道州制の展望		参考文献の該当部分
24	自治体と地方税制		参考文献の該当部分
25	自治体の財政とその危機的状況		参考文献の該当部分
26	三位一体改革と自治体の財政		参考文献の該当部分
27	住民の自己決定と住民投票制度		参考文献の該当部分
28	地域福祉と地域保健		参考文献の該当部分
29	国際化時代と自治体		参考文献の該当部分
30	自治体外交の生成と現状		参考文献の該当部分
31	まとめ／試験		

テキスト・参考文献・資料など

テキストは使用しません。レジュメを配布します。

【参考文献】礒崎初仁他『[第3版]ホーンブック 地方自治』北樹出版、2014年。柴田直子他編『地方自治論入門』ミネルヴァ書房、2012年。山田光矢他編『地方自治論』弘文堂、2012年。村林守『地方自治のしくみがわかる本』岩波ジュニア新書、2016年。今井照『地方自治講義』ちくま新書、2017年。矢野恒太記念会編『データでみる 県勢 2017年版』矢野恒太記念会、2016年。

学
び
の
実
践

学びの手立て

地方自治をめぐる状況は日々に変化します。新聞の関連記事に注意を払って下さい。全国紙と地域紙とを読み比べることをお勧めします。気になる記事は切抜きをするとよいでしょう。

評価

試験（70%）と平常点（30%）にて評価します。

学
び
の
継
続

次のステージ・関連科目

自治体経営論

科 目 基 本 情 報	科目名 手形・小切手法	期 別	曜日・時限	単位
		前期	月1・木1	4
担当者 伊達 竜太郎		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	r.date@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 手形・小切手は、現実の経済活動において、重要な役割を果たしている。主に、企業が取引を行う場合において、手形・小切手は、①支払の手段、②信用の手段、③送金・取立の手段としての機能を果たしている。実務においては、銀行取引や貿易取引とも密接に関係している。本講では、このような企業の取引とも関係する「手形・小切手法」を中心に議論を進める。	メッセージ 皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「手形・小切手法」の楽しさと奥深さと一緒に学びましょう。
	到達目標 法と経済学や国際取引などの現代的なトピックを交えつつ、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。	

学 び の 実 践	学びのヒント		
	授業計画	テーマ	時間外学習の内容
1	手形・小切手法総論		
2	手形・小切手の意義・法的構造		
3	手形・小切手の経済的機能		
4	手形・小切手と銀行取引		
5	有価証券		
6	手形行為の意義と特性		
7	手形行為の成立要件		
8	手形行為の有効要件		
9	他人による手形行為		
10	無権代理		
11	偽造		
12	表見代理		
13	約束手形総論		
14	振出（1）振出の意義および効力		
15	振出（2）手形要件		
16	振出（3）記載事項		
17	白地手形		
18	手形の変造		
19	裏書（1）約束手形の譲渡		
20	裏書（2）譲渡裏書の効力		
21	善意の手形取得者の保護（1）物的抗弁等		
22	善意の手形取得者の保護（2）善意取得		
23	特殊の裏書		
24	手形の支払		
25	遡求		
26	手形保証・隠れた保証のための裏書		
27	時効・利得償還請求権・除権決定・手形訴訟		
28	為替手形		
29	小切手		
30	総括		
31	期末試験		

	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 早川徹『基本講義 手形・小切手法』(新世社、2007年) (2) 最新版の六法 (3) 必要に応じて、適宜資料を配布する。 <p>学びの手立て</p> <p>講義を通して、基本概念と立法趣旨を理解する。 講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大変なプロセスです。</p> <p>評価</p> <p>期末試験および講義における受講態度により評価する。期末試験の成績が70で、受講態度（出席を含む）が30の割合である。テストは期末試験1回を予定し、選択式6題および論文式2題の問題を予定している。</p>
学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>会社法、経済法、法務研究Ⅰ（法学検定の対策講座）、法政特論Ⅱ（ビジネス実務法務検定の対策講座）</p>

科目基本情報	科目名 倒産法 I	期別	曜日・時限	単位
		前期	月 2	2
担当者 上江洲 純子		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	講義終了後又はオフィスアワー（月3）に、 講義教室又は研究室で受け付けます。	

学びの準備	ねらい <ul style="list-style-type: none">新聞等で「倒産」のニュースを目にした際に、倒産した企業や個人がその後辿る道筋に关心を持つこと。裁判所で行われる倒産手続の基本的な流れとともに、債権者や債務者の権利関係がどのように扱われるか理解すること。判例や事例問題について、テキストや六法を参考に論理的に思考できる力を身につけること。	メッセージ この講義では倒産の中でも「破産」手続を中心に勉強します。みなさんも企業や個人が「破産」するともう終わりだと思っていませんか？実はそうではありません。確かに企業の場合は破産すると最終的には解散するのが原則ですが、生き残る途も残されています。個人にとって破産は新たなスタートと意味することになるのです。この講義であなたの持つ「倒産」のイメージを変えてみませんか？
	到達目標 <ul style="list-style-type: none">新聞等で目にした「倒産」のニュースを理解し、裁判所で行われる手続きの内容を分かりやすく説明できるようになります。倒産手続特有の法律用語の意味を理解し、それらの用語が使用されている判例の内容を自分の言葉で説明できるようになります。自分や身近な人が「倒産」の事態に直面したときに、自己の権利がどのように扱われるか理解し、それを他者に伝えられるようになります。	

回	テーマ	時間外学習の内容
1	ガイダンス（倒産法入門）	第1章を読むこと
2	各倒産手続の概要・諸外国の制度	第2章・第3章を読むこと
3	知的整理・倒産ADR	第4章 I II を読むこと
4	破産手続の基本的な流れ・手続開始決定	第4章 II 2を読むこと
5	破産管財人①	第4章 II 2を読むこと
6	破産管財人②	第4章 II 3を読むこと
7	債権者集会・破産財団	第4章 II 3を読むこと
8	破産債権・財団債権①	第4章 II 4を読むこと
9	破産債権・財団債権②	第4章 II 4を読むこと
10	別除権①	第4章 II 4を読むこと
11	別除権②	第4章 II 4を読むこと
12	相殺権	第4章 II 4を読むこと
13	未履行双務契約①	第4章 II 4を読むこと
14	未履行双務契約②	第4章 II 4を読むこと
15	破産債権の届出・調査・確定・配当手続	第4章 II 5・6を読むこと
16	期末試験	

学びの実践	テキスト・参考文献・資料など テキスト：山本和彦著『倒産処理法入門（第4版）』（有斐閣）

学びの手立て	履修の心構えは以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none">倒産手続では民法や商法で習った権利関係の変動についても理解することが重要なので、それらの科目に関心があり、事前又は並行して受講していることが望ましいです。テキスト、配付レジュメ、六法を使って講義をしますので、毎回忘れずに持参して下さい。重要な事項は板書しますので、講義中は集中してノートを取るようにして下さい。なお、スマホ等でホワイトボードを撮影することは許可しませんので気をつけてください。
	評価 期末試験の成績で評価します。 試験は選択・穴埋め・論述（事例）問題で構成されています。

学びの継続	次のステージ・関連科目 次は、民事再生手続を中心に学ぶ「倒産法II」を受講してみましょう。

科目基本情報	科目名 倒産法II	期別	曜日・時限	単位
		後期	月2	2
担当者 上江洲 純子		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	講義終了後又はオフィスアワー（月3）に、 講義教室又は研究室で受け付けます。	

学びの準備	ねらい <ul style="list-style-type: none">新聞等で「倒産」のニュースを目にした際に、倒産した企業や個人がその後辿る道筋に关心を持つこと。裁判所で行われる倒産手続の基本的な流れとともに、債権者や債務者の権利関係がどのように扱われるか理解すること。判例や事例問題について、テキストや六法を参考に論理的に思考できる力を身につけること。	メッセージ この講義では倒産の中でも「民事再生」手続を中心に勉強します。倒産した企業や個人の再建を目指すこの手続は、みなさんも良く知っている大企業の倒産事件でも多くの成果を残してきました。破産手続よりも迅速・柔軟に対応できるよう手続上様々な工夫もされています。この講義で再建型の倒産手続の基本を学びましょう。
	到達目標 <ul style="list-style-type: none">新聞等で目にした「倒産」のニュースを理解し、裁判所で行われる手続きの内容を分かりやすく説明できるようになることを目指します。倒産手続特有の法律用語の意味を理解し、それらの用語が使用されている判例の内容を自分の言葉で説明できるようになることを目指します。自分や身近な人が「倒産」の事態に直面したときに、自己の権利がどのように扱われるかを理解し、それを他者に伝えられるようになることを目指します。	

回	テーマ	時間外学習の内容
1	ガイダンス（倒産法入門）	第1章・第2章・第3章を読むこと
2	各倒産手続の概要・私的整理・倒産ADR	第5章Iを読むこと
3	民事再生手続の基本的な流れ・破産手続との違い	第5章II1・2を読むこと
4	再生手続開始決定・保全措置	第5章II2・3を読むこと
5	再生債務者・監督委員	第5章II4を読むこと
6	再生債権の届出・調査・確定	第5章II5を読むこと
7	再生債権・共益債権・優先債権①	第5章II5を読むこと
8	再生債権・共益債権・優先債権②	第5章II6を読むこと
9	財産の調査・確保・否認権	第5章II6を読むこと
10	別除権・担保権消滅①	第5章II6を読むこと
11	別除権・担保権消滅②	第5章II6を読むこと
12	再生計画案①	第5章II7を読むこと
13	再生計画案②	第5章II7を読むこと
14	再生計画の遂行	第5章II8を読むこと
15	個人再生	第5章IIIを読むこと
16	期末試験	

学びの実践	テキスト・参考文献・資料など テキスト：山本和彦著『倒産処理法入門（第4版）』（有斐閣）

学びの手立て	履修の心構えは以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none">倒産手続では民法や商法で習った権利関係の変動についても理解することが重要なので、それらの科目に関心があり、事前又は並行して受講していることが望ましいです。テキスト、配付レジュメ、六法を使って講義をしますので、毎回忘れずに持参して下さい。重要な事項は板書しますので、講義中は集中してノートを取るようにして下さい。なお、スマホ等でホワイトボードを撮影することは許可しませんので気をつけてください。
	評価 期末試験の成績で評価します。 試験は選択・穴埋め・論述（事例）問題で構成されています。

学びの継続	次のステージ・関連科目 次は、個別の権利の執行手続となる「民事執行法」を受講してみましょう。

科目 基本 情報	科目名 都市政策論	期別	曜日・時限	単位
		後期	月1・木1	4
担当者 照屋 寛之		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	原則、授業終了後に教室では受けるが、メール、研究室でも対応します。	

学 び の 準 備	ねらい わが国は「経済大国」になったが、国民はそれに相応しい快適な環境と住宅で生活しているという「生活大国」には程遠いのではないか。住宅や公園など生活の質といった面から見ると、日本は他の先進国に立ち後れていることは、残念ながら認めざるを得ないのではないか。他の先進国が経済大国に相応しい生活大国を実感してるのは、都市問題に早い段階から取り組んだためである。	メッセージ 都市政策論を学ぶことによって、どのようにしたら私たちの住んでいる街が快適な質の高い「生活空間」になるかを考えるヒントを提示したい。
	到達目標 都市政策論を受講することによって、諸外国の事例も参照しながら、より良いまちづくり、生活空間を創造するための方策を考える力をつける。	

学 び の 実 践	学びのヒント	
	授業計画	時間外学習の内容
	回	テーマ
	1 今なぜ都市政策が必要か	
	2 都市の矛盾と都市政策	
	3 都市化の諸要因	
	4 日本の都市政策の矛盾①	
	5 日本の都市政策の矛盾②	
	6 都市政策と土地利用	
	7 わが国の都市政策と住宅政策	
	8 地方創生とこれからの地方のまちづくり（1）	
	9 地方創生とこれからの地方のまちづくり（2）	
	10 地方創生の現状と課題（1）	
	11 地方創生の現状と課題（2）	
	12 都市政策と都市景観（ビデオ使用）	
	13 わが国の都市政策の現状	
	14 諸外国の都市景観から何を学ぶか	
	15 中間テスト	
	16 中心市街地衰退の現状（ビデオ使用）	
	17 中心市街地衰退の要因	
	18 中心市街地活性化の方策	
	19 中心市街地活性化策（ビデオ使用）	
	20 都市政策と交通政策	
	21 路面電車による市街地の活性化①	
	22 路面電車による市街地の活性化②	
	23 諸外国の都市交通（ビデオ使用）	
	24 路面電車導入による沖縄の都市の展望	
	25 都市化とゴミ問題の深刻化	
	26 都市廃棄物のドイツと日本の現状	
	27 循環型社会のリサイクルの現状	
	28 リサイクル社会は幻想か（1）	
	29 リサイクル社会は幻想か（2）	
	30 まとめ	
	31 学年末テスト	

	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト：教科書は指定しない。必要に応じてプリントを配布する。 参考文献：矢作 弘『日本の都市は救えるか』閣文社</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>講義中の私語、居眠り、携帯電話の使用は認めない</p>
	<p>評価</p> <p>テスト、感想文、「まち歩きレポート」、出席を総合的に判断して評価する。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>地域行政論、自治体経営論</p>

科目 基本 情報	科目名 日本外交史	期別	曜日・時限	単位
		後期	月1・木1	4
担当者 野添 文彬		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	f.nozoe@okiu.ac.jp	

学 び の 准 備	ねらい 今日、沖縄基地問題や隣国との領土問題、歴史認識問題、新興国の台頭など、日本外交は多くの課題を抱えています。本講義では、現在及び今後の国際社会における日本の立ち位置を考える視座を養うため、明治維新以降の日本外交の歴史的展開を概観することを目的とします。	メッセージ 日本は国際社会でどのような役割を果たすべきか、歴史を振り返りつつ、考えてみてください。
	到達目標 日本外交の歴史の大きな流れと現在の課題を説明できるようになることを目指します。	

学 び の 実 践	学びのヒント	
	授業計画	時間外学習の内容
	回	テーマ
	1 イントロダクション	
	2 幕末から明治維新へ	
	3 条約改正	
	4 日清戦争	
	5 日露戦争と韓国併合	
	6 第一次世界大戦とワシントン体制	
	7 満州事変	
	8 日中戦争	
	9 日米戦争への道①	
	10 日米戦争への道②	
	11 アジア太平洋戦争①	
	12 アジア太平洋戦争②	
	13 日本の降伏	
	14 占領と改革	
	15 中間テスト	
	16 冷戦と経済復興	
	17 講和と安保	
	18 1955年体制と日米関係	
	19 安保改定	
	20 高度成長と日本外交	
	21 日韓国交正常化	
	22 沖縄返還①	
	23 沖縄返還②	
	24 日中国交正常化	
	25 1970年代の国際変動と日本外交	
	26 日米防衛協力	
	27 冷戦終焉後の日本外交	
	28 日米安保再定義と沖縄基地問題	
	29 2000年代の日本外交	
	30 2010年代の日本外交と総括	
	31 期末テスト	

	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは特になし。参考書として、五百旗頭真編『戦後日本外交史 第三版』有斐閣、2014年。五百旗真編『日米関係史』有斐閣、2008年、北岡伸一『日本政治史』有斐閣、2011年。</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て</p>
	<p>評価</p> <p>中間テスト（30%）、期末テスト（50%）、出席状況（20%）を中心に、レポートの提出や発言を加味して評価する。</p>

学
び
の
継
続

次のステージ・関連科目
国際政治学、アジアと日本、沖縄の基地問題など。

科目 基本 情報	科目名 日本政治史	期 別	曜日・時限	単位
		通年	火 2	4
担当者 野添 文彬		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	f.nozoe@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 本講義では、現在の日本政治を深く理解する視座を養うため、明治維新から2000年代の日本政治の歴史的展開を学びます。前半部分では、近代化を実現し、政党政治を実現させた日本が、第二次世界大戦に突入するまでを概観します。後半部分では、戦後日本の経済成長と55年体制の展開から政権交代を経て、現在の自民党一強の時代までを概観します。	メッセージ 歴史を学ぶことは「現在と過去の対話」といわれます。現在の問題の背景や原因を理解する上で過去の出来事を知ることは不可欠であり、過去の出来事を知ることで現在について新たな見方を得ることができます。歴史を学ぶことで、私たちの世界観はより豊かになるのです。本講義は政治を中心に扱いますが、経済や社会、文化など、できるだけ幅広く日本の近現代史を見ていきたいと思います。
	到達目標 近代以降の日本の歩みについて説明できるようになること目指します。	

学 び の 実 践	学びのヒント	
	授業計画	時間外学習の内容
	回	テーマ
	1 イントロダクション	
	2 幕藩体制の動搖	前回の復習+時事問題のチェック
	3 明治維新	上と同じ
	4 近代国家建設	
	5 士族の反乱と自由民権運動	
	6 大日本帝国憲法の制定	
	7 議会政治の定着	
	8 藩閥と政党	
	9 桂園時代	
	10 原敬内閣の成立	
	11 政党内閣制の展開	
	12 政党内閣制の終焉	
	13 総力戦体制	
	14 日米戦争へ	
	15 中間テスト	
	16 占領と改革	
	17 逆コース	
	18 1955年体制の成立	
	19 岸内閣と安保改定	
	20 池田内閣と高度成長	
	21 佐藤内閣と沖縄返還	
	22 田中内閣と日本列島改造論	
	23 1970年代の日本政治と自民党派閥闘争	
	24 中曾根内閣と行政改革	
	25 平成の始まりと政界再編	
	26 橋本内閣と行政改革	
	27 小泉改革の時代	
	28 民主党政権の時代	
	29 安倍政権の政策	
	30 総括	
	31 期末テスト	

テキスト・参考文献・資料など

テキストはなし。参考書として、北岡伸一『日本政治史』有斐閣、2011年。

学
び
の
実
践

学びの手立て

評価

期末テスト40%、中間テスト40%、平常点20%。これに加えて、レポートや発言の点数を加点していく。

学
び
の
継
続

次のステージ・関連科目

日本外交史、日本政治論、沖縄政治論など。

科目 基本 情報	科目名 日本政治論	期別	曜日・時限	単位
		後期	月3・木3	4
担当者 照屋 寛之		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	原則、講義終了後に教室で受けるが、メール、研究室でも随時対応する。	

学 び の 準 備	ねらい わが国は多くの政治制度をアメリカやイギリスなどから取り入れてきた。しかし、その政治制度はうまく日本の政治制度として根付いたのか疑問である。残念ながら、わが国は政治改革の点でも、国民の期待通りには進まないのが実状である。一体どこにその原因があるのか。その原因について講義の中で学生と一緒に考えてみたい。	メッセージ 日本政治について考えるには、一番身近な教材は新聞であろう。新聞には、国の政治、沖縄県の政治が毎日のように記事になっている。新聞を読むことも日本政治を理解する第一歩である。
	到達目標 本講義を受講したことによって、日本政治の課題や問題点に気づき、日本政治のあり方に関心が高まり、新聞の政治関連記事やテレビニュース番組が理解できるようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント		時間外学習の内容
	回	授業計画	
	1	なぜ政治学を学ぶのか:政治は日常生活とどのように関わっているのか。	関連資料の配布。以下同じ
	2	日本政治への疑問	
	3	世界から見た日本政治の謎	
	4	なぜ自民党は長期政権なのか（1）	
	5	なぜ自民党は長期政権なのか（2）	
	6	なぜ自民党は長期政権なのか（3）	
	7	現代政治と連合政権（1）	
	8	現代政治と連合政権（2）	
	9	現代政治と連合政権（3）	
	10	日本の議会政治の特質（1）	
	11	日本の議会政治の特質（2）	
	12	日本の政党システム（1）	
	13	日本の政党システム（2）	
	14	日本の圧力政治（1）	
	15	日本の圧力政治（2）	
	16	中間テスト	
	17	日本の選挙制度（1）	
	18	日本の選挙制度（2）	
	19	18歳選挙権年齢を考える（1）	
	20	18歳選挙権年齢を考える（2）	
	21	選挙とマスコミ報道のあり方（1）	
	22	選挙とマスコミ報道のあり方（2）	
	23	政治家と官僚（1）	
	24	政治家と官僚（2）	
	25	わが国の官僚政治の現状と課題（1）	
	26	わが国の官僚政治の現状と課題（2）	
	27	日本の政党と政治資金	
	28	政治資金規正と政治資金のあり方	
	29	日本の政党助成の現状と課題	
	30	まとめ—日本政治の展望	
	31	期末テスト	

	<p>テキスト・参考文献・資料など 初回の講義で紹介する。 新藤宗幸「日本の政治をどうする」岩波新書、山口二郎「若者のための政治マニュアル」、山口二郎「政権交代」 岩波新書、 その他、講義を進めながら必要に応じて紹介する。</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て 講義中の私語、居眠り、携帯電話の使用は認めない。</p>
	<p>評価 中間テスト、学期末テスト、感想文に出席点を加味して評価する。</p>

学
び
の
継
続

次のステージ・関連科目
国際政治学、日本外交史、自治体経営論、

科目 基本 情報	科目名 物権法	期 別	曜日・時限	単位
		前期	月1・木1	4
担当者 田中 稔		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	メールにて対応する。	

学 び の 準 備	ねらい 私たちの法的秩序は、人が物を支配する物権により基本的に形づけられています。従って、物権により物をどのように人が支配しているかを知ることは法律を学ぶ上で重要です。そこで、「物権法」では、民法物権編のうち担保物権を除く175条以下の規定を中心に学びます。	メッセージ 人が物を支配する様を学ぼう。
	到達目標 民法の規定する物権の基本的な内容を理解する。	

学 び の 実 践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） まず、民法が定める10種類の物権のうち、担保物権を除く、所有権・用益物権（地上権・地役権・永小作権・入会権）・占有権の意義と内容を学びます。特に所有権については、相隣関係、所有権の原始取得、共有、物権的請求権について学びます。 いわゆる分譲マンションのような区分所有の建物には一棟の建物の一部分を客体とするという特殊な所有権が認められています。そのため、複雑な問題が生ずるために、区分所有法という特別法が設けられていますので、次にこれを学びます。 そして、物権法の中心となるのが物権変動論です。典型的には所有権の移転が問題とされます。所有権は何を要件としていつ移転するのか、また、所有者が所有物を二重に譲渡する場合に問題になるように、所有権の取得を第三者に対抗するための対抗要件が必要かどうかという問題をめぐって、極めて複雑で詳細な議論が行われています。物権法の講義の半分は物権変動論にあてられます。
	テキスト・参考文献・資料など 適宜紹介します。

学 び の 実 践	学びの手立て 条文が重要です。
	評価 試験（中間・期末）を実施する。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 法務研究II、III（不動産登記法）。
-----------------------	--

科目 基本 情報	科目名 法学概論	期別	曜日・時限	単位
		通年	火 1	4
担当者 -吉崎 敦憲		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		1年	ayoshiza@11.u-ryukyu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 法学初学者向けに、法律学全体を展望し、現代社会が法とどのような関係を有しているのかを鳥瞰しながら、現代社会における法の果たすべき役割の重要性を確認する。抽象的な概念論にとどまらず、具体的な事例、今日的な課題を取り上げながら、様々な分野における法の在り方を検討し、法律実務も体感しながら法的論理的思考力を中心とする法的素養を身につけることを目的とする。	メッセージ この科目は、あくまでも各法分野の入り口を紹介するに留まるものでしかない。受講生諸君が、この科目の受講をきっかけとして、2年次以降、さらに個別の法分野に興味を持って自ら進んで学修することを期待するものである。
	到達目標 現代社会における法の全体像を知ることができる。また、現代社会における法の果たすべき役割の重要性や、今日的な課題等を確認し、具体的な事例における法適用のあり方を検討する。その上で、基礎的な法律知識、及び、法的論理的思考力を中心とする法的素養を身につけることができる。	

学 び の 実 践	学びのヒント	
	授業計画	時間外学習の内容
	回	テーマ
	1 ガイダンス、法とは何か(1)	
	2 法とは何か(2)	
	3 法の体系	
	4 法と裁判(1)	
	5 法と裁判(2)、法の解釈	
	6 法の発展	
	7 国家と法	
	8 日本国憲法(1) (統治原理)	
	9 " (2) (基本的人権①)	
	10 " (3) (" " ②))	
	11 家族関係と法	
	12 財産関係と法(1) (私有財産と法①)	
	13 " (2) (私有財産と法②、企業と法)	
	14 " (3) (消費者と法)	
	15 小括 (中間試験)	
	16 労働関係と法	
	17 社会保障と法	
	18 租税関係と法	
	19 違法行為と法	
	20 地方自治と法	
	21 国際関係と法(1) (国際社会と法)	
	22 " (2) (国際平和と法)	
	23 " (3) (国際化と法))	
	24 地球環境と法	
	25 知的財産と法	
	26 ジェンダーと法	
	27 少年と法	
	28 生命倫理と法(1) (総論)	
	29 " (2) (各論)	
	30 総括	
	31 期末試験	

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など
	<p>テキストは、特に指定しない。講義ごとのレジュメは、事前に、沖国大ポータルシステムの「授業サポート」の「授業共有ファイル」に添付して掲示するので、各自プリントアウトして講義に持参すること。</p> <p>【参考文献】①武藤眞朗ほか「法を学ぶパートナー〈第2版〉」（成文堂）。②伊藤正巳ほか「現代法学入門〈第4版〉」（有斐閣双書）。③末川博「法学入門〈第6版補訂版〉」（有斐閣双書）。①は、これから法律を学ぶにあたり、一読することをお勧めする。②及び③は、講義で配布するレジュメをより深く理解するために極めて有用である。その他は、講義の進行に応じて、隨時紹介する。</p>
学 び の 手 立て	学びの手立て
	講義には、六法（最新版。判例付きでも可）を持参すること。（第1回ガイダンスの際に、六法について紹介する。）
評価	<p>中間試験50点、期末試験50点の合計100点満点で評価する。</p> <p>試験は、いずれも穴埋め式で、講義で使用したレジュメの内容から出題する。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>本科目で培った法的素養を基礎として、各自が興味を持った法分野の学修へと発展させて頂きたい。</p>

科目 基本 情報	科目名 法思想史	期別	曜日・時限	単位
		通年	火3	4
担当者 稻福　日出夫		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		1年	講義終了後、教室、研究室で受け付ける。	
学 び の 準 備	ねらい 日本の近代法の形成に大きな影響を与えた西欧の法思想を学ぶことによって、現行日本法の思想的背景を探っていく。未来を展望する柔軟な視点を修得すること。	メッセージ 歴史や思想史に興味を持つ学生の受講を歓迎する。		
	到達目標 過去を振り返ることは、未来を展望する視点を切り拓くことに繋がる。 法の連續性と非連續性について、さらには社会科学一般について、ともに考えていきたい。			
学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画</u>	テーマ	時間外学習の内容	
	1 法思想史の方法について		適宜紹介する文献を読んでおくこと (以下、同じ)	
	2 古代ギリシアの法思想 I ソクラテス以前の哲学と法思想史との関連			
	3 古代ギリシアの法思想 II プラトンの法思想			
	4 古代ギリシアの法思想 III アリストテレスの法思想			
	5 ヘレニズム時代の法思想			
	6 古代ローマの法思想			
	7 西欧中世の法思想			
	8 教会法学者たちの法思想			
	9 ルネサンスとその法思想史上の意義			
	10 宗教改革期の法思想 I ルターの法思想			
	11 宗教改革期の法思想 II ジョン・ミルトンの法思想			
	12 宗教改革期の法思想 III グロティウスの法思想			
	13 近代イギリスの法思想 I ホップスの法思想			
	14 近代イギリスの法思想 II ロックの法思想			
	15 中間試験（またはレポート）			
	16 近代フランスの法思想 I モンtesキューの法思想			
	17 近代フランスの法思想 II ルソーの法思想			
	18 近代ドイツの法思想 I プーフェンドルフの法思想			
	19 近代ドイツの法思想 II カントの法思想（倫理・国家観）			
	20 近代ドイツの法思想 III カントの法思想（法と道徳の理論）			
	21 近代ドイツの法思想 IV ヘーゲルの法思想（倫理・国家観）			
	22 近代ドイツの法思想 V ヘーゲルの法思想（法律観）			
	23 近代ドイツの法思想 VI サヴィニーの法思想			
	24 近代ドイツの法思想 VII ヤーコブ・グリムの法思想（倫理・国家観）			
	25 近代ドイツの法思想 VIII ヤーコブ・グリムの法思想（法律観）			
	26 西欧法思想が日本に及ぼした影響			
	27 日本法思想 I 穂積陳重の法思想			
	28 日本法思想 II 戦後日本の法思想			
	29 佐喜眞興英の法思想			
	30 法思想史と実定法学との関係について			
	31 期末試験			

	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは特に指定しない。参考文献は恒藤武二『法思想史』等。講義の中で、適宜、資料などを配付する。</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>受講生の意欲的な学習態度が求められる。</p>
	<p>評価</p> <p>中間試験（またはレポート）、期末試験をおこなう。評価の基準は、課されたテーマに真剣に向き合った文章になっているか、である。参考書やネットからのコピーに満ちた答案は評価の対象にならない。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>外国史や日本史を学ぶと同時に、沖縄・琉球史の履修を勧める。</p>

科目 基本 情報	科目名 法政特論 I 担当者 -運天 寛樹	期 別	曜日・時限	単位
		後期	土2	2

学 び の 準 備	ねらい 本講義では、司法試験、司法書士試験、行政書士試験、宅地建物取引主任者試験等の法律系資格試験、公務員試験で共通の出題科目である民法を中心に講義していく。民法は、これらの試験において重要な科目であることから、これらの試験を意識した講義を行う。	メッセージ 基礎的な事項について初学者にもわかりやすく教えます。法律系資格試験を受験予定でなくとも、民法は、生活するうえで基本かつ重要な法律なので、興味がある学生には是非受講していただきたいです。
	到達目標 ・民法全般の基礎的な知識を取得すること。 ・講義で得た知識を前提に、様々な事例に関する民法上の問題について、文章で説明できるようになること。	

学 び の 実 践	学びのヒント		
	回	テーマ	時間外学習の内容
1	オリエンテーション		
2	民法総則（1）－制限行為能力		講義の復習
3	民法総則（2）－意思能力	同上	
4	物権法（1）－所有権、対抗問題	同上	
5	物権法（2）－担保物権	同上	
6	債権総論（1）－債務不履行	同上	
7	債権総論（2）－多数当事者の債権債務関係	同上	
8	債権総論（3）－債権譲渡、債権の消滅	同上	
9	債権各論（1）－契約（売買）	同上	
10	債権各論（2）－契約（賃貸借）	同上	
11	債権各論（3）－不当利得、不法行為	同上	
12	家族法（1）－婚姻、親子	同上	
13	家族法（2）－相続	同上	
14	家族法（3）－遺言	同上	
15	まとめ	同上	
16	定期試験	同上	

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など
	テキスト：特に指定しない。 参考文献：内田貴「民法 I～IV」（東京大学出版会） ※必ず六法は持参すること（スマホの電子六法は認めない）

学 び の 実 践	学びの手立て
	履修の心構え：講義を受けるからには、民法の基礎知識を是非習得してほしい。但し、民法全般を全16回で講義するという性質上、講義の内容は初步的なものとなるため、ある程度民法の勉強が進んでいる者にとっては退屈な講義になる可能性があることは留意していただきたい。 学びを深めるために：講義終了後、学習した範囲について、資格試験用の過去問題を解いてみることを推奨する。

学 び の 継 続	評価
	期末に試験を1回行う。 出席状況、試験の成績、受講態度等を総合的に評価する。但し、土曜日の開講科目ということもあり、出席状況の悪化が懸念されることから、出席状況を重視することとする。 なお、授業の進行状況によって、適宜、小テストを行うこともあるが、それは理解度を把握するために行うものであるため、評価の対象とはしない（成績次第では加点評価をすることはある）。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目
	本講義において民法の基礎知識を習得したうえで、より深い知識（判例等）を習得することを希望する。

科目 基本 情報	科目名 法政特論Ⅱ	期別	曜日・時限	単位
		後期	火4	2
担当者 伊達 竜太郎		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		2年	r.date@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 本講義は「ビジネス実務法務検定」の対策講座である。「ビジネス実務法務検定」は、官公庁や企業などの法務部門に限らず、営業・販売・総務・人事などあらゆる職種で必要とされる法律知識が習得できる。また、官公庁や企業などの入社・配属時などの参考資料として、様々な場面で利用されている。	メッセージ 皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「民法」「会社法」などの楽しさと奥深さと一緒に学びましょう。
	到達目標 本講義では、主に、3級の範囲を中心として、さらには、2級の範囲までを想定して、民法・会社法・知的財産法などの講義を行う予定である。	

回	テーマ	時間外学習の内容
1	ガイダンス	
2	ビジネス法務の実務①	
3	ビジネス法務の実務②	
4	会社取引の法務①（民法・商法など）	
5	会社取引の法務②（民法・商法など）	
6	会社財産の管理と法律①（民法・知的財産法など）	
7	会社財産の管理と法律②（民法・知的財産法など）	
8	債権の管理と回収①（民法・破産法など）	
9	債権の管理と回収②（民法・破産法など）	
10	取引を行う主体①（会社法）	
11	取引を行う主体②（会社法）	
12	企業活動に関する法規制（金融商品取引法・消費者契約法など）	
13	会社と従業員の関係（労働法）	
14	ビジネスに関する家族法（家族法）	
15	紛争の解決方法（民事訴訟法）	
16	国際法務（国際取引法）	

学 び の 実 践	テキスト・参考文献・資料など 【テキスト】特に指定しない（レジュメを配布する）。 【参考文献】東京商工会議所編『ビジネス実務法務検定試験3級公式問題集』『ビジネス実務法務検定試験2級公式問題集』（中央経済社・最新版）など。 【資料】必要に応じて、資料を配布する。
	学びの手立て 講義を通して、基本概念と立法趣旨を理解する。 講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大変なプロセスです。
	評価 期末試験などは行わず、出席のみで評価する。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 会社法、手形・小切手法、経済法、法務研究Ⅰ（法学検定試験の対策講座）

科目 基本 情報	科目名 法政特論IV	期 別	曜日・時限	単位
		後期	水4	2
担当者 田中 稔		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	メールを下さい。	

学 び の 準 備	ねらい 損害賠償（債務不履行・不法行為）について学びます。損害賠償は法的紛争の解決に重要な役割を果たしています。交通事故などにより人が死傷した場合のように一次的に損害賠償が問題となる場合だけでなく、物の帰属をめぐる争いに敗れた者が救済を求める二次的な損害賠償が問題となる場合もあります。講義では、被害者が請求できる損害賠償額はどのように算定されるのかという点を中心に、	メッセージ 損害賠償は、社会のもめ事の後始末をする、大変興味深い法制度です。
	到達目標 損害賠償法の基本的内容を理解する。	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u> 下のような内容についてお話しします。 損害賠償が問題となる様々な場面 債務不履行責任・不法行為責任の要件と効果 契約責任の拡大化をふりかえる 損害とは何か—差額説 損害とは何か—損害事実説 逸失利益の算定をめぐる諸問題 損害賠償の範囲を画定する 金銭債務としての損害賠償債務の特徴 損害賠償債務の一部の提供・供託の効果 重複填補の調整 損害賠償額の算定期間
	テキスト・参考文献・資料など レジュメを配布します。 担当教員の論文など、適宜紹介します。

学 び の 実 践	学びの手立て 判決文を丁寧に読み込むこと。
	評価 レポートによります。講義の際に提出して頂くリアクション・ペーパーの内容を考慮します。

学 び の 継 続	次のステージ・関連科目 債権総論・各論。
-----------------------	-------------------------

科目 基本 情報	科目名 法政特論V 担当者 稻福　日出夫	期別	曜日・時限	単位
		前期	火4	2

学 び の 準 備	ねらい 「社会あるところ法あり」と語られる。それは「社会変われば法も変わる」ということをも意味するであろう。我々は無意識のうちに、自國の法文化を価値尺度として、他國の文化・社会觀に無理解のまま、他國の法文化を判断することがあります。法の歴史性、法文化の相対性といったものを、ともに考えていきたい。	メッセージ 読書をすることの好きな、歴史や思想史に興味を持つ学生の受講を歓迎する。
	到達目標 身体の一回性は、今、ここ、を生きるしかない。しかし、思考においては、この時間・空間を脱することができるであろう。肩の凝らない法文化論を試みたい。	

学 び の 実 践	学びのヒント <u>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</u> 特論Vでは、近代日本法の歴史に焦点を当てる。西欧の法を継承して明治期の法典を編纂してきた日本は、一方で、自由民権運動も経験している。折に触れ、穂積陳重の『法律進化論』や野田良之の「法文化の東西論」などを紹介するなかから「厳密でない学としての法学」の意味を探ってみたい。

評価	テキスト・参考文献・資料など 特に指定しない。適宜、資料などプリントを配布する。 講義の際、指示する。

学 び の 継 続	学びの手立て 少人数のクラスとなるであろう。登録者の意欲的な学習態度が求められる。
	評価 成績評価は、出席、時折課す小テスト、最終試験などを総合して評価の基準とする。

次のステージ・関連科目
関連科目として、法政特論VIの履修を勧める。

科 目 基 本 情 報	科目名 法政特論VI 担当者 稻福　日出夫	期 別	曜日・時限	単 位					
		後期	火 4	2					
ねらい 「社会あるところ法あり」と語られる。それは「社会変われば法も変わる」ということをも意味するであろう。我々は無意識のうちに、自國の法文化を価値尺度として、他國の文化・社会觀に無理解のまま、他國の法文化を判断することがあります。法文化の相対性といったものを、ともに考えていきたい。		対象年次 3年	授業に関する問い合わせ 講義終了後、教室、研究室で受け付ける。						
到達目標 身体の一回性は、今、ここ、を生きるしかない。しかし、思考においては、この時間・空間を脱することができるであろう。肩の凝らない法文化論を試みたい。		メッセージ 読書をすることの好きな、歴史や思想史に興味を持つ学生の受講を歓迎する。							
学 び の 准 備	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 特論VIでは、宗教改革者や啓蒙思想家たちの家族觀、婚姻觀を比較検討していきたい。また、メインの『古代法』やバッハオーフェンの『母權論』、エンゲルスの『家族・私有財産・國家の起源』などを通じて、家族觀の歴史を辿ってみる。比較的自由に法学の領域を横断・越境していく内容にしたい。								
	学びの実践								
	テキスト・参考文献・資料など 特に指定しない。適宜、資料などプリントを配布する。 講義の際、適宜指示する。								
	学びの手立て 少人数のクラスとなるであろう。登録者の意欲的な学習態度が求められる。								
評 価	評価 成績評価は、出席、時折課す小テスト、最終試験などを総合して評価の基準とする。								
	学 び の 継 続 次のステージ・関連科目 関連科目として、法政特論Vの履修を勧める。								

科目 基本 情報	科目名 保険・海商法	期別 後期	曜日・時限 月2・木2	単位 4
	担当者 清水 太郎	対象年次 3年	授業に関する問い合わせ	

学 び の 準 備	ねらい 今日において、保険による保護を受けることなしに生活することは難しい。また、わが国の貿易は、重量ベースで99%が海上運送によって行われている。つまり、保険・海商法は私たちの生活に密着している。そこで、保険・海商法の基本概念を理解することを目標とする。	メッセージ 保険・海商法は、商法の中で最も実務的で面白い領域である。また、海商法は改正が予定されていることから、これもふまえた講義したい。基本的にテキストの順にそって解説するので、該当する章を読んでほしい。
	到達目標 保険・海商法の基本概念の理解。 初回に簡単なガイダンスをした後、基本的にはテキストの順に従って解説するが、各回の目標は、下記【到達目標】のとおりである。 なお、保険法と海商法は6:4程度の分量になる。	

学 び の 実 践	学びのヒント	
	授業計画	時間外学習の内容
	回 テーマ	
1	保険制度と保険法【到達目標】保険契約法の法源の理解	テキストpp3-16を読む
2	保険契約と当事者・関係者【到達目標】保険契約の法的性質の理解	テキストpp17-25を読む
3	保険契約の成立・終了【到達目標】告知義務の理解	テキストpp26-36を読む
4	保険契約の内容・効果【到達目標】保険事故・保険給付の履行期の理解	テキストpp37-44を読む
5	損害保険契約の意義・内容【到達目標】被保険利益の理解	テキストpp45-52を読む
6	損害保険関係の変動【到達目標】危険の増加の理解	テキストpp53-57を読む
7	損害保険契約に特有の効果【到達目標】代位の理解	テキストpp58-66を読む
8	保険担保【到達目標】物上代位・質権設定の理解	テキストpp67-75を読む
9	火災保険と各種損害保険【到達目標】火災保険の基本概念の理解	テキストpp76-87を読む
10	責任保険【到達目標】責任保険における被害者保護の理解	テキストpp88-95を読む
11	自動車保険【到達目標】自賠責保険・任意自動車保険の基本概念の理解	テキストpp96-112を読む
12	生命保険契約(1)【到達目標】生命保険契約の基本概念の理解	テキストpp113-124を読む
13	生命保険契約(2)【到達目標】生命保険契約の金融的側面・免責事由の理解	テキストpp125-134を読む
14	傷害保険契約【到達目標】傷害保険契約の基本概念の理解・重大事由解除の理解	テキストpp135-148を読む
15	保険事業と保険法【到達目標】保険業法上の所属保険会社の賠償責任の理解	テキストpp149-167を読む
16	海商法の意義と発展【到達目標】海商法の体系の理解	テキストpp171-175を読む
17	海上企業の物的組織(船舶)【到達目標】船舶の性質・公示の理解	テキストpp176-181を読む
18	海上企業の人的組織・企業主体【到達目標】船主・船舶共有者・船舶賃借人・傭船者の理解	テキストpp182-187を読む
19	海上企業の人的組織・企業補助者【到達目標】船長の基本概念の理解	テキストpp188-194を読む
20	海上企業の責任と責任制限【到達目標】船主責任制限法の基本概念の理解	テキストpp195-206を読む
21	海上企業金融【到達目標】船舶先取特権・船舶抵当権・船舶に対する強制執行の理解	テキストpp207-211を読む
22	海上物品運送契約の種類【到達目標】国際海上物品運送法の基本概念の理解	テキストpp212-222を読む
23	海上物品運送契約の履行・終了【到達目標】海上物品運送契約の履行過程の理解	テキストpp223-234を読む
24	海上物品運送人の責任【到達目標】商法および国際海上物品運送法における責任の理解	テキストpp235-248を読む
25	船荷証券の意義・種類と発行【到達目標】船荷証券の基本概念の理解	テキストpp249-255を読む
26	船荷証券の機能と効力【到達目標】船荷証券の物権的効力・債権的効力の理解	テキストpp256-260を読む
27	海上売買【到達目標】FOB・CIFの理解	テキストpp261-267を読む
28	共同海損・海難救助【到達目標】共同海損・海難救助の基本概念の理解	テキストpp268-280を読む
29	船舶衝突【到達目標】船舶衝突の基本概念の理解	テキストpp281-285を読む
30	海上保険【到達目標】各種海上保険・委付の基本概念の理解	テキストpp286-296を読む
31	試験	

	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト 山野嘉朗編著『現代保険・海商法30項〔第9版〕』(2013年・中央経済社) 参考書 『保険法判例百選』(2010年・有斐閣) レジュメを配布する。。</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>授業に出席して、予習・復習を欠かさないこと。</p>
評価	試験70%、平常点30%
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>「商法総則・商行為法」、「会社法」、「手形・小切手法」</p>

科目 基本 情報	科目名 民事訴訟法	期別	曜日・時限	単位
		前期	火1・金1	4
担当者 上江洲 純子		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	講義終了後又はオフィスアワー(月3)に、教室又は研究室で受け付けます。	

学 び の 準 備	ねらい <ul style="list-style-type: none">法的なトラブルが身近に起こりうることを理解し、ニュースや新聞で取り上げられている民事裁判に興味をもつこと。法的なトラブルの解決方法にはどのようなものがあるか理解し、その最終手段となる民事裁判の基本的な流れを理解すること。判例や事例問題について、テキストや六法を使って、理論的に思考できる力を身につけること。	メッセージ 法的なトラブルというと直ぐに思い浮かぶのは相続問題や交通事故かもしれません。でも、普段の生活の中にも意外とトラブルは転がっているものです。LINEやFacebook、アルバイト先や友人関係、あなたにも思い当たることがあるのではないですか？では、これが大きなトラブルに発展したとき、法はどのような解決方法を用意しているのでしょうか？この講義で一から一緒に学んでいきましょう。
	到達目標 <ul style="list-style-type: none">民事裁判の流れとともに、基本的な法律用語や判例を理解し、自分の言葉で説明できるようになることを目指します。新聞やニュースで目に見る民事裁判の内容を理解し、他人に分かりやすく説明することができるようになることを目指します。身近な人が法的なトラブルに巻き込まれたときに、どのような解決方法があるか選択肢を提示するなどアドバイスができるようになることを目指します。	

回	テーマ	時間外学習の内容
1	ガイダンス（民事訴訟法入門）	テキスト第1章 I を読むこと
2	民事紛争の調整手続①	テキスト第1章 I を読むこと
3	民事紛争の調整手続②	テキスト第1章 III を読むこと
4	民事訴訟法の沿革	テキスト第2章を読むこと
5	民事訴訟の基本的な流れ	テキスト第2章を読むこと
6	訴訟手続の登場人物	テキスト第2章 I を読むこと
7	訴状の記載事項・訴えの三類型	テキスト第2章 I を読むこと
8	訴訟物・請求の特定①	テキスト第2章 I を読むこと
9	訴訟物・請求の特定②	テキスト第2章 I を読むこと
10	訴えの利益①	テキスト第3章 I を読むこと
11	訴えの利益②	テキスト第3章 I を読むこと
12	当事者の概念・当事者能力	テキスト第2章 III を読むこと
13	当事者適格・訴訟担当①	テキスト第2章 III を読むこと
14	当事者適格・訴訟担当②	テキスト第2章 III を読むこと
15	中間試験	講義内容を復習すること
16	訴訟能力・訴訟上の代理人①	テキスト第2章 III を読むこと
17	訴訟能力・訴訟上の代理人②	テキスト第2章 III を読むこと
18	民事裁判権	テキスト第2章 II を読むこと
19	裁判管轄①	テキスト第2章 II を読むこと
20	裁判管轄②・移送	テキスト第2章 II を読むこと
21	送達・訴え提起の効果	テキスト第2章 I を読むこと
22	審理の具体的な流れ	テキスト第3章を読むこと
23	口頭弁論の諸原則	テキスト第3章 II を読むこと
24	弁論主義①	テキスト第3章 II を読むこと
25	弁論主義②・証明権	テキスト第3章 II を読むこと
26	職権進行主義・争点整理手続	テキスト第3章 II を読むこと
27	証拠調べ手続①	テキスト第3章 III を読むこと
28	証拠調べ手續②	テキスト第3章 III を読むこと
29	自由心証主義・証明責任	テキスト第3章 III を読むこと
30	判決の言い渡し・既判力	テキスト第4章を読むこと
31	期末試験	講義内容を復習すること

	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト：上原敏夫・池田辰夫・山本和彦著『民事訴訟法(第7版)』有斐閣Sシリーズ(有斐閣) 参考文献：安西明子・安達栄司・村上正子・畠宏樹著『民事訴訟法』有斐閣ストゥディア(有斐閣) 上原敏夫・池田辰夫・山本和彦著『基本判例民事訴訟法(第2版)』(有斐閣) 中島弘雅・岡伸浩編著『民事訴訟法判例インデックス』(商事法務)</p> <p>資料：判例等の必要な資料については、講義時に配付します。</p>
学 び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>履修の心構えは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事裁判に関心を持って受講してもらうことが重要なので、民法(物権法・債権総論・債権各論)、商法(商法総則・会社法)、裁判法に関心があり、それらの科目を事前又は並行して受講していることが望ましいです。 ・テキスト、六法、配付レジュメを使って講義をしますので、毎回忘れずに持参してください。 ・テキストや配付レジュメのうち重要な事項は板書しますので、講義中は集中してノートを取るようにしてください。なお、スマホ等で黒板を撮影することは許可しませんので気をつけてください。
評価	<p>中間試験(45%)・期末試験(55%)の成績で評価します。 中間試験を受験していない場合は、期末試験を受験できません。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>民事裁判の基本的な流れを理解したら、次は、民事訴訟手続の関連科目に当たる「民事執行法」や「倒産法」を受講してみましょう。</p>

科目 基本 情報	科目名 民法総則	期別	曜日・時限	単位
		前期	月1・木1	4
担当者 山下 良		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		1年	ryamashita@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい この授業では、民法の「第一編 総則」を扱います。民法は、財産を持つ、誰かと取引をする、結婚をする、といった私たちの私的生活についてのルールを定めた法律です。そして、その民法全体に共通する原則として、一番最初に書かれているのが「総則」です。講義を通じて、民法の原則と全体構造を学習しましょう。	メッセージ 民法は、「民法総則」、「物権法」、「担保物権法」、「債権総論」、「債権各論」、「家族法」の6つに分かれているので、他の5つと合わせて勉強して下さい。
	到達目標 人の私的生活についての基本法である民法の、基礎的な知識を身につける。	

学 び の 実 践	学びのヒント		時間外学習の内容
	回	テーマ	
1	ガイダンス、民法とはどのような法律か		テキスト、六法を準備すること
2	民法の意義		テキスト4~8ページ
3	民法の法源と解釈		テキスト8~17ページ
4	民法の基本原理		テキスト17~21ページ
5	私権行使の原則		テキスト21~27ページ
6	権利の主体①		テキスト28~34ページ
7	権利の主体②		同上
8	権利の主体③		同上
9	権利の主体④		テキスト53~99ページ
10	権利の主体⑤		同上
11	意思能力と行為能力		テキスト35~38ページ
12	制限行為能力者①		テキスト38~51ページ
13	制限行為能力者②		同上
14	制限行為能力者③		同上
15	制限行為能力者④		同上
16	中間試験までのまとめ		中間試験までのまとめ
17	中間試験		中間試験
18	中間試験の復習		中間試験の復習
19	権利の客体		テキスト100~104ページ
20	法律行為①		テキスト105~143ページ
21	法律行為②		同上
22	法律行為③		同上
23	条件、期限、期間		テキスト153~156ページ
24	代理①		テキスト157~207ページ
25	代理②		同上
26	代理③		同上
27	代理④		同上
28	時効①		テキスト212~260ページ
29	時効②		同上
30	期末試験		期末試験
31	期末試験の復習		期末試験の復習

テキスト・参考文献・資料など

山田卓生・河内宏・安永正昭・松久三四彦『民法 I 総則〔第3版補訂〕』(有斐閣、2007年10月)

学
び
の
実
践

学びの手立て

毎回必ず授業に出席し、授業終了後には復習をすること。

評価

中間試験（100点）、期末試験（100点）、出席（若干）によって評価します。

学
び
の
継
続

次のステージ・関連科目

物権法、担保物権法、債権総論、債権各論、家族法

科目 基本 情報	科目名 労働法 I 担当者 井村 真己	期 別	曜日・時限	単位	
		前期	火 1・金 1	4	
ねらい 現代社会では、多くの人々は、労働者として企業との間で労働契約を締結し、その契約に従って労働という債務を履行することで生活の糧を得ている。このような労働関係を規制する法律を総称して労働法というが、この講義では、労働法のうち雇用関係法と呼ばれる分野について、その基本的内容と理論、そして問題点について習得することを目的とする。		メッセージ 講義に当たっては各单元ごとにレジュメを配布するが、興味に応じて参考文献などを参照すること。また、アルバイトをしている学生は、自分がどんな契約の下で働いているか調べてみること。			
到達目標 労働契約の成立・展開・終了において生じるさまざまな問題に関して、どのような法規制が行われているかについて学ぶ。 具体的には、労働基準法、労働契約法、男女雇用機会均等法などがどのような規制を行っているか、その規制方法と規制内容について基本的な知識を身につけることを目標とする。					

学 び の 准 備	ねらい 現代社会では、多くの人々は、労働者として企業との間で労働契約を締結し、その契約に従って労働という債務を履行することで生活の糧を得ている。このような労働関係を規制する法律を総称して労働法というが、この講義では、労働法のうち雇用関係法と呼ばれる分野について、その基本的内容と理論、そして問題点について習得することを目的とする。	メッセージ 講義に当たっては各单元ごとにレジュメを配布するが、興味に応じて参考文献などを参照すること。また、アルバイトをしている学生は、自分がどんな契約の下で働いているか調べてみること。

学びのヒント		授業計画	時間外学習の内容
回	テーマ		
1	ガイダンス	レジュメを参照して予習・復習	
2	総論①（雇用関係法とは何か）		
3	総論②（雇用関係法の適用対象）		
4	労働契約①（労働契約の権利義務）		
5	労働契約②（契約期間）		
6	労働契約③（就業規則）		
7	労働契約④（就業規則の不利益変更）		
8	労働憲章と均等待遇①（労働憲章）		
9	労働憲章と均等待遇②（均等待遇）		
10	採用と人事①（採用内定）		
11	採用と人事②（昇格・降格）		
12	採用と人事③（配転・出向）		
13	賃金①（賃金支払の原則）		
14	賃金②（賞与・退職金）		
15	賃金③（休業手当）		
16	労働時間・休憩・休日①（労働時間の原則）		
17	労働時間・休憩・休日②（時間外労働）		
18	労働時間・休憩・休日③（休憩・休日）		
19	労働時間・休憩・休日④（年次有給休暇）		
20	安全衛生・労災補償①（安全衛生）		
21	安全衛生・労災補償②（労働災害）		
22	安全衛生・労災補償③（労災補償の認定）		
23	職場規律と懲戒①（職場規律）		
24	職場規律と懲戒②（懲戒）		
25	雇用関係の終了①（退職）		
26	雇用関係の終了②（解雇）		
27	非典型雇用①（有期契約）		
28	非典型雇用②（パートタイム労働）		
29	非典型雇用③（派遣労働）		
30	雇用関係の紛争解決システム		
31	期末試験		

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト： 指定しない（レジュメを配布する）。</p> <p>参考文献：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山川隆一『雇用関係法（第4版）』（新世社・2008年） ・浅倉むつ子・島田陽一・盛誠吾『労働法（第5版）』（有斐閣・2015年） ・村中孝史・荒木尚志（編）『労働判例百選（第9版）』（有斐閣・2016年）
学 び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>労働関係の問題は、働くことで生活の糧を得ようとする以上は避けては通れない問題である。自分がどのような権利を持っていて、どのような保護を受けることができるのかということをは、自分の身を守るために非常に重要である。したがって、受講の際には、将来の自分自身の働き方を意識し、自分自身の問題として労働法を学んで欲しい。</p>
学 び の 実 践	<p>評価</p> <p>シラバス記載の到達目標の達成度に対して、期末試験80%、レポート10%、平常点10%で総合的に評価する。</p>

学
び
の
継
続

次のステージ・関連科目

関連科目：労働法Ⅱ、社会保障法

科目 基本 情報	科目名 労働法II	期別	曜日・時限	単位
		後期	火1・金1	4
担当者 井村 真己		対象年次	授業に関する問い合わせ	
		3年	imura@okiu.ac.jp	

学 び の 準 備	ねらい 労働者により結成された団体である労働組合と使用者との関係を一般的に労使関係と称するが、日本国憲法は、28条において労働基本権を保障し、また、これを具体化した法律として労働組合法および労働関係調整法がある。この講義では、これら憲法および法律について学び、労使関係に関する基本的な知識を身につけることを目的とする。	メッセージ 講義に当たっては各单元ごとにレジュメを配布するが、興味に応じて参考文献などを参照すること。また、労働組合になじみのない受講生が多数だと思われるが、会社との関係で労働者が一致団結することによりどのような効果があるかを想像しながら受講して欲しい。
	到達目標 憲法28条の保障する団結権、団体交渉権、団体行動権についてその具体的な保障内容を理解した上で、労働組合法および労働関係調整法の基本的な知識を修得することにより、労働者の結成する労働組合の目的や社会の中で果たす役割について理解を深めることを目標とする。	

学 び の 実 践	学びのヒント	
	授業計画	時間外学習の内容
回	テーマ	
1	ガイダンス	レジュメを参照して予習・復習
2	労働基本権①（労働基本権の歴史）	レジュメを参照して予習・復習
3	労働基本権②（労働基本権の意義）	レジュメを参照して予習・復習
4	労働基本権③（労働基本権保障の内容）	レジュメを参照して予習・復習
5	労働基本権④（労働基本権の制限）	レジュメを参照して予習・復習
6	労働組合①（労働組合の機能と形態）	レジュメを参照して予習・復習
7	労働組合②（労働組合の内部運営）	レジュメを参照して予習・復習
8	労働組合③（労働組合の組織変動）	レジュメを参照して予習・復習
9	労働組合④（組合活動(1)）	レジュメを参照して予習・復習
10	労働組合⑤（組合活動(2)）	レジュメを参照して予習・復習
11	団体交渉①（団体交渉の意義と形態）	レジュメを参照して予習・復習
12	団体交渉②（団体交渉の当事者）	レジュメを参照して予習・復習
13	団体交渉③（団体交渉の手続・態様）	レジュメを参照して予習・復習
14	団体交渉④（団交拒否の救済）	レジュメを参照して予習・復習
15	労働協約①（労働協約の意義）	レジュメを参照して予習・復習
16	労働協約②（労働協約の法的性質）	レジュメを参照して予習・復習
17	労働協約③（労働協約の一般的拘束力）	レジュメを参照して予習・復習
18	労働協約④（労働協約と労働条件変更）	レジュメを参照して予習・復習
19	争議行為①（争議行為の概念）	レジュメを参照して予習・復習
20	争議行為②（争議行為の正当性）	レジュメを参照して予習・復習
21	争議行為③（争議行為と賃金）	レジュメを参照して予習・復習
22	争議行為④（争議行為と責任追及）	レジュメを参照して予習・復習
23	争議行為⑤（使用者の争議対抗行為）	レジュメを参照して予習・復習
24	争議行為⑥（争議調整）	レジュメを参照して予習・復習
25	不当労働行為①（不当労働行為とは）	レジュメを参照して予習・復習
26	不当労働行為②（不当労働行為の主体）	レジュメを参照して予習・復習
27	不当労働行為③（不当労働行為意思）	レジュメを参照して予習・復習
28	不当労働行為④（不利益取扱）	レジュメを参照して予習・復習
29	不当労働行為⑤（支配介入）	レジュメを参照して予習・復習
30	不当労働行為⑥（不当労働行為の救済）	レジュメを参照して予習・復習
31	期末試験	

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト： 指定しない（レジュメを配布する）。</p> <p>参考文献：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西谷敏『労働組合法（第3版）』（有斐閣・2012年） ・浅倉むつ子・島田陽一・盛誠吾『労働法（第5版）』（有斐閣・2015年） ・村中孝史・荒木尚志（編）『労働判例百選（第9版）』（有斐閣・2016年）
学 び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>労働関係の問題は、働くことで生活の糧を得ようとする以上は避けては通れない問題である。自分がどのような権利を持っていて、どのような保護を受けることができるのかということをは、自分の身を守るために非常に重要である。したがって、受講の際には、将来の自分自身の働き方を意識し、自分自身の問題として労働法を学んで欲しい。</p>
学 び の 実 践	<p>評価</p> <p>シラバス記載の到達目標の達成度に対して、期末試験80%、レポート10%、平常点10%で総合的に評価する。</p>

学
び
の
継
続

次のステージ・関連科目

関連科目：労働法 I 、社会保障法